

佐久市保健福祉審議会委員委嘱書交付式 次第

平成29年8月30日(水) 午後3時から
佐久市議会棟 2階 全員協議会室

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 閉会

佐久市保健福祉審議会 次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 審議会の組織等について
- 4 会長・副会長の選出
- 5 諮 問
 - (1) 第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について
- 6 部会に属すべき委員の指名について
- 7 審議事項
 - (1) 佐久市公立保育所の今後のあり方について
- 8 報告事項
 - (1) 佐久市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画策定について
- 9 その他事項
 - (1) 佐久市自殺対策総合計画(骨子案)について
- 10 閉 会

佐久市保健福祉審議会・佐久市要保護児童対策協議会

資 料 目 次

1	佐久市保健福祉審議会条例	1
	*組織図	3
2	委員名簿	
	(1) 保健福祉審議会全体名簿	4
	(2) 保健福祉審議会委員名簿	5
	(3) 高齢者福祉部会委員名簿	6
	(4) 児童福祉部会委員名簿	7
	(5) 障害者福祉部会委員名簿	8
	(6) 保健部会委員名簿	9
3	諮問	
	(1) 第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について	10
4	審議事項	
	(1) 佐久市公立保育所の今後のあり方について	12
5	報告事項	
	(1) 佐久市老人福祉計画	
	・第7期介護保険事業計画策定について	資料1・2・3・4
6	その他事項	
	(1) 佐久市自殺対策総合計画（骨子案）について	資料5・6

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号
改正 平成22年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

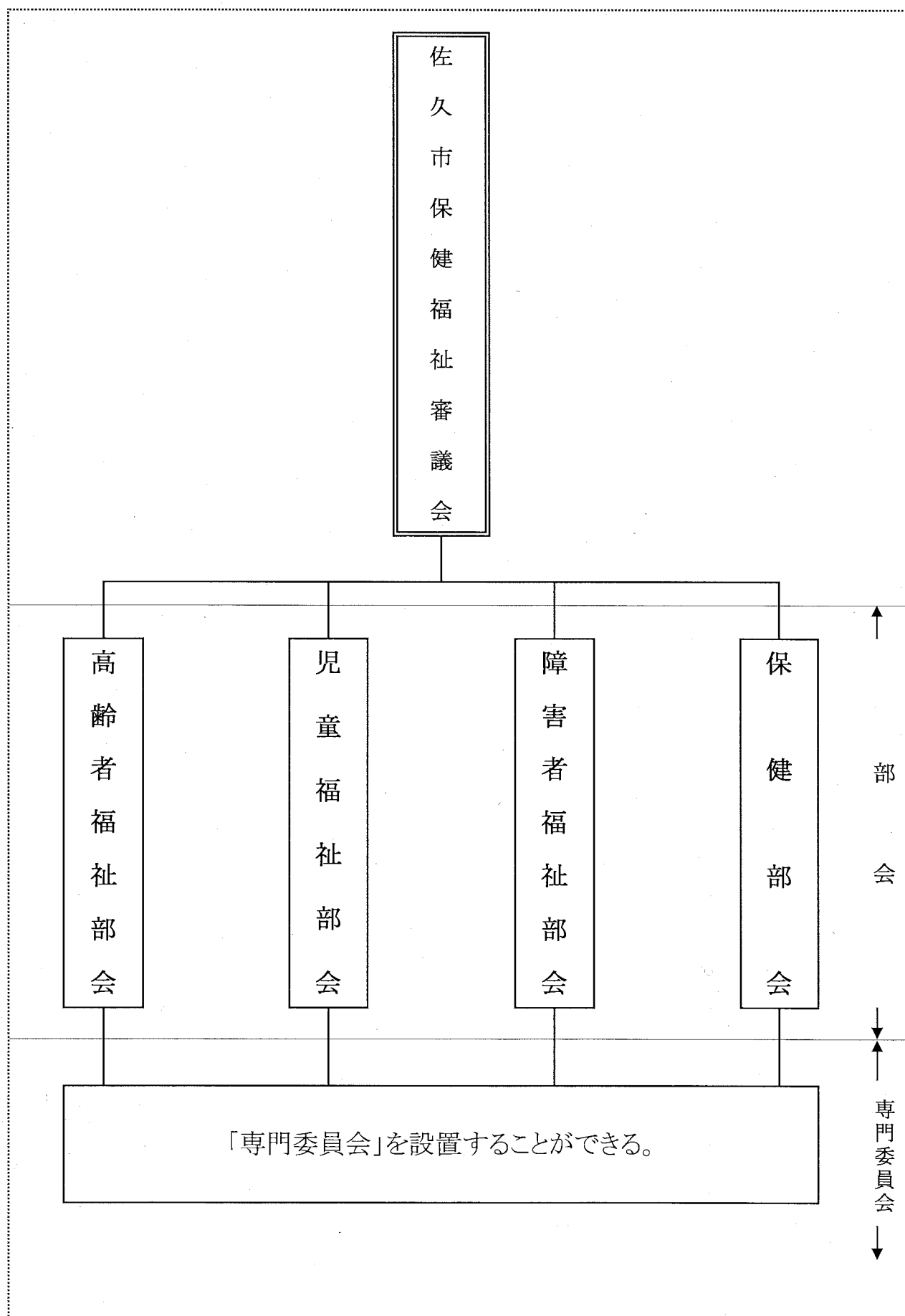
- 2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成22年3月29日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市保健福祉審議会組織図



佐久市保健福祉審議会委員・各部会委員名簿

■ 審議会会長 ◎ 部会長
□ 審議会副会長(職務代理) ○ 職務代理

任期：H29.8.30～H31.8.29
(敬称略)

選出組織等	役職名等	審議会委員	高齢者福祉部会	児童福祉部会	障害者福祉部会	保健部会
識見者	佐久大学学長	堀内 ふき				堀内 ふき
識見者	長野県弁護士会佐久在住会	山田 啓顕			山田 啓顕	
識見者	佐久福寿園施設長	和田 裕一	和田 裕一			
識見者	佐久大学信州短期大学部教授		矢羽田 明美			
識見者	佐久市子ども特別対策推進員			池田 喜忠		
識見者	障害者スポーツ指導員				浅倉 俊男	
医師会	佐久医師会会長	小松 正彦	小松 正彦			
医師会	佐久医師会副会長	岡田 稔				岡田 稔
歯科医師会	佐久歯科医師会会長	甘利 光治	甘利 光治			
歯科医師会	佐久歯科医師会会計理事	野村 裕行				野村 裕行
薬剤師会	佐久薬剤師会会長	大森 健				大森 健
薬剤師会	佐久薬剤師会副会長		今牧 健之			
学事職員会	佐久市学事職員会 東小学校長	小林 政徳		小林 政徳		
区長会	佐久市区長会会長	伊藤 雅章	伊藤 雅章			
区長会	佐久市区長会副会長			神津 五人		
区長会	佐久市区長会副会長				渡辺 一夫	
区長会	佐久市区長会副会長					丸山 和之
行政関係機関	佐久福祉事務所長 佐久保健所次長	河西 光章				河西 光章
行政関係機関	佐久児童相談所所長	宮沢 秀一		宮沢 秀一		
社会福祉協議会	佐久市社会福祉協議会会長	佐藤 悦生	佐藤 悦生			
民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会会長	小平 實	小平 實			
民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会副会長					白鳥 昭夫
民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会副会長					鷹野 勝
民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会副会長				土屋 珠江	
民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会副会長		田島 弘			
民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会副会長	佐藤 和夫			佐藤 和夫	
民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会副会長				武重 和彦	
民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 主任児童委員部会会長	佐藤 洋一		佐藤 洋一		
民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 主任児童委員部会副会長			両澤 正子		
保健補導員会	佐久市保健補導員会会長	市川 みさ子				市川 みさ子
保健補導員会	佐久市保健補導員会理事		中條 みゆき			
保健補導員会	佐久市保健補導員会理事				井出 杏子	
人権擁護委員協議会	佐久人権擁護委員協議会会長	春日 利夫		春日 利夫		
福祉団体	佐久市身体障害者福祉協会会長	小林 壽夫			小林 壽夫	
福祉施設	緑の牧場学園施設長	小林 眞浩			小林 眞浩	
福祉施設	NPO法人ウィズハートさく理事長	杉田 義夫			杉田 義夫	
保育協会	佐久市保育協会会長	松川 たか子		松川 たか子		
私立幼稚園	私立幼稚園園長会代表	佐藤 一夫		佐藤 一夫		
栄養士会	長野県栄養士会佐久支部顧問	中村 美登里	中村 美登里			
栄養士会	長野県栄養士会佐久支部副支部長					市川 典子
栄養士会	長野県栄養士会佐久支部			荻原 さき子		
老人クラブ連合会	佐久市老人クラブ連合会会長	花岡 文夫	花岡 文夫			
介護職域代表	居宅介護支援事業者連絡協議会会長		渡辺 かおり			
PTA代表	佐久市PTA連合会会長			藤巻 崇		
PTA代表	佐久市PTA連合会副会長			武田 香		
PTA代表	小諸養護学校PTA佐久支部支部長				竹内 明子	
保育園保護者代表	佐久市保育園保護者会連合会会長			木内 光輝		
幼稚園保護者代表	佐久市幼稚園保護者代表			外川 裕子		
歯科衛生士会	長野県歯科衛生士会小諸・佐久支部					猿谷 浩子
産業関係団体	佐久商工会議所専務理事				佐藤 剛	
食生活改善推進協議会	佐久市食生活改善推進協議会会長					土屋 やよい
在宅看護職	在宅看護職の会				横山 孝子	
	計	25	13	14	13	12

佐久市保健福祉審議会委員

任期: H29.8.30～H31.8.29

(敬称略)

選出組織等	役職名等	審議会委員	所属部会
識見者	佐久大学学長	堀 内 ふ き	保健
識見者	長野県弁護士会 佐久在住会	山 田 啓 顕	障害者福祉
識見者	佐久福寿園施設長	和 田 裕 一	高齢者福祉
医師会	佐久医師会会長	小 松 正 彦	高齢者福祉
医師会	佐久医師会副会長	岡 田 稔	保健
歯科医師会	佐久歯科医師会会長	甘 利 光 治	高齢者福祉
歯科医師会	佐久歯科医師会会計理事	野 村 裕 行	保健
薬剤師会	佐久薬剤師会会長	大 森 健	保健
学事職員会	佐久市学事職員会 東小学校長	小 林 政 徳	児童福祉
区長会	佐久市区長会会長	伊 藤 雅 章	高齢者福祉
関係行政機関	佐久福祉事務所長 佐久保健所次長	河 西 光 章	保健
関係行政機関	佐久児童相談所所長	宮 沢 秀 一	児童福祉
社会福祉協議会	佐久市社会福祉協議会会長	佐 藤 悦 生	高齢者福祉
民生児童委員 協議会	佐久市民生児童委員 協議会会長	小 平 實	高齢者福祉
民生児童委員 協議会	佐久市民生児童委員 協議会副会長	佐 藤 和 夫	障害者福祉
民生児童委員 協議会	佐久市民生児童委員協議会 主任児童委員部会会長	佐 藤 洋 一	児童福祉
保健補導員会	佐久市保健補導員会会長	市 川 み さ 子	保健
人権擁護委員 協議会	佐久人権擁護委員協議会 会長	春 日 利 夫	児童福祉
福祉団体	佐久市身体障害者福祉 協会会長	小 林 壽 夫	障害者福祉
福祉施設	緑の牧場学園施設長	小 林 眞 浩	障害者福祉
福祉施設	NPO法人ウイズ・ハートさく 理事長	杉 田 義 夫	障害者福祉
保育協会	佐久市保育協会会長	松 川 た か 子	児童福祉
私立幼稚園	私立幼稚園園長会代表	佐 藤 一 夫	児童福祉
栄養士会	長野県栄養士会佐久支部 顧問	中 村 美 登 里	高齢者福祉
老人クラブ連合会	佐久市老人クラブ連合会 会長	花 岡 文 夫	高齢者福祉

佐久市保健福祉審議会 高齢者福祉部会委員名簿

任期：H29.8.30～H31.8.29

（敬称略）

審議会委員	選出組織等	役職名等	氏名
●	識見者	佐久福寿園施設長	和田 裕 一
	識見者	佐久大学 信州短期大学部教授	矢羽 田 明 美
●	医師会	佐久医師会会長	小 松 正 彦
●	歯科医師会	佐久歯科医師会会長	甘 利 光 治
	薬剤師会	佐久薬剤師会副会長	今 牧 健 之
●	区長会	佐久市区長会会長	伊 藤 雅 章
●	社会福祉協議会	佐久市社会福祉協議会 会長	佐 藤 悦 生
●	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 会長	小 平 實
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	田 島 弘
	保健補導員会	佐久市保健補導員会理事	中 條 み ゆ き
●	栄養士会	長野県栄養士会佐久支部 顧問	中 村 美 登 里
●	老人クラブ連合会	佐久市老人クラブ連合会会長	花 岡 文 夫
	介護職域代表	居宅介護支援事業者 連絡協議会会長	渡 辺 か お り

佐久市保健福祉審議会 児童福祉部会委員名簿

任期: H29.8.30～H31.8.29

(敬称略)

審議会委員	選出組織等	役職名等	氏名
	識見者	佐久市子ども特別対策推進員	池 田 喜 忠
●	学事職員会	佐久市学事職員会 東小学校長	小 林 政 徳
	区長会	佐久市区長会副会長	神 津 五 人
●	行政関係機関	佐久児童相談所所長	宮 沢 秀 一
●	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 主任児童委員部会部会長	佐 藤 洋 一
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 主任児童委員部会副部会長	両 澤 正 子
●	人権擁護委員	佐久人権擁護委員協議会 会長	春 日 利 夫
●	保育協会	佐久市保育協会会長	松 川 た か 子
●	私立幼稚園	私立幼稚園園長会代表	佐 藤 一 夫
	栄養士会	長野県栄養士会佐久支部	荻 原 さ き 子
	PTA代表	佐久市PTA連合会会長	藤 巻 崇
	PTA代表	佐久市PTA連合会副会長	武 田 香
	保育園保護者代表	佐久市保育園保護者会 連合会会長	木 内 光 輝
	幼稚園保護者代表	佐久市幼稚園保護者代表	外 川 裕 子

佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会委員名簿

任期：H29.8.30～H31.8.29

(敬称略)

審議会委員	選出組織等	役職名等	氏名
●	識見者	長野県弁護士会 佐久在住会	山 田 啓 顕
	識見者	障害者スポーツ指導員	浅 倉 俊 男
	区長会	佐久市区長会副会長	渡 辺 一 夫
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	土 屋 珠 江
●	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	佐 藤 和 夫
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	武 重 和 彦
	保健補導員会	佐久市保健補導員会理事	井 出 杏 子
●	福祉団体	佐久市身体障害者福祉協会 会長	小 林 壽 夫
●	福祉施設	緑の牧場学園施設長	小 林 眞 浩
●	福祉施設	NPO法人ウイズ・ハートさく理事長	杉 田 義 夫
	PTA代表	小諸養護学校PTA佐久支部 支部長	竹 内 明 子
	産業関係団体	佐久商工会議所 専務理事	佐 藤 剛
	在宅看護職	在宅看護職の会	横 山 孝 子

佐久市保健福祉審議会 保健部会委員名簿

任期：H29.8.30～H31.8.29

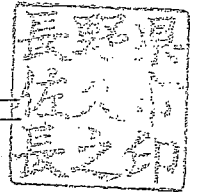
(敬称略)

審議会委員	選出組織等	役職名等	氏名
●	識見者	佐久大学学長	堀 内 ふ き
●	医師会	佐久医師会副会長	岡 田 稔
●	歯科医師会	佐久歯科医師会会計理事	野 村 裕 行
●	薬剤師会	佐久薬剤師会会長	大 森 健
	区長会	佐久市区長会副会長	丸 山 和 之
●	行政関係機関	佐久福祉事務所長 佐久保健所次長	河 西 光 章
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	白 鳥 昭 夫
	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	鷹 野 勝
●	保健補導員会	佐久市保健補導員会会長	市 川 み さ 子
	栄養士会	長野県栄養士会佐久支部 副支部長	市 川 典 子
	歯科衛生士会	長野県歯科衛生士会 小諸・佐久支部	猿 谷 浩 子
	食生活改善推進 協議会	佐久市食生活改善推進 協議会会長	土 屋 や よ い

29佐福第231号
平成29年8月30日

佐久市保健福祉審議会
会長 堀内 ふき 様

佐久市長 柳田 清二



第三次佐久市地域福祉計画の策定について（諮問）

社会福祉法第4条において、社会福祉の基本理念のひとつである「地域福祉の推進」について掲げられており、また、地域福祉を推進するための方策として、同法第107条に「市町村地域福祉計画」を策定するよう求められています。

このことに基づき、本市では、平成20年度から平成24年度を計画期間とする「第一次佐久市地域福祉計画」、平成25年度から平成29年度を計画期間とする「第二次佐久市地域福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れる仕組みづくりに取り組んできました。

この度の「第三次佐久市地域福祉計画」では、この間の社会情勢の変化や計画の進み具合を踏まえ、佐久市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」と一体化し、策定を行いたいので、貴審議会の意見を求めます。

第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

本計画では、佐久市と佐久市社会福祉協議会がより一層の連携を図り、地域の人々にとって分かりやすい計画とするため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」とを一体的に策定していきます。

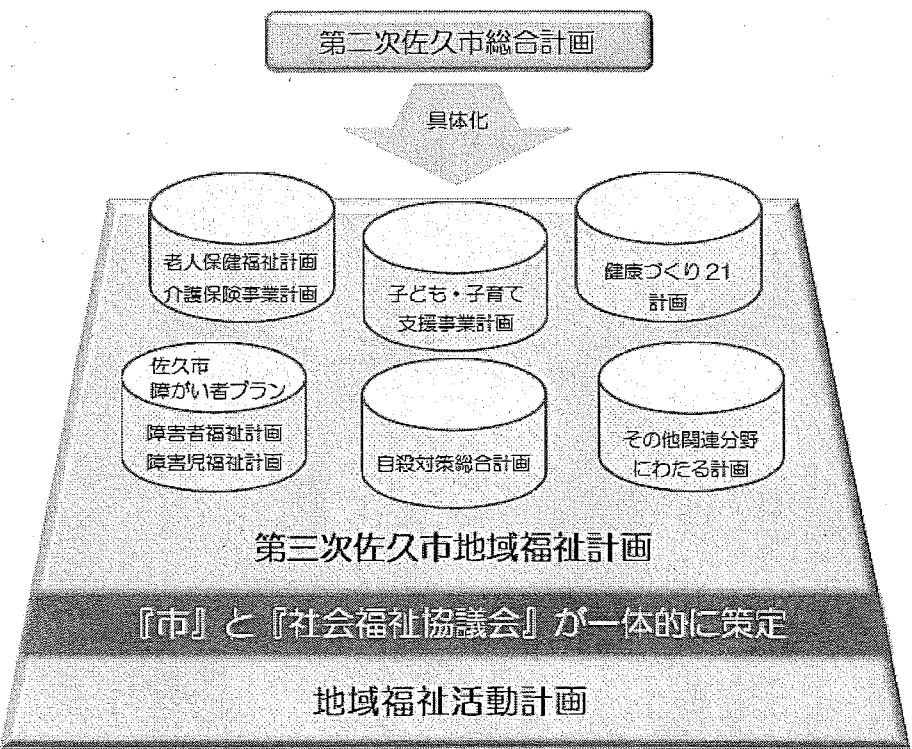
計画の名称は「第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、第三次計画）とします。

1 策定の目的

- ◆ 「地域福祉」とは、個人の尊厳を基本に、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが安心してその人らしい生活が送れるよう、地域住民やボランティア団体、サービス事業者、行政等が協力して自立支援をしていくことです。本計画は、市や社会福祉協議会、関係機関と地域住民などが協働し、地域福祉の仕組みづくりを計画的に進めていくため策定します。
- ◆ 現行の第二次佐久市地域福祉計画が平成29年度に終了することから、平成29年度末までに次期計画となる第三次計画を策定します。
- ◆ 先の計画の見直しを行い、自殺対策や社会的孤立など現状の地域福祉を取り巻く課題を取り入れた計画とします。また、厚生労働省より地域福祉計画に盛り込む事項と定められた、平成27年4月から施行の生活困窮者自立支援法に係る具体的な事項についても盛り込みます。

2 計画の性格

- ◆ 第二次佐久市総合計画の施策を具体化する計画として位置づけられるとともに、社会福祉法第107条*に基づく市町村地域福祉計画であり、総合計画と分野別計画の中間に位置づけられるものです。



3 計画の期間

- ◆ 平成30年度～平成34年度までの5年間

4 計画書の構成

本計画より、佐久市社会福祉協議会（以下、社協）が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定していくにあたって、計画書の構成を以下の通りとします。

従来（第二次計画まで）

- ◆ 市が作成する「地域福祉計画」の中では、社協の役割や取り組みの方向性のみ記載
- ◆ 社協は市の作成した計画を受けて、改めて具体的な取り組みや行動計画等を盛り込んだ「地域福祉活動計画」を策定



第三次計画より

- ◆ 市が作成する「地域福祉計画」の中の「具体的施策の展開」の項目に、社協が「地域福祉活動計画」として記載できるよう組み込みます。
- ◆ これにより、社協は市の策定する計画の具体的施策に対して、一つ一つ行動計画を示すことができるようになり、地域住民など計画を読む側の人々にとっても分かりやすい構成となります。

5 策定スケジュール（予定）

項目		H28		H29										H30		
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事務局	アンケート調査						→									
	計画(骨子)の作成 ▲							→								
	計画(素案)の策定 ■									→						
	計画作成												→			
審議会	諮問・答申							●						●		
	各部会協議							●		▲	■			●		
庁内検討	企画調整幹事会								▲		■					
	企画調整委員会									▲	■					
	庁内検討部会	●								■						
市民参加	市民意見公募									▲		■				

*社会福祉法 第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

～佐久市公立保育所の今後のあり方について（案）概要版～

1 計画の趣旨

保育所事業について、「第一次佐久市総合計画」や「次世代育成支援対策行動計画」を基に、今後の公立保育所のあり方を示すため本計画を策定し、計画的に事業を推進してきました。

また、「佐久市子ども・子育て支援事業計画」「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つ「安心して結婚し子どもを生み育てることができるひとの創生」実現のため、社会環境の醸成に取り組んでいます。今後も「第二次総合計画」等に基づき計画的に保育事業を推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画の期間

佐久市の最上位計画である「第二次総合計画」の5年を区切りとした前期後期基本計画との整合性を考慮し、平成29年度から33年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化等状況を踏まえ、必要のある場合は見直しを行うこととします。

3 佐久市の保育に関する現状と課題

(1) 就学前児童数とその動向

0歳～5歳の就学前児童の保育所・幼稚園への入所は65.9%。3歳～5歳では98.8%で、そのうち保育所入所が70.8%。人口の見通しとしては、就学前児童は減少傾向。

(2) 保育の状況

児童数は減少しているが、保育所入所児童は増加。これは、3歳未満児の入園増加によるもの。保育士が不足している状況にあり、年度の途中での3歳未満児の受け入れが困難な保育所がある。

(3) 特別保育等の状況

就労形態の多様化、家庭環境の変化などに伴う多様化する保育ニーズへ対応するため、延長保育をはじめとする特別保育を実施している。

(4) 給食の状況

給食を通じて食育の推進を図っている。食物アレルギー対応では、事故防止に努めている。引き続き保護者・保育士・調理員・栄養士が連携していく必要がある。

(5) 保育所施設の状況

公私立保育所の施設（園舎）は、築40年以上経過しているものが11園ある。建替の必要性やその手法等を検討し、計画的に進めていく必要がある。

(6) 保育士の状況

保育士274人、調理員46人の体制。5年前と比べ保育士は24人増加。障害加配保育士は12人増加、未満児保育を担当する職員も増加している。

(7) 運営費の状況

保育所運営費は、100人モデルで試算すると、平成28年度決算見込では公立9,500万円、私立8,780万円です。国県負担金等を差し引いた市負担額では4,860万円の差になる。人口減少・高齢社会を見据え、今後の保育所の適正規模及び民間活力の導入を図ることが重要。

(8) 私立保育所・幼稚園について

保育・幼児教育事業については、これまでも私立保育園・幼稚園によって維持されてきた経過がある。公立施設の果たすべき責任と役割を明確にし私立施設と一体的に事業を展開する必要がある。

4 保育所の今後のあり方について

今後も、公私立保育所それぞれの特徴をより一層生かした保育を提供する必要があります。

「佐久市・子ども子育て支援事業計画」の基本理念「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」実現のため、積極的な保育行政を展開します。

(1) 施策の視点

- ア 子育て支援の主役は子どもであることを第一とします。
- イ 保育環境の充実に努めます。
- ウ 持続可能な保育施策を推進します。

(2) 施策の方向

保育所は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならず、子どもたちを心身ともに健やかに育てる責任があります。

子どもたちが成長していくために、通常保育をより充実させるとともに、障害児保育等特別保育事業の充実、食育の推進や学校・地域との連携の強化を図っていきます。

ア 保育の質の向上

質の高い保育を提供するため、職員の資質向上、労働環境への配慮並びに施設・事業者に対する適切な指導監督、評価等を通じて、質の高さの担保に努めます。

イ 保育サービスの拡充

多様化する保育ニーズに適切に的確に対応し、基幹施設としての役割を効果的に発揮できるよう、関係機関と連携を強化し、特別保育については国県補助を取り入れ事業展開を図ります。

ウ 私立保育所・私立幼稚園との連携

今後も公立保育所の果たすべき役割を明確にし、認定こども園への移行や公立保育所の民営化については、私立保育所・幼稚園の意向を尊重しながら一体的に保育事業を展開します。

エ 給食

食育の推進は子どもの発育に欠くことのできないものであることから、より一層の充実を図ります。調理部門は、事務事業外部評価における今後の対応方針のとおり、民間業者から派遣された調理員の活用を検討します。その際は、子どもの心と体の育ちに必要な給食の質を確保できるような体制づくりに努めます。

オ 施設改築等

改築等においては、その手法や施設の状況による緊急度、地元要望をふまえ、有利な財源の確保を図りながら推進します。

また、100人以上の施設規模を原則とし、私立保育所の運営や意向を勘案するとともに、「佐久市公共施設最適化推進方針」との整合を図り、民間活力の導入も含め、施設のあり方や統廃合について検討します。

カ 保育所運営における民間活力の導入

佐久市の保育における私立保育所の果たしてきた役割は大きなものがあります。セーフティネットとしての役割を担う公立保育所を残しながら、民間活力の導入を図ります。その際は、サービス低下とならないよう、私立保育所・幼稚園と連携を取りながら進めます。

佐久市

公立保育所の今後のあり方について（案）

目 次

1	計画の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	佐久市の保育に関する現状と課題	2
	就学前児童数とその動向	2
	保育の状況	3
	特別保育等の状況	5
	給食の状況	7
	保育所施設の状況	7
	保育士の状況	8
	運営費の状況	9
	私立保育所・幼稚園について	11
4	公立保育所の今後のあり方について	12

佐久市公立保育所の今後のあり方について（案）

1 計画の趣旨

近年、全国的に少子化が進み、子どもの数は年々減少している一方、核家族化の進行や、女性の社会進出による就労機会の増加に伴い、保育園の入所児童数も低年齢児を中心に増加傾向にあります。

また、就労形態の多様化、家庭環境の変化などに伴い、多様な保育ニーズへの対応が求められており、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、幼児期の教育・保育、地域子育て支援の量の拡充や質の向上を目指し、社会全体で子ども・子育てを支援する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートしました。

本市では、このような状況の中、子育て支援施策の中心的役割を担う保育所事業について、「第一次佐久市総合計画」や「次世代育成支援対策行動計画」を基に、保育施設全般の基本的な考え方や推進すべき事業など、今後の公立保育所のあり方を示す「佐久市公立保育所の今後のあり方について」を平成20年11月に策定し、計画的に保育事業を推進してきました。

また、平成27年3月に策定された「佐久市子ども・子育て支援事業計画」さらに「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つ「安心して結婚し、子どもを生み育てることができる佐久市における「ひとの創生」実現のため、同一生計の兄弟の年齢などに関係なく第3子以降の保育園・幼稚園保育料を無料化するなど、子育て世代の希望を実現できる社会環境の醸成に取り組んでいます。

今後も「第二次佐久市総合計画」や「佐久市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育水準のさらなる向上を目指すとともに、計画的に保育事業を推進するため、公立保育所の施策の方向性を示す本計画を策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、佐久市の最上位計画である「第二次総合計画」の期間が平成29年度から平成38年度までであり、5年を区切りとした前期後期基本計画との整合性を考慮し、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や保育に係る国の施策の状況を踏まえ、

必要のある場合は見直しを行うこととします。

3 佐久市の保育に関する現状と課題

(1) 就学前児童数とその動向

現在（平成29年4月1日）の佐久市における0歳～5歳の就学前児童の数は4,844人であり、年齢構成別では0歳～2歳が2,288人、3歳～5歳が2,556人となっています。（表1）

このうち、保育所への入所は公・私立を合わせて2,477人で、全体の51.1%を占めており、幼稚園への入園717人を合わせると3,194人で65.9%となります。

また、3歳～5歳の年齢層では、保育所・幼稚園に入園している児童は2,527人で、98.8%となり、義務教育ではないものの、この年齢の児童のほとんどが入所・入園していることとなります。

さらに、保育所は1,810人と、この年齢層の70.8%が入所していることから、幼児期の児童の育ちにおいて中心的な役割を担っていることが窺えます。

しかし、人口の見通しとしては、総人口の減少とともに就学前児童の数も減少傾向にあり、5年前の平成24年と比べると人数で331人、率で6.3%の減少となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の平成27年10月策定による人口推計によれば、今後も総人口の減少とともに就学前児童の数も減少する見通しとなっています。（表2）

就学前児童の年齢別人口の推移（表1）

（各年度4月1日現在）（人・％）

	平成24年	平成27年	平成28年	対前年比率	平成29年	対前年比率	対平成24年比
0歳	820	773	742	96.0	717	96.6	△103
1歳	871	830	782	94.2	797	101.9	△74
2歳	830	825	857	103.9	774	90.3	△56
小計	2,521	2,428	2,381	98.1	2,288	96.1	△233
3歳	858	839	824	98.2	884	107.3	26
4歳	870	907	840	92.6	833	99.1	△37
5歳	926	837	903	107.9	839	92.9	△87
小計	2,654	2,583	2,567	99.4	2,556	99.6	△98
計	5,175	5,011	4,948	98.7	4,844	97.9	△331

資料 広報情報課

年齢 5 歳階級別人口の見通し（表 2）

（平成 27 年 10 月作成）

	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年	平成 57 年
総人口	99,243	97,111	94,627	91,916	88,976	85,779	82,240
0～4 歳	4,085	3,624	3,381	3,261	3,176	3,042	2,829
5～9 歳	4,359	4,105	3,643	3,398	3,276	3,190	3,056

国立社会保障・人口問題研究所推計準拠 企画課

（2）保育の状況

就学前児童数は前述のとおり減少しているものの、市内公私立保育所入所児童数は、平成 24 年と平成 29 年で比べると人数で 136 人、率で 5.8% の増となっています。（表 3）

保育所入所児童数の推移（表 3）

（各年度 4 月 1 日現在）

	平成 24 年	平成 27 年	平成 28 年	前年比	平成 29 年	前年比	対平成 24 年比
0 歳	32	33	48	15	40	△5	8
1 歳	207	249	238	△11	299	61	92
2 歳	247	316	353	37	328	△25	81
0～2 歳計	486	598	639	41	667	31	181
3 歳	600	605	582	△23	613	31	13
4 歳	618	637	614	△23	589	△25	△29
5 歳	637	596	631	35	608	△23	△29
3～5 歳計	1,855	1,838	1,827	△11	1,810	△17	△45
0～5 歳合計	2,341	2,436	2,466	30	2,477	14	136

これは、3 歳から 5 歳児の入所者数が少子化の影響により 45 人減っているものの、0 歳から 2 歳の 3 歳未満児の入所者数が 181 人、37.2% 増加していることによるものです。

3 歳未満児の入所者数の増は、核家族化の進行や、女性の社会進出による就労機会の増加に伴う全国的な傾向となっています。

佐久市では、現在公立保育所 15 園と私立保育所 9 園があり、平成 29 年 4 月 1 日時点での入所児童数は公立 1,411 人、私立 1,066 人となっています。

保育所の定員に対する入所率では、公立の定員が 1,665 人で入所率は 84.7%、私立の定員が 1,035 人で入所率は 102.9%、全体では定員 2,700 人で入所率は 91.7% となっています。（表 4）

近年は、3 歳未満児保育の需要が高まっていることに加え、全国的

に保育士が不足している状況にあり、年度途中での3歳未満児の受け入れが困難になっています。

また、各園で入所率に差があり、小規模保育所で入所率が低い園では混合保育が行われています。

平成29年度年齢別入所児童数（表4）

4月1日現在

公・私	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	入所率
公立	泉	140	2	6	12	26	23	25	94	67.1%
	大沢	45	0	8	5	6	5	10	34	75.6%
	中込第1	90	2	10	11	15	18	11	67	74.4%
	中込第2	130	2	11	10	26	26	21	96	73.8%
	城山	160	1	23	14	47	33	32	150	93.8%
	東	120	1	10	13	29	22	28	103	85.8%
	平根	100	2	9	10	21	16	18	76	76.0%
	岩村田	150	1	22	20	39	36	38	156	104.0%
	中佐都	130	0	9	20	32	44	38	143	110.0%
	高瀬	90	3	12	8	18	15	17	73	81.1%
	切原	50	0	2	1	9	5	6	23	46.0%
	田口	90	0	11	5	15	26	20	77	85.6%
	青沼	50	1	2	3	6	5	6	23	38.0%
	もちづき	170	2	18	18	45	50	45	178	104.7%
	あさしな	150	3	12	20	26	27	33	121	80.7%
	計(15)	1,665	20	165	170	360	351	348	1,414	84.9%
私立	岸野	170	6	19	31	44	31	57	188	110.6%
	野沢	90	2	9	14	28	25	25	103	114.4%
	聖愛	170	2	15	21	38	50	45	171	100.6%
	小雀	170	2	31	29	38	44	39	183	107.6%
	岩村田北	160	2	22	27	45	39	42	177	110.6%
	臼田	80	1	9	12	17	9	17	65	81.3%
	里曲	45	2	3	1	5	1	4	16	35.6%
	佳里	90	0	20	18	27	31	24	120	133.3%
	ひまわり	60	4	10	11	13	12	13	63	105.0%
	計(9)	1,035	21	138	164	255	242	266	1,086	104.9%
公・私計(24)		2,700	41	303	334	615	593	614	2,500	92.6%

(3) 特別保育等の状況

就労形態の多様化、家庭環境の変化などに伴う多様化する保育ニーズへ対応するため、延長保育をはじめとする特別保育を実施しています。

(表5)

ア 延長保育

すべての園で開所時間中の時間において実施しており、就労形態の多様化に対応しています。

平成28年度の実利用数は693人で、5年前の平成24年度の599人と比べ94人増加しています。

イ 乳児保育

0歳児の保育を行う乳児保育は、全園で実施しています。

平成28年度の実利用数は171人で5年前の146人と比べ25人増加しています。

ウ 障害児保育

障がいのある子もない子も、ともに同じ環境の中で育ちあうことにより、お互いに良い保育となるよう統合保育の理念に基づき全園で実施しています。

平成28年度の実障害児数は125人で、5年前の79人と比べ46人増加しています。

エ 一時保育

保護者の労働、職業訓練や病気、看護・介護等により、家庭保育が一時的に困難となる児童を一時的に保育する事業で、公私立13園で実施しています。

平成28年度の延利用数は4,993人で、5年前の6,833人と比べ1,840人減少しています。これは通常保育の増加によるものと思われます。

オ 休日保育

日曜・祝日等に保護者の就労などで家庭保育が困難である児童を公私立3園で実施しています。

平成28年度の延利用数は745人で、5年前の396人と比べ349人増加しています。

カ 病児・病後児保育

病気の治療中又は回復期にあり、保護者の就労等やむを得ない事情により家庭で保育のできない児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが保育を行います。

病児保育は浅間総合病院、病後児保育は岸野保育園で実施して

います。

病児保育の平成２８年度の延利用数は２０３人で５年前の１７４人と比べ２９人の増加、病後児保育の平成２８年度の延利用数は１３人で５年前の２２人と比べ９人減少しています。

今後も保護者等への周知に努める必要があります。

特別保育事業等の実施状況（表５）

	保育所名	ア延長保育	イ乳児保育	ウ障害児保育	エ一時保育	オ休日保育	カ病後児保育
公立	泉	○	○	○			
	大沢	○	○	○			
	中込第一	○	○	○	○		
	中込第二	○	○	○			
	城山	○	○	○			
	東	○	○	○			
	平根	○	○	○			
	岩村田	○	○	○		○	
	中佐都	○	○	○			
	高瀬	○	○	○			
	切原	○	○	○	○		
	田口	○	○	○	○		
	青沼	○	○	○	○		
	もちづき	○	○	○	○		
	あさしな	○	○	○	○		
私立	岸野	○	○	○	○	○	○
	野沢	○	○	○			
	聖愛	○	○	○	○		
	小雀	○	○	○	○		
	岩村田北	○	○	○	○		
	臼田	○	○	○	○		
	里曲	○	○	○	○		
	佳里	○	○	○	○		
	ひまわり	○	○	○		○	

※ ○印は現在実施保育所

(4) 給食の状況

幼児期の「食」をめぐっては、発育・発達の重要な時期でありながら、栄養の偏り、朝食の欠食、肥満の増加など問題は多様化・深刻化し生涯にわたる健康への影響が懸念されています。

保育所の給食は、専門の栄養士が作成する献立により、保育所ごとに調理されています。薄味に努め食材本来の味を活かし、旬の食材、園農園で採れる食材、地域食材の使用など食への関心を高め、食育の推進を図っています。

献立の作成や調理に関しては、栄養価等のバランスはもとより、離乳食の状況、児童の食嗜好・健康状態の把握等、引き続き保護者・保育士・調理員・栄養士が連携していく必要があります。

食物アレルギー対応では、医師からの保育園等における生活管理指導表をもとに保護者との面談により、対応方法を決定し、除去食の提供に当たっては職員全員に周知し、事故防止に努めています。

(5) 保育所施設の状況

現在（平成29年4月1日）公立保育所15園のうち、築30年以上が9園、うち築40年以上は7園あります。（表6）

経年劣化や老朽化が進み、施設本体だけでなく給排水、給食、電気等の設備についても修繕を頻繁に行っている状況にあります。

また、施設設備の陳腐化やバリアフリー対応などの課題もあります。

さらに、保育園への送迎は自家用車が多く、十分な駐車スペースがないことも課題です。

こうした状況から第1期計画期間中において、平成22年に岩村田保育園を移転新築するとともに、平成29年に老朽化が進む、平賀・内山保育園を「城山保育園」に、望月地区の4園を「もちづき保育園」として統合、整備しました。

他の保育所についても、児童の安全を確保し良好な保育環境を提供するため、「佐久市公共施設最適化推進方針」との整合を図りつつ、建替えの必要性やその手法等を検討し、計画的に整備を進めていく必要があります。

公私立保育所施設状況（表 6）

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

	保育所名	延床面積（㎡）	建設年度	経過年数	構造	備考
公 立	切原	474	S 3 6	5 6	木造	
	中込第一	767	S 4 5	4 7	鉄筋コンクリート	
	中込第二	795	S 4 7	4 5	鉄筋コンクリート	
	泉	910	S 4 9	4 3	鉄筋コンクリート	
	高瀬	796	S 4 9	4 3	鉄筋コンクリート	
	東	942	S 5 0	4 2	鉄筋コンクリート	
	中佐都	942	S 5 2	4 0	鉄筋コンクリート	
	平根	764	S 5 4	3 8	鉄筋コンクリート	
	大沢	540	S 5 8	3 4	鉄筋コンクリート	
	青沼	488	H 3	2 6	木造	
	田口	678	H 8	2 1	木造	
	あさしな	1,528	H 1 8	1 1	木造	
	岩村田	1,545	H 2 2	7	鉄筋コンクリート	
	城山	1,544	H 2 9	0	木造	
	もちづき	1,604	H 2 9	0	木造	
私 立	佳里	997	S 4 7	4 5	木造	
	臼田	664	S 4 8	4 4	鉄筋コンクリート	
	里曲	508	S 4 9	4 4	木造モルタル	
	野沢	644	S 5 1	4 1	鉄骨モルタル	
	小雀	521	S 5 5	3 7	鉄筋コンクリート	
	岩村田北	1,060	S 5 6	3 7	鉄筋コンクリート	
	岸野	1,294	S 5 6	3 7	鉄筋コンクリート	
	聖愛	1,165	H 1 8	1 1	鉄骨	
	ひまわり	484	H 2 6	3	木造	

（ 6 ） 保育士の状況

保育士の配置は厚生労働省令による児童福祉施設最低基準に定められています。

佐久市では、より充実した保育を行うため、独自の基準により保育士を配置しています。（表 7）

職員の配置基準（児童数：保育士数）（表 7）

年齢	佐久市	国	年齢	佐久市	国
0 歳	3 : 1	3 : 1	3 歳	18 : 1	20 : 1
1 歳	4 : 1	6 : 1	4 歳	25 : 1	30 : 1
2 歳	6 : 1	6 : 1	5 歳	28 : 1	30 : 1

※ 国基準では 1 歳児での児童 6 人までを保育士 1 人で保育できるのに対し、佐久市では保育士 1 人で児童 4 人までしか保育できないということ。

現在（平成 29 年 4 月 1 日）、保育士 274 人（正副園長 17・主任 15・一般 80（産休育休中職員 15 人含む）・臨時 162（産休育休代替職員除く））調理員 46 人の体制となっています。5 年前（平成 24 年 4 月 1 日）の保育士 250 人（園長 19・主任 19・一般 73（産休育休中職員 3 人含む）・臨時 139（産休育休代替職員除く））調理員 46 人と比べても保育士は 24 人増加しております。

臨時職員保育士は 23 人増加しており、うち障害加配保育士は 53 人から 65 人と 12 人の増加、また未満児保育を担当する職員も増加しています。

（7）運営費の状況

佐久市の公立保育所の運営費は、平成 28 年度決算（見込）で約 13 億 4,700 万円となっています。（表 8）

公立と私立の保育所の運営費を比較するため、定員 100 人の保育所をモデルとして想定した場合、平成 28 年度の運営費は、公立が約 9,500 万円、私立が約 8,780 万円という試算になります。

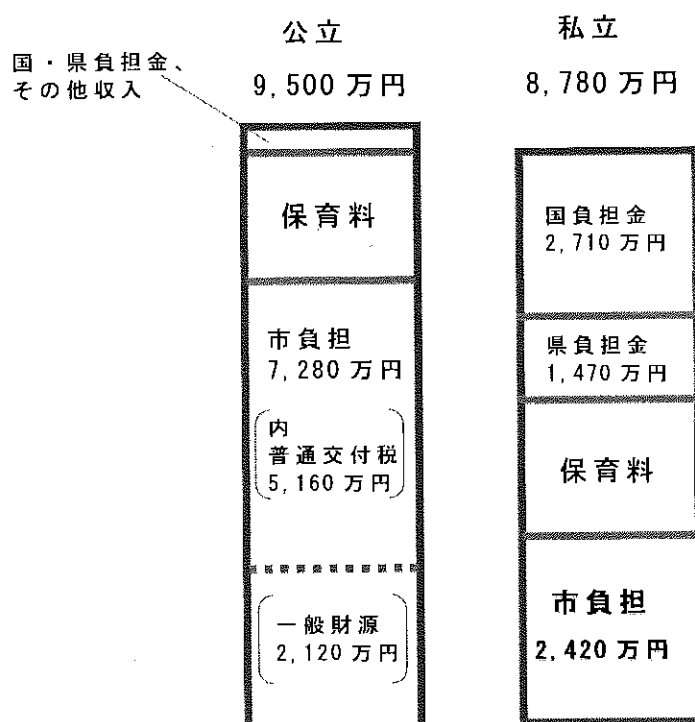
この運営費に対する市からの負担額を比較すると、公立が約 7,280 万円、私立が約 2,420 万円となり、その差は 4,860 万円となります。

これは、私立の場合、国から約 2,710 万円、県から約 1,470 万円の負担金が交付されるためです。

なお、公立の場合、保育所関連経費を算出根拠とした普通交付税が一般財源として交付されます。

限られた財源を有効活用することが、本市の保育および子育て施策を充実させることにつながります。

【定員 100 人の保育所における運営費の比較モデル】



※ 推計値の算出方法

平成 28 年度決算額をベースに、公立、私立それぞれの入所児童数で除して 100 人を乗じることにより算出した。

私立保育所の運営費については、国県負担金、市からの委託料等歳入を基に算出しています。

保育所運営費の状況（平成28年度）（表8）

項目		合計		公立保育園		私立保育園	
保育園数		28ヶ所		19ヶ所		9ヶ所	
定員		2,715人		1,680人		1,035人	
入所児童数		30,734人		17,012人		13,722人	
区分		金額 (千円)	児童1人 月平均 (円)	金額 (千円)	児童1人 月平均 (円)	金額 (千円)	児童1人 月平均 (円)
歳 入	保育料調定額	538,328	17,516	288,684	16,969	249,644	18,193
	国庫支出金	313,371	10,196	3,249	191	310,122	22,600
	県支出金 (負担金・補助金)	173,098	5,632	5,195	305	167,903	12,236
	その他の収入	17,874	582	17,874	1,051		
	計(a)	1,042,671	33,926	315,002	18,516	727,669	53,029
歳 出	公立保育所 運営費	1,347,731		1,347,731	79,222		
	私立保育所 運営費	950,356				950,356	69,258
	その他・私立 保育所補助金 等	53,721				53,721	3,915
	計(b)	2,351,808	70,472	1,347,731	79,222	1,004,077	73,173
差引市負担額(a)-(b)		1,309,137	36,546	1,032,729	60,706	276,408	20,144

※保育料は保護者等の収入により決定されるため、公立・私立で保育料の違いはありません。

（8）私立保育所・幼稚園について

佐久市内には、私立保育所が9園、私立幼稚園が6園あります。それぞれ地域に根差し、特徴ある保育・幼児教育に取り組んでいます。

少子化の影響で出生数が減少する中、認定こども園への移行を検討している私立保育所・幼稚園は2園あります。

また、施設の老朽化等に伴う改築や、少子化や多様なニーズに対応するため定員の増減について検討している園もあります。

保育・幼児教育事業については、これまでも私立保育園・幼稚園によって維持されてきた経過があります。このことを踏まえ、保育提供

事業所としての公立施設においては、今後、児童数の減少が見込まれることを見据えた、公立施設の果たすべき責任と役割を明確にするなかで、私立施設と一体的に佐久市の保育・幼児教育事業を展開していく必要があります。

4 公立保育所の今後のあり方について

これまで保育所は、その目的及び役割を踏まえ、その時々保育需要に対応してきました。

今後も、公私立保育所それぞれの特徴をより一層生かした保育を提供する必要があります。

「佐久市・子ども子育て支援事業計画」の基本理念「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」を実現するため、保育所を子育て支援の基幹施設として、積極的な保育行政を展開します。

(1) 施策の視点

ア 子ども子育て支援の主役は子どもであることを第一とします。

(何が子どもにとって最善であるかを判断の基準として施策を推進します)

イ 保育環境の充実に努めます。

(保育の質の向上、保育施設の充実を図ります)

ウ 持続可能な保育施策を推進します。

(財源等限られた資源の中で、無駄のない効率的な施策を推進します)

(2) 施策の方向

「保育所保育指針」にも示されているとおり、保育所は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならず、子どもたちを心身共に健やかに育てる責任があります。

また、保護者に対する支援（入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援）も行う場所でなければなりません。

保育は家庭（保護者）と共に子どもを育てることです。家庭との連携を密にし、保育所での保育が、子どもの育ちを支え、保護者の養育力の向上につながるよう支援していきます。

子どもたちが保育所での基本的生活習慣や集団の中で様々な体験をし、成長していくために、通常保育をより充実させるとともに、障害

児保育等特別保育事業

の充実、食育の推進や学校・地域との連携の強化を図っていきます。

ア 保育の質の向上

質の高い保育を提供するため、保育士等に対する研修の充実等による職員の資質向上、労働環境への配慮並びに施設・事業者に対する適切な指導監督、評価等を通じて、保育の質の向上に努めます。

イ 保育サービスの充実

保育ニーズは多様化しており、公立保育園はセーフティネットとして柔軟性、即時性、即効性がさらに求められています。そのニーズに適切・的確に対応し、基幹施設としての役割を効果的に発揮できるよう、私立保育園・幼稚園と連携を強化し保育サービスを提供します。

特別保育事業については、国県の補助事業を積極的に取り入れ事業展開を図ります。

特に、障害児保育に関しては、乳幼児期から市の児童担当・福祉担当・保健師のほか各関係機関が連携し、就園に向けた支援を行い、就園後も必要に応じ、療育支援センターの利用など専門的な支援、専門家の指導を受けながら集団保育に適応できるようなケアを実施します。

また、卒園後の子どものケアとして、小学校入学前から幼保小の連携を図ります。

ウ 私立保育所・私立幼稚園との連携

公立・私立保育所が混在する地域では、私立保育所の安定的な運営が確保されるよう私立保育所の保育定員を優先し入所調整を行います。

今後も公立保育所の果たすべき役割を明確にし、認定こども園への移行や公立保育所の民営化については、私立保育所・幼稚園の意向を尊重しながら一体的に保育事業を展開します。

エ 給食

食育の推進は子どもの発育に欠くことのできないものであることから、より一層の推進を図ります。

近年増えている食物アレルギーでは、医師からの保育園等における生活管理指導表をもとに保護者と面談を行い、除去食の提供に努めます。

調理部門は、定員管理の面から正規職員の新規採用は難しい状

況にあるため、平成２６年度事務事業外部評価において今後の対応方針として示したとおり、施設内での調理を基本とし、民間業者から派遣された調理員の活用を検討します。その際は、安全性を確保する点検方法について、また民間業者と子どもたちが直接ふれあうなど保育所の食事の提供のあるべき姿を十分に検討し、どのような食事提供であっても子どもの心と体の育ちに必要な給食の質を確保できるような体制づくりに努めます。

オ 施設改築等

城山保育園及びもちづき保育園の整備により、平成２９年４月現在、築３０年以上の保育園が９園、うち４０年以上は７園となりますが、施設の老朽化が進み、大規模修繕や改築等の必要が生じてきています。

公立保育所の建替えにおいては、国の補助金が原則廃止されたことから厳しい財政状況の中、市の負担増が予想されます。

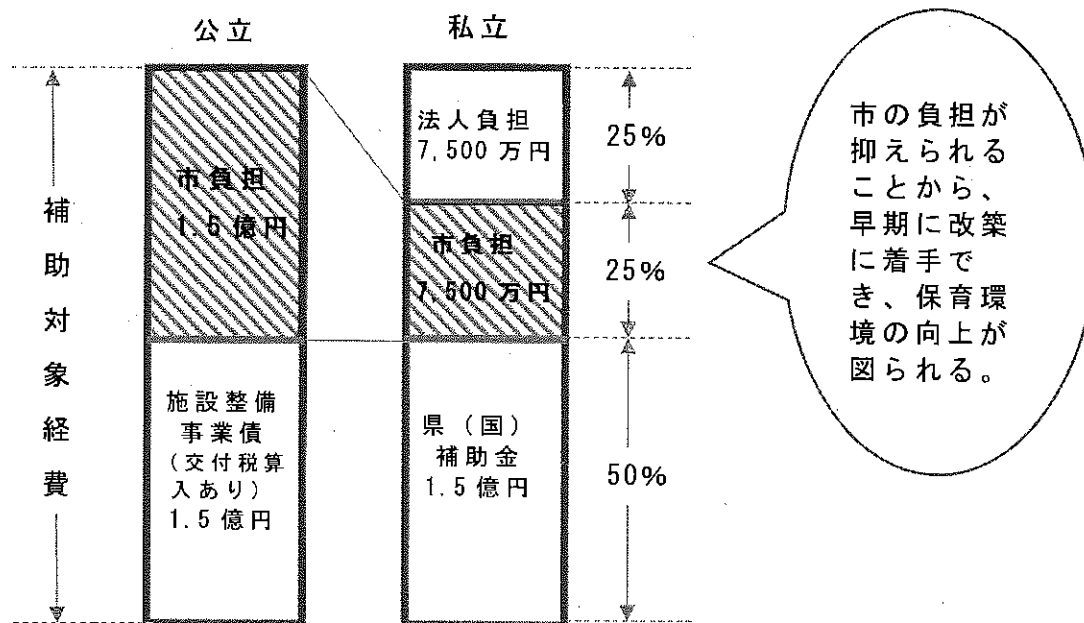
改築等においては、その手法や施設の状況による緊急度、地元要望を踏まえ、有利な財源の確保を図りながら推進します。

また、整備等に当たっては「集団保育により児童個々の自立を図る」という保育の重要な役割や統合保育の解消を図るため、１００人以上の施設規模を原則とした基準に則り、地域の実情や保護者の利便性、地域に根付いた歴史ある私立保育所の運営や意向を勘案するとともに、「佐久市公共施設最適化推進方針」との整合を図り、民間活力の導入も含め、施設のあり方や統廃合について検討します。

整備等に当たっての施設規模に係る基準

・その時点の児童数の状況やこれからの予測を勘案し、整備等に当たっては１００人以上の施設規模を原則とします。（年齢区分ごとに、２クラス程度が維持できる児童数を基本とし、国が定める保育士の配置基準、０歳－３人、１歳－６人、２歳－６人、３歳－２０人、４歳－３０人、５歳－３０人、計９５人と近年の３歳未満児保育需要の高まりを考慮・城山及びもちづき保育園開園後の佐久市内保育所平均規模１１１人）

【3億円の園舎を改築する場合の比較モデル】



※土地購入、整地等に要する費用は補助対象外
 ※この補助率は「安心こども基金」を活用した場合のもの

佐久市公共施設最適化推進方針（抜粋）

【今後の施設のあり方】

- 平成27年3月に策定した「佐久市子ども・子育て支援事業計画」に、今後の市立保育園の設置・運営に関する基本的な考え方などを定めています。今後は、同計画との整合をとりつつ、施設最適化に向けて取組を進めます。
- 保育施設の整備については、現状で市全体の保育施設の定員に対する在園児数に余裕があることに加え、今後、子どもの数が減少することなどを踏まえながら、取り組みます。
- 民間活用を図る際は、効果を見極め、サービス低下とならないように検討を進めるとともに、既存の私立保育園・幼稚園と連携をとりながら進めます。
- 老朽化による大規模修繕や建替えなどの際は、統廃合だけでなく、公設民営、民設民営も視野に入れた施設のあり方の見直しも検討します。

カ 保育所運営における民間活力の導入

私立保育所はそれぞれの特色を生かした保育サービスが提供されています。佐久市の保育における私立保育所の果たしてきた役割は大きなものがあります。少子化が進み、出生数が減少する中、セーフティネットとしての役割を担う公立保育所を残しながら、民間活力の導入を図ります。

なお、民間活力の導入を図る際は、効果を見極めサービス低下とならないよう検討を進めるとともに、既存の私立保育所・幼稚園と連携を取りながら進めます。

民間活力の活用の手法等

○公設民営

・運営委託

施設の設置管理は市のままで保育業務のみ委託する方法で、国からの運営費負担金はありません。

また、将来にわたって、市にとって修繕や大規模改修といった将来的な負担を負うこととなります。

・指定管理制度

市から指定を受けた団体（指定管理者）が「公の施設」の管理を行うもので、あらかじめ定めた指定管理期間において民間に管理を任せますが、国からの運営費負担金はありません。また、事業者が頻繁に変わるおそれがあり、子どもへの環境の変化の影響を考慮すると、そのたびに引き継ぎなどを実施する必要があるため、効率的とは言えません。「運営委託」と同じく、将来にわたって修繕や大規模改修といった将来的な負担を市が背負うこととなります。

○民設民営

・民間移管

公立保育所の土地、建物を民間に譲渡又は貸与し、民設民営により保育所を運営する方式。この場合は、完全に民間施設となるため、国の運営費負担金が適用となり、市の財政負担の軽減も図られます。

・新設

新たな保育園を造る場合は、民間事業者（社会福祉法人等公益法人）の場合に限り国の補助金等を受けられるため、民間事業者を募り設置していくこととなります。この場合は、市内の既存私立保育所・幼稚園に対し意向を伺っていくこととなります。

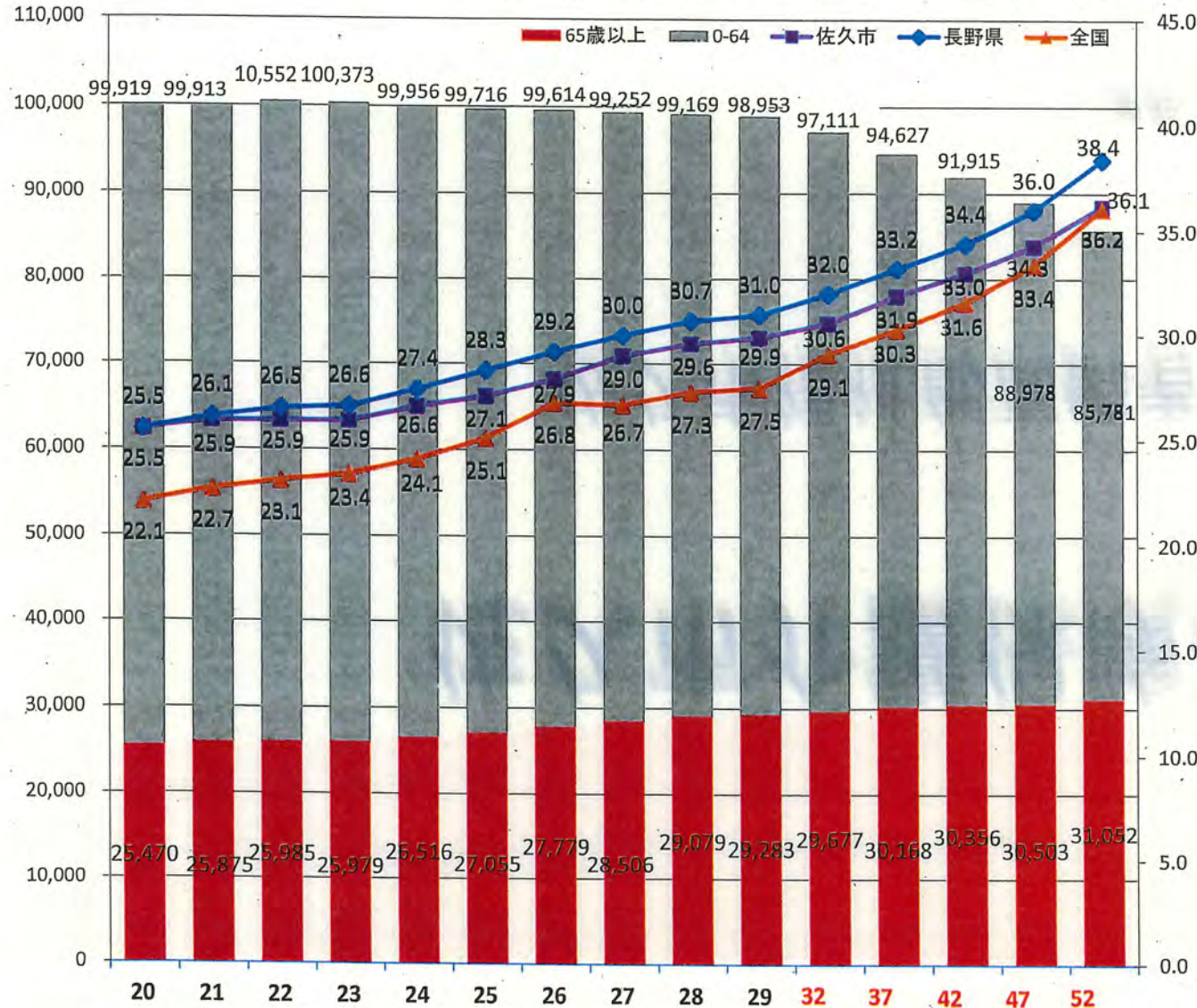
佐久市介護保険の概要

佐久市福祉部高齢者福祉課

資料: 総務省統計局人口推計
介護保険事業状況報告
佐久市介護保険給付実績
介護保険平均利用額統計表
国立社会保障・人口問題研究所人口推計
長野県統計情報
高齢者実態調査
佐久市人口統計

佐久市人口の推移(人口推計)

1



西暦	年度	全体	佐久市人口		高齢化率		
			65歳以上	0-64	佐久市	長野県	全国
2008	20	99,919	25,470	74,449	25.5	25.5	22.1
2009	21	99,913	25,875	74,038	25.9	26.1	22.7
2010	22	100,552	25,985	74,567	25.9	26.5	23.1
2011	23	100,373	25,979	74,394	25.9	26.6	23.4
2012	24	99,956	26,516	73,440	26.6	27.4	24.1
2013	25	99,716	27,055	72,661	27.2	28.3	25.1
2014	26	99,614	27,779	71,835	27.9	29.2	26.8
2015	27	99,368	28,506	70,862	29.0	30.0	26.7
2016	28	99,169	29,079	70,090	29.6	30.7	27.3
2017	29	98,953	29,283	69,670	29.9	31.0	27.5
2020	32	97,111	29,677	67,434	30.6	32.0	29.1
2025	37	94,627	30,168	64,459	31.9	33.2	30.3
2030	42	91,915	30,356	61,559	33.0	34.4	31.6
2035	47	88,978	30,503	58,475	34.3	36.0	33.4
2040	52	85,781	31,052	54,729	36.2	38.4	36.1

※各年度10月1日現在、平成29年のみ4月1日現在
 ※平成20～29年の数値は長野県情報統計課統計値及び総務省統計値
 ※平成32～52年の数値は国立社会保障・人口問題研究所の推計
 ※高齢化率は年齢不詳人口を含む

高齢者の実態（寝たきり・認知症・ひとり暮らし・高齢者世帯）

年度	総人口	男	女	65歳以上人口	寝たきり高齢者	認知症高齢者	ひとり暮らし高齢者	高齢者世帯	佐久市高齢化率	長野県高齢化率	全国高齢化率
20	99,919	48,754	51,165	25,470	1,086	1,744	2,634	3,500	25.5	25.5	22.1
21	99,913	48,757	51,156	25,875	1,133	1,750	2,809	3,646	25.9	26.1	22.7
22	100,552	49,090	51,462	25,985	1,179	1,860	3,055	3,705	25.9	26.5	23.1
23	100,373	48,958	51,415	25,979	1,254	1,906	3,107	3,723	25.9	26.6	23.4
24	99,956	48,665	51,291	26,516	1,244	1,954	3,303	3,774	26.6	27.4	24.1
25	99,716	48,540	51,176	27,055	1,265	2,131	3,425	3,852	27.2	28.3	25.1
26	99,614	48,591	51,023	27,779	1,194	2,205	3,601	3,939	27.9	29.2	26.8
27	99,368	48,454	50,914	28,506	1,177	2,371	3,703	4,373	29.0	30	26.7
28	99,169	48,349	50,820	29,079	1,128	2,359	3,928	4,443	29.6	30.7	27.3
29	98,953	48,213	50,740	29,283	1,068	2,314	3,861	4,504	29.9	31	27.5

※各年度10月1日現在、平成29年度のみ4月1日現在 ※高齢化率は年齢不詳人口を含む

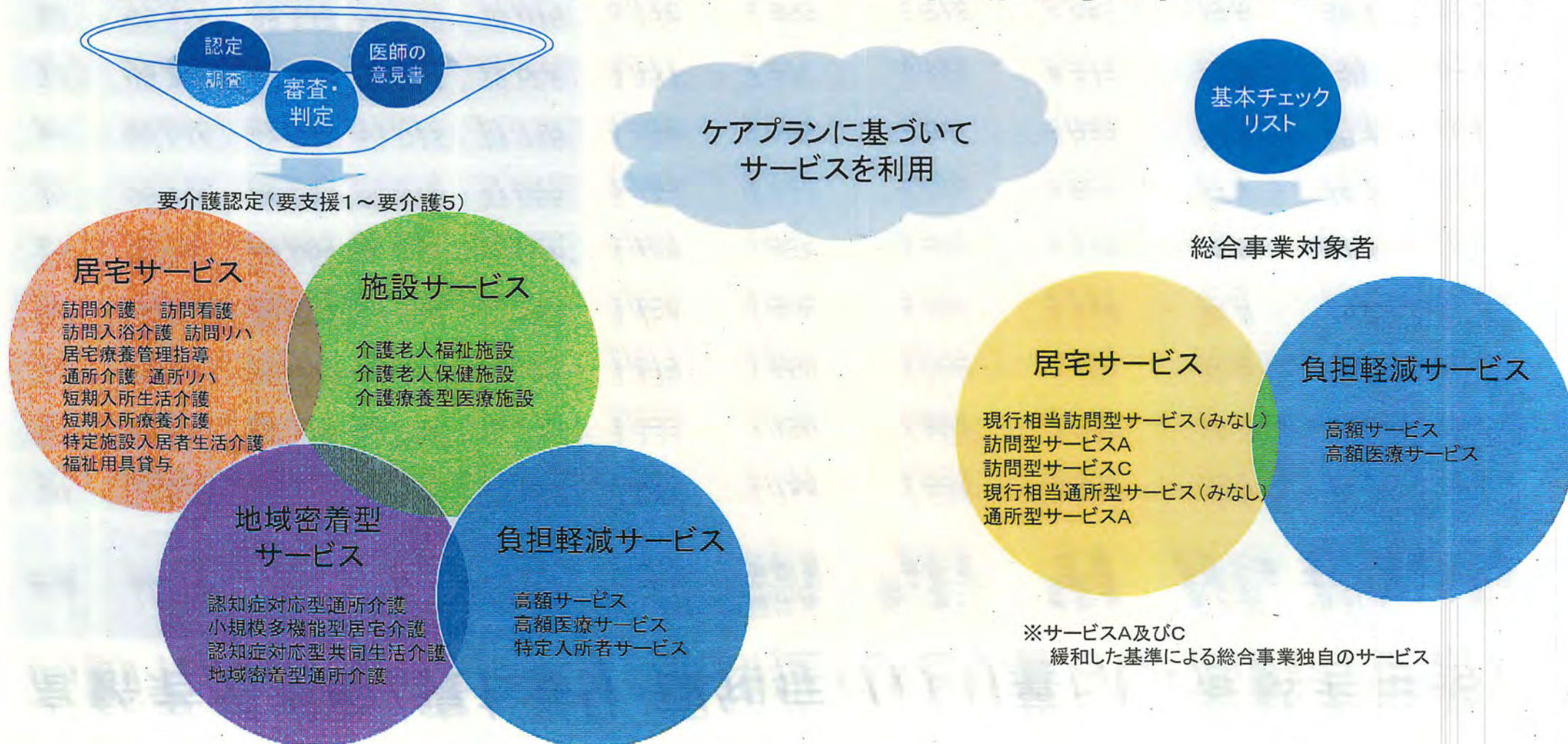
※総務省統計局人口推計、長野県統計情報（長野県企画振興部情報政策課統計室）及び高齢者実態調査より

介護・予防給付事業

介護保険のサービス

地域支援事業

総合事業のサービス



佐久市人口(40歳以上)に占める介護保険認定者

認定者割合(年齢別) (※市統計・H28年4月現在)

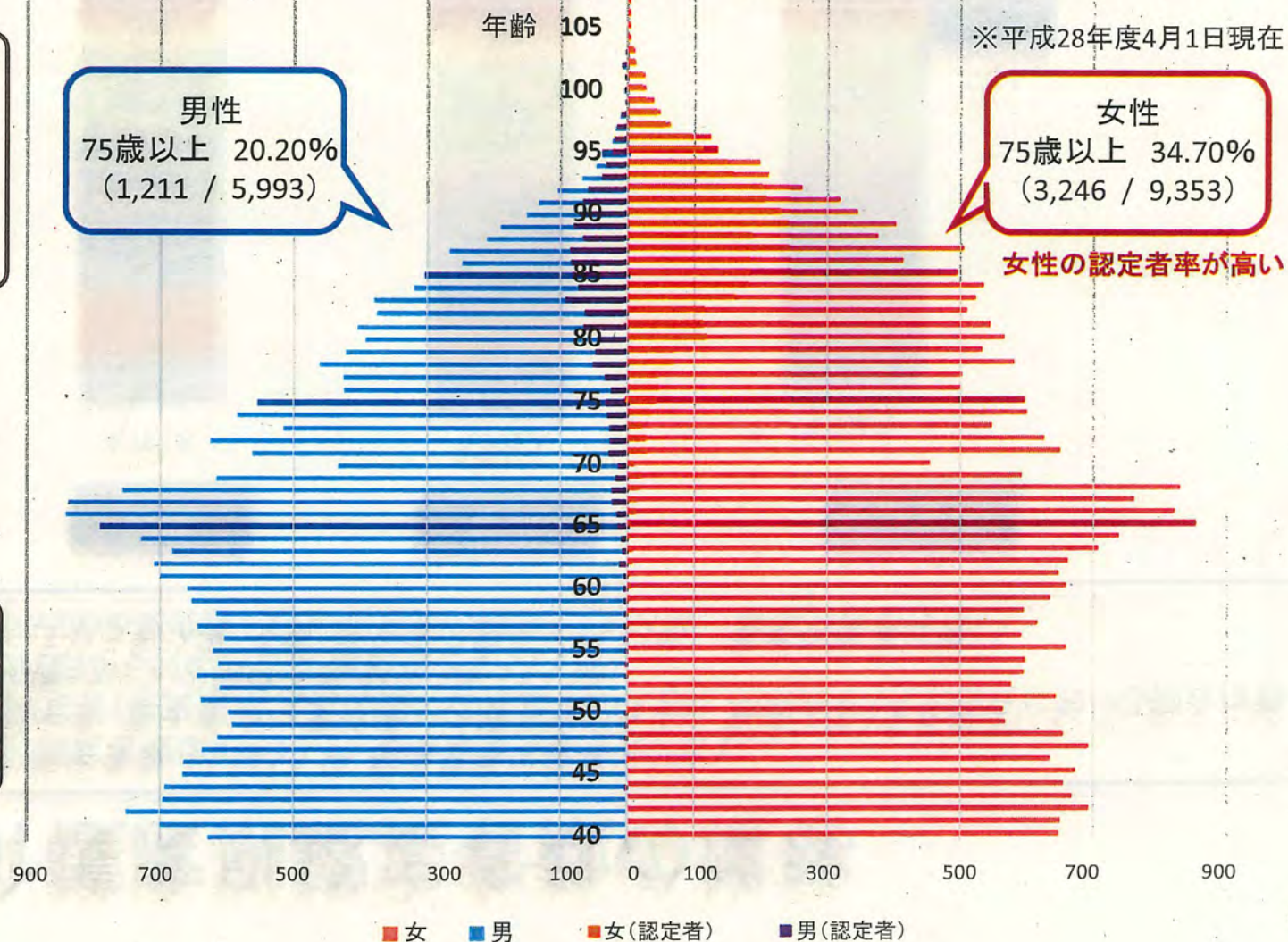
40-64歳	0.21%	(69 / 32,347)
65-74歳	2.79%	(370 / 13,281)
75-84歳	15.03%	(1,433 / 9,534)
85-94歳	48.78%	(2,552 / 5,232)
95歳以上	81.38%	(472 / 580)

人口及び認定者実態(H18)

①75歳以上人口	13,093人
②うち要介護(支援)認定者	3,441人
③認定者割合	26.3%

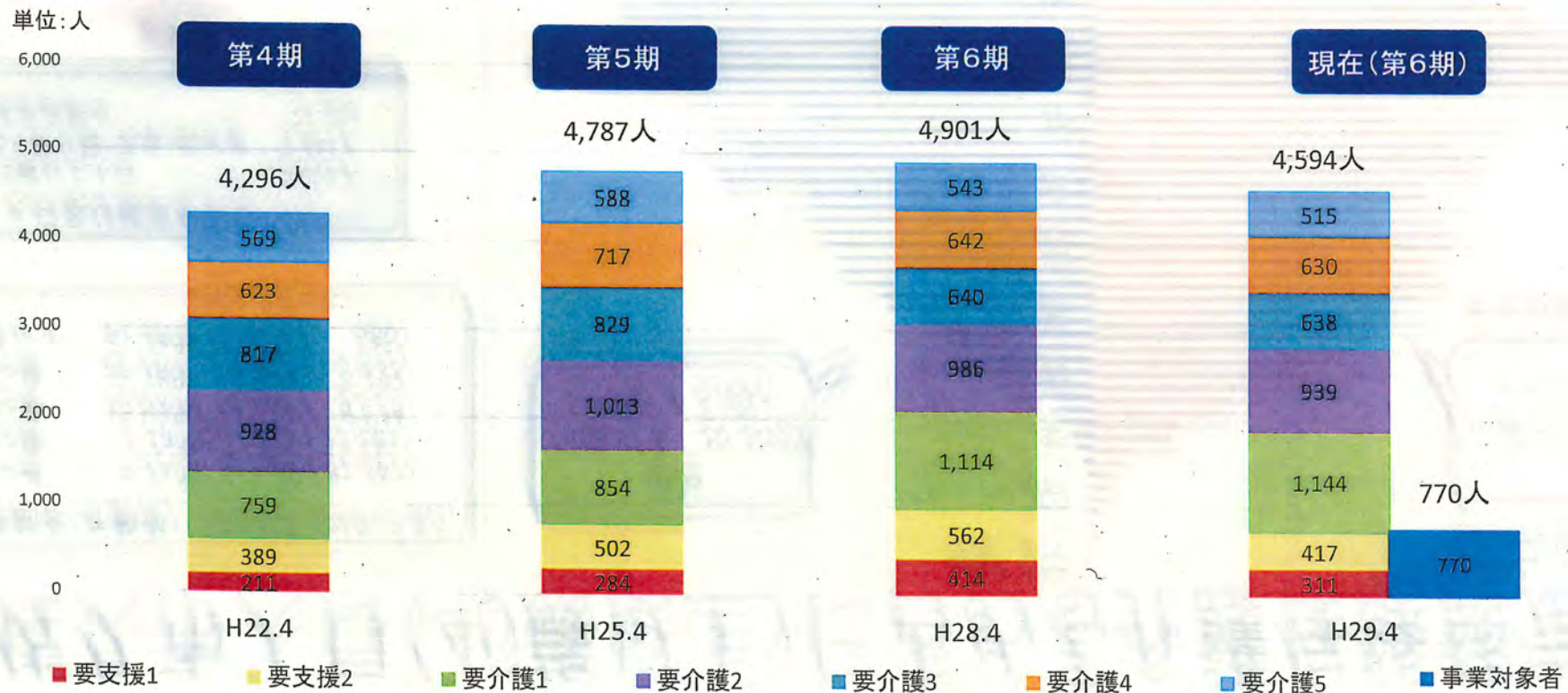
人口及び認定者実態(H28)

①75歳以上人口	15,346人	17.2%↑
②うち要介護(支援)認定者	4,457人	29.5%↑
③認定者割合	28.9%	2.6%↑



要介護度別認定者数の推移

平成29年4月末現在の要介護(支援)認定者数は4,594人で、総合事業対象者は770人。
 要支援及び要介護認定者中、軽度認定者(要支援1から要介護2)の増加率が大きく、平成29年4月末現在における割合は軽度認定者**61.19%**、重度認定者(要介護3から5)の割合は**38.81%**となっている。
 平成29年4月の65歳以上の全人口に占める要介護(支援)認定者の割合は15.55%。(事業対象者は除く)



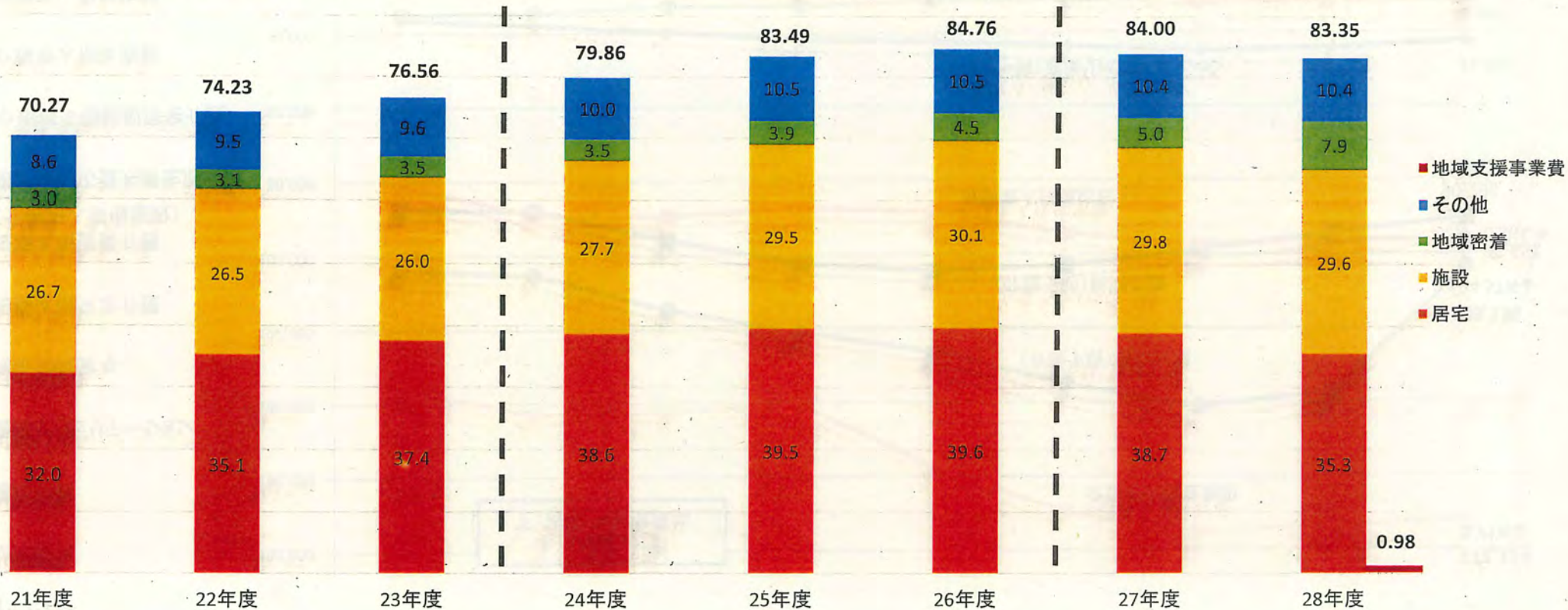
介護給付費の推移

単位: 億円

第4期

第5期

第6期



※介護給付費は各年度4月～3月審査分

※その他は、居宅介護(介護予防)サービス計画費、特定入所者介護(介護予防)サービス費、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、居宅介護(介護予防)住宅改修費、高額介護(介護予防)サービス費、高額医療合算介護(介護予防)サービス費、審査支払手数料の合計

介護給付費の推移

単位: 万円



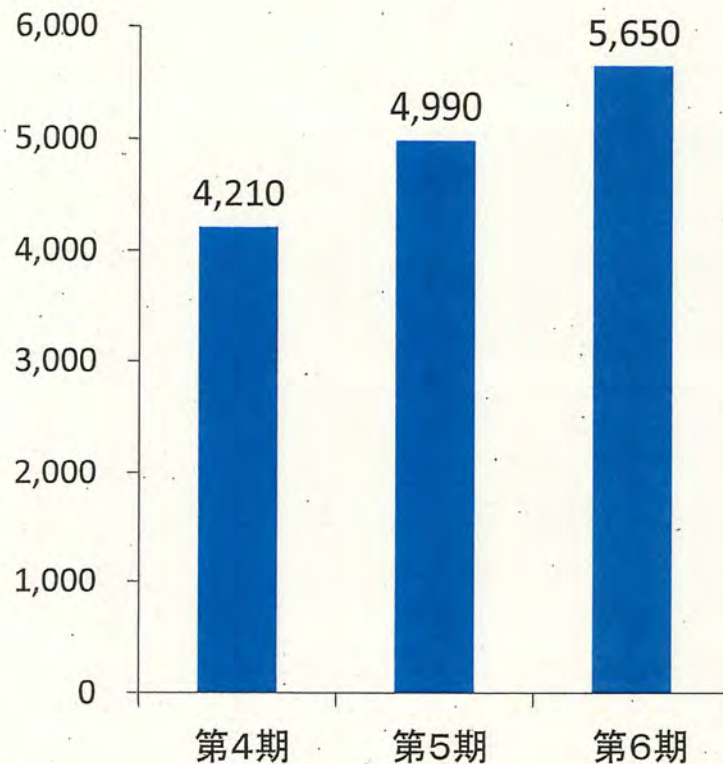
※平成28年度分において1億円以上を表示

※各サービスは予防分を含む

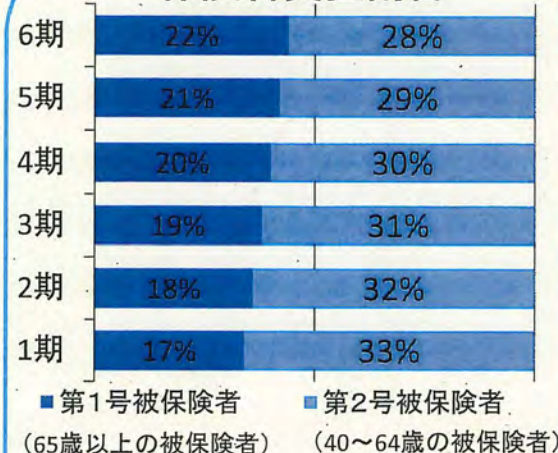
介護保険の費用負担割合

介護給付・予防給付に必要な費用は保険料50%・公費50%でまかなわれ、その公費は各市町村において年度実績の介護給付・予防給付の費用額の合計に基づいて算定されている。

介護保険料基準月額（単位：円）



保険料負担割合

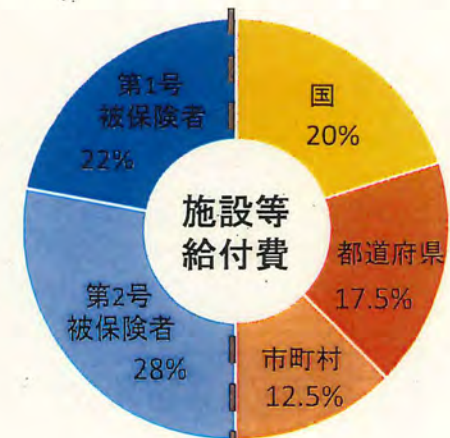
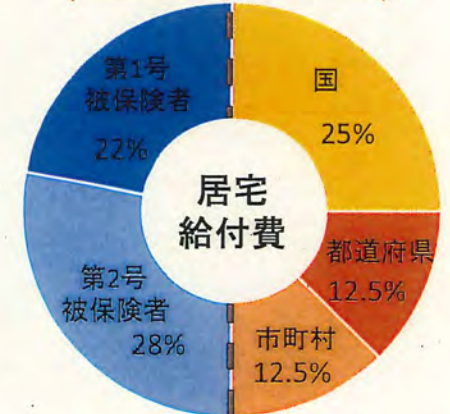


※負担割合は、計画期間ごとに全国ベースの人口比率により定められる。

※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費

保険料 公費 (第6期)



第7期介護保険事業計画策定にあたって

1 背景

(1) 現状

佐久市では、「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」を将来都市像に定めた、「第一次佐久市総合計画（後期基本計画H24～28）」と、「快適健康都市佐久」を目指した「第二次佐久市総合計画（H29～33）」及び「世界最高健康都市構想・世界最高健康都市構想実現プラン」に基づきまして、高齢者がその人らしい生活を可能とする福祉環境の整備と、介護保険制度を基盤とした多様な高齢者福祉サービスの提供に取り組み、誰もが等しく生きいきと安心して暮らすことを可能とする、福祉のまちづくり事業を推進して参りました。

また、平成12年に創設された介護保険制度は、今日まで16年が経ち、サービス利用者、介護サービス提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、進展してきています。さらに、平成28年度からは介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、地域の支え合いの体制づくりを推進しています。

このような中、本市の高齢者（65歳以上）人口は、平成28年10月1日現在、28,516人、高齢化率28.7%となっています。今後も高齢化は進行し、平成37年には、30,643人（32.5%）に達すると見込まれています。

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	99,509人	98,407人	97,926人	97,446人	96,965人	94,273人
高齢者人口 〈指数〉	28,516人 〈100.0〉	29,373人 〈103.0〉	29,668人 〈104.0〉	29,963人 〈105.1〉	30,257人 〈106.1〉	30,643人 〈107.5〉
高齢化率	28.7%	29.9%	30.3%	30.8%	31.2%	32.5%

（注）1 数値は各年10月1日現在

2 平成28年は実績。平成29年から37年は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25(2013)年3月推計）」による推計値

3 〈 〉内の数字は、平成28年を100とした指数

(2) 計画策定の趣旨

「老人福祉計画・介護保険事業計画」（以下、計画という）は、本市の高齢者福祉施策の基本となるもので、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。この計画は、「老人福祉計画」（老人福祉法）と介護保険事業計画（介護保険法）を一体的に策定するもので、第7期計画（平成30年度から32年度）は第6期計画（平成27年度から29年度）を見直し、新たに策定するものです。

第7期計画は、団塊の世代（昭和22年から24年生まれ）が75歳以上の後期高

齢者となる平成37年（2025年）を見据え、介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、中長期的な視点に立って佐久市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進める地域包括ケアシステムの推進を目指す計画として策定します。

2 基本理念

本計画は、「第二次佐久市総合計画」に掲げる本市が目指す「豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり」を基本理念として、「生涯にわたる健康づくりの推進」「地域で支え合う社会福祉の充実」の実現に向けた施策展開をします。

○重点施策

(1) 地域包括ケアシステムの推進

ア 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、地域の特性を生かした包括的支援事業の推進に努めます。

イ 在宅医療・介護の各分野の連携により、地域包括ケアの円滑な取り組みの推進に努めます。

ウ 地域住民と協働し、地域と個人が抱える生活課題を解決していくため、「我が事、丸ごと」、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進に努めます。

(2) 高齢者支援サービスの推進

ア 保健・医療・福祉・介護の各分野の連携により高齢者を支援します。

イ 高齢者の生きがい事業を推進するとともに、栄養や運動を中心とした介護予防、疾病予防、重度化防止、生活支援対策などを推進します。

ウ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に沿って、認知症施策を推進します。

エ 高齢者虐待や孤独死を未然に防ぐため、介護を行う家族への支援や地域ぐるみで相談しあえるネットワークの構築に努めます。

オ 地域包括支援センターとの連携を強化し、介護・生活相談体制の充実を図るとともに、介護予防サービスの充実に努めます。

(3) 介護保険の適正な運営と介護基盤の整備

ア 介護保険法に基づき、適正な事業運営を進めます。

イ 介護保険制度の円滑な運営のため、サービス内容や制度の仕組みなどの周知を図ります。

ウ 介護事業者と連携し、地域密着型の介護保険施設などの整備を促進します。

エ 国・県が行う介護人材の育成、確保に向けた事業などの周知を図ります。

オ 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保を図り

ます。

(4) 高齢者の権利擁護の推進

ア 判断能力の低下した認知症高齢者などを法的に保護するため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用の促進と普及に努めます。

3 計画策定の方針

(1) 計画策定の方針

本計画は、「第二次佐久市総合計画」、「世界最高健康都市構想・世界最高健康都市構想実現プラン」、「佐久市地域福祉計画」を上位計画とし、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に対応したものとするとともに、「佐久市健康づくり21計画」、「佐久市障害者プラン」等との整合性を図るものとします。

(2) 計画期間

本計画の期間は、基本指針※に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

※基本指針・・・厚生労働省「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(3) 計画策定に向けた取り組み及び体制

本計画は、佐久市介護保険事業計画等策定懇話会及び佐久市保健福祉審議会において、学識経験者、保健・医療・福祉関係者など、市民の方々の意見を聴きながら策定します。

また、本市の高齢者の実態を把握し、本計画策定のための基礎資料、今後の事業運営の参考とするため、郵送等により、平成28年12月から平成29年1月にかけて、市内在住の「要介護・要支援の認定を受けていない第1号被保険者」（元気高齢者実態調査）400人と、「要介護・要支援の認定を受けている被保険者」（居宅要介護・要支援認定者等実態調査）1,900人を対象に高齢者実態調査を行いました。

この他、市内5圏域の地域包括支援センターからの意見聴取、居宅介護支援事業者へのアンケート調査（平成29年10月から11月）などを行います。

○高齢者実態調査

調査区分	対象者数	回答数
元気高齢者実態調査	400人	251人
居宅要介護・要支援認定者等実態調査	1,900人	963人

老人福祉計画・第7期介護保険事業計画 策定スケジュール(案)

佐久市 平成29年8月30日現在

年・月	国	県	佐久市	備考
28年度			○要介護認定者アンケート調査 ○元気高齢者アンケート調査 ○買い物環境等に関するアンケート調査 ○施設整備意向アンケート調査	
29年4月			○アンケート調査結果集計・分析	
5				
6	基本方針(案)提示			
7	サービス見込量のワークシート配布	市町村の設定作業支援	サービス見込量の設定作業 ○第1回介護保険事業計画等策定懇話会(7/27) 市長から懇話会に諮問 「第7期佐久市介護保険事業計画老人福祉計画について」 ・介護保険状況、アンケート調査結果 ・事業計画策定スケジュール	
8	基本指針改定(案)の提示(予定)		サービス見込量の設定作業 ○保健福祉審議会及び高齢者部会(8/30) 高齢者福祉等の状況、第7期介護保険事業計画について	
9			パブリックコメント(9月1日～9月14日) 国の基本方針に基づく市の方向性に対するご意見 サービス見込量・保険料の仮設定	
10			○第2回介護保険事業計画等策定懇話会 「サービス見込量設定」分析結果について	
11	都道府県との調整	市町村・国との調整	○第3回介護保険事業計画等策定懇話会 計画の素案について ○企画調整幹事会／委員会	
12				
30年1月			パブリックコメント(1月上旬)上旬 計画の素案に対するご意見 ○保健福祉審議会及び高齢者部会 計画の素案について ○部長会議で『介護保険事業計画』の報告 ○第4回介護保険事業計画等策定懇話会及び答申	
2			○議会全員協議会説明 ○介護保険条例改正案提出	
3			介護保険条例の改正(介護保険料改定)	計画書印刷
4	第7期介護保険事業計画 老人福祉計画スタート			

高齢者実態調査結果抜粋

(元気高齢者)

●平成 28 年 12 月実施

●発送数：400 通

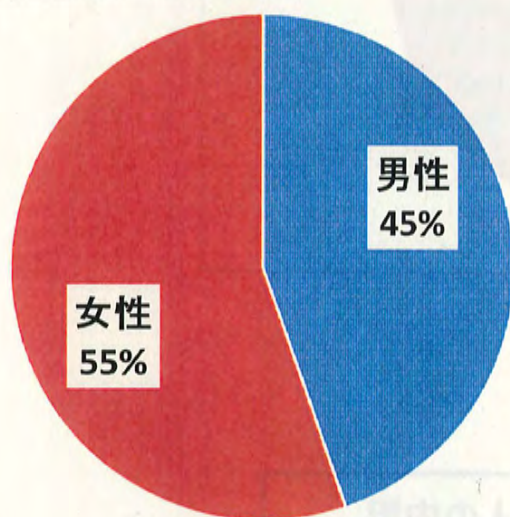
●回収数：251 通 (回収率 62.8%)

(調査対象者)

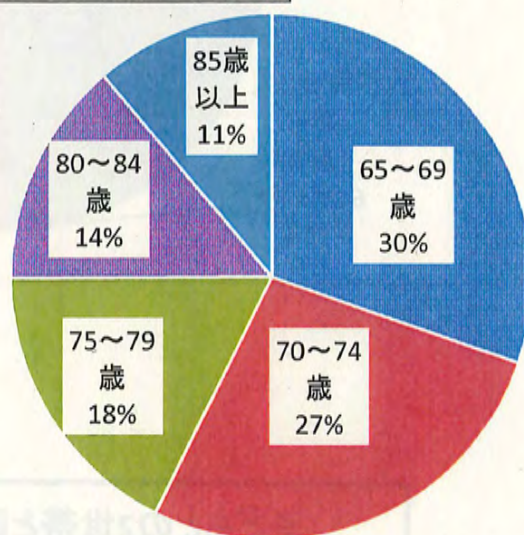
要介護・要支援認定を受けていない被保険者 23,600 人から、400 人を無作為抽出。

高齢者実態調査結果 抜粋（元気高齢者）

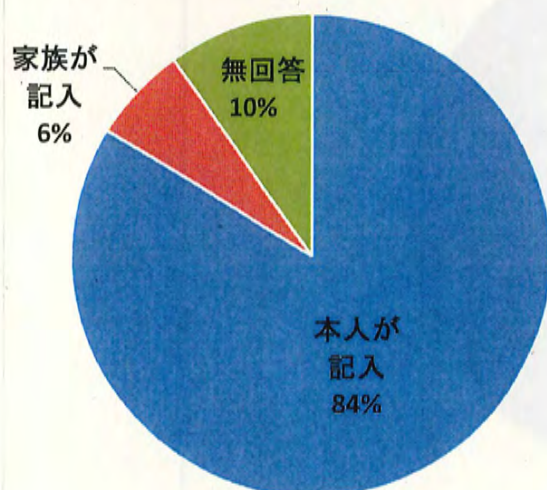
回答者 男女の割合



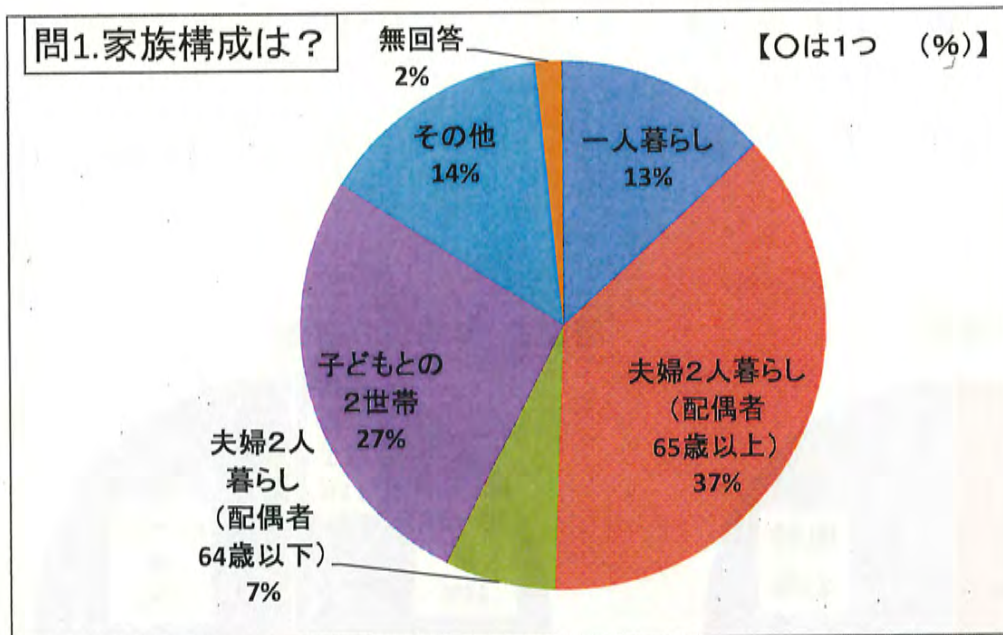
回答者 年齢別の割合



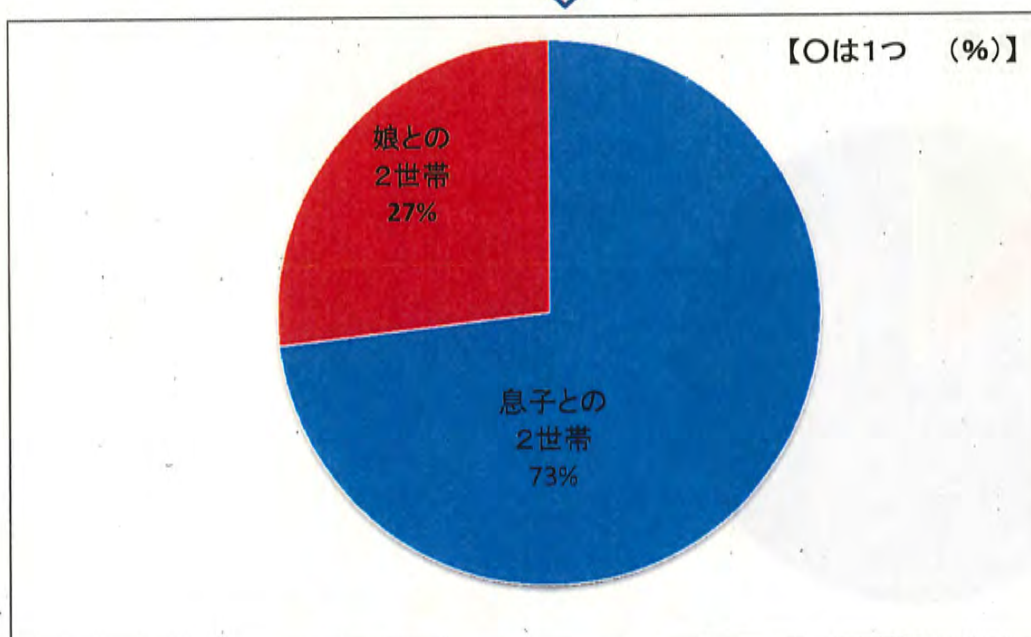
調査表の記入者



1. あなたやご家族の生活状況について

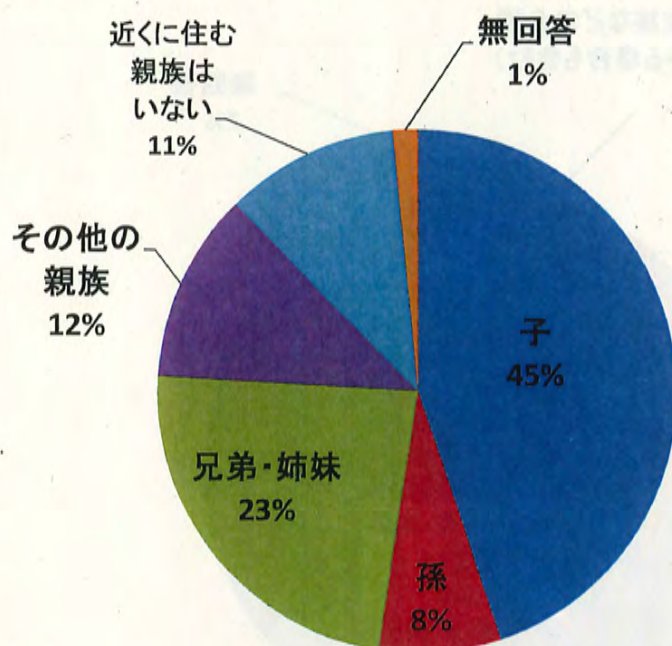


子どもとの2世帯と回答した人の内訳



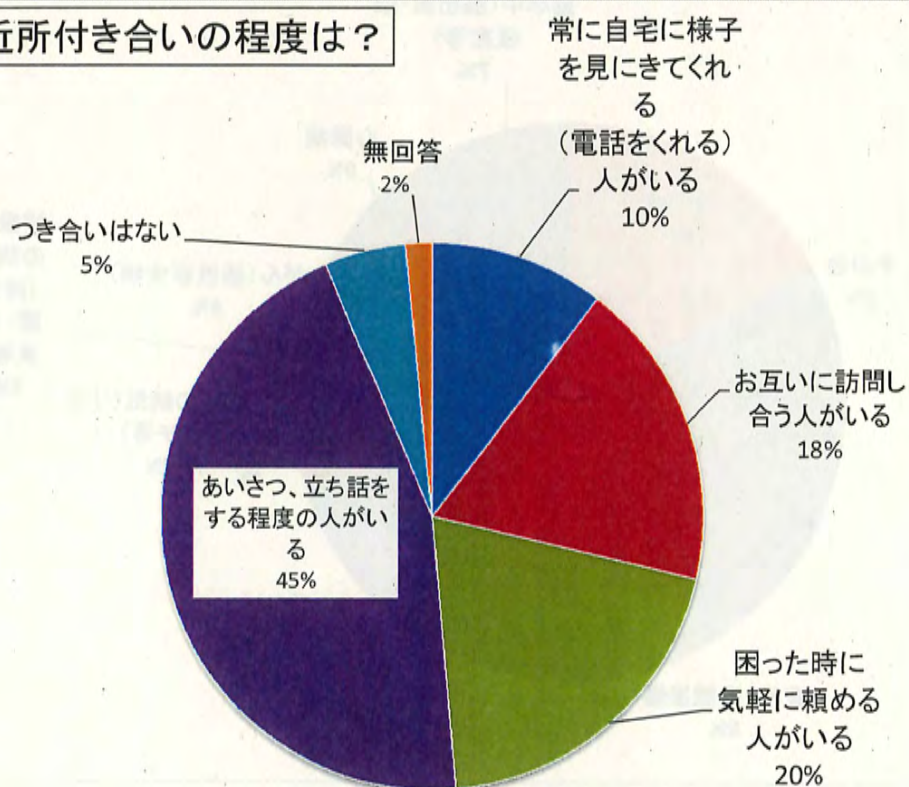
問2.(同居以外で)おおよそ30分以内に
駆けつけてくれる親族

【複数回答 (%)】

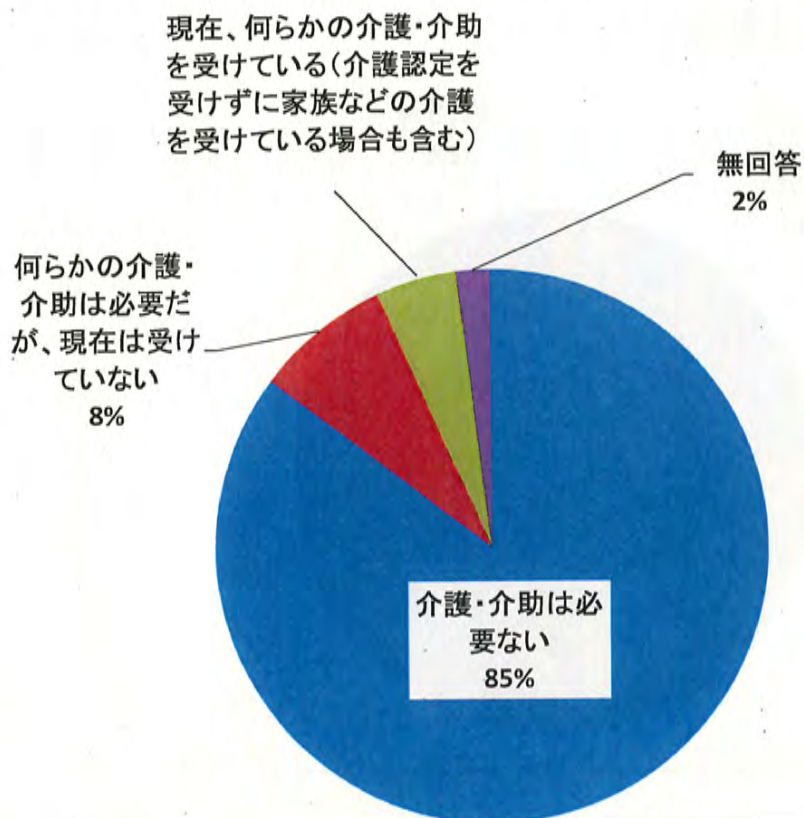


問3.近所付き合いの程度は？

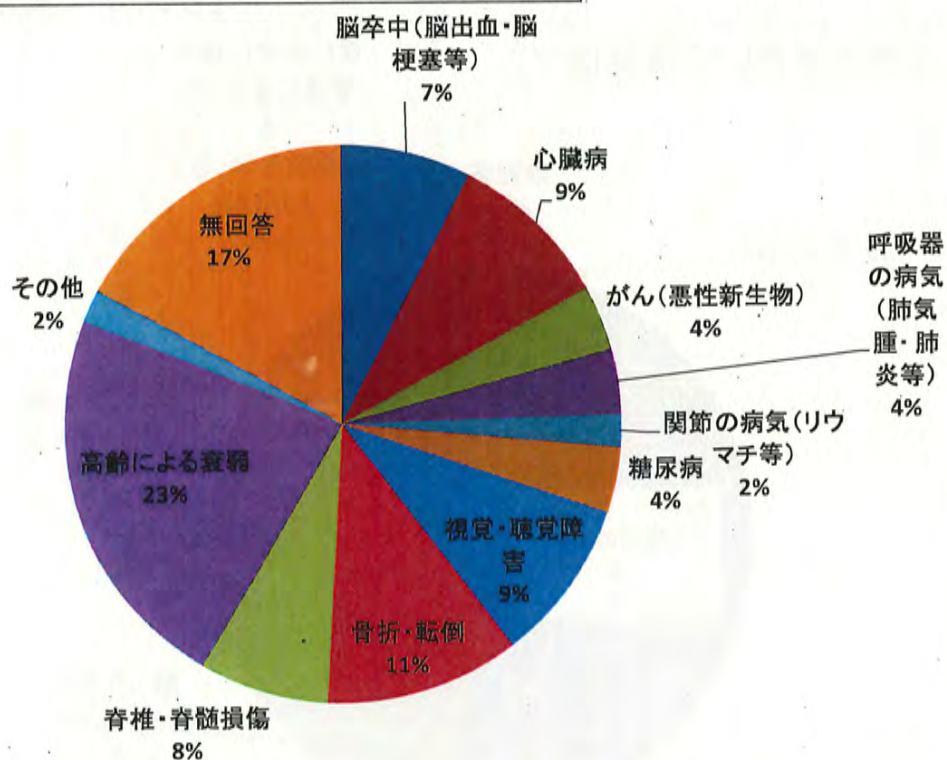
【〇は1つ (%)】



問4. 普段の生活で介護・介助を必要としているか 【〇は1つ (%)】

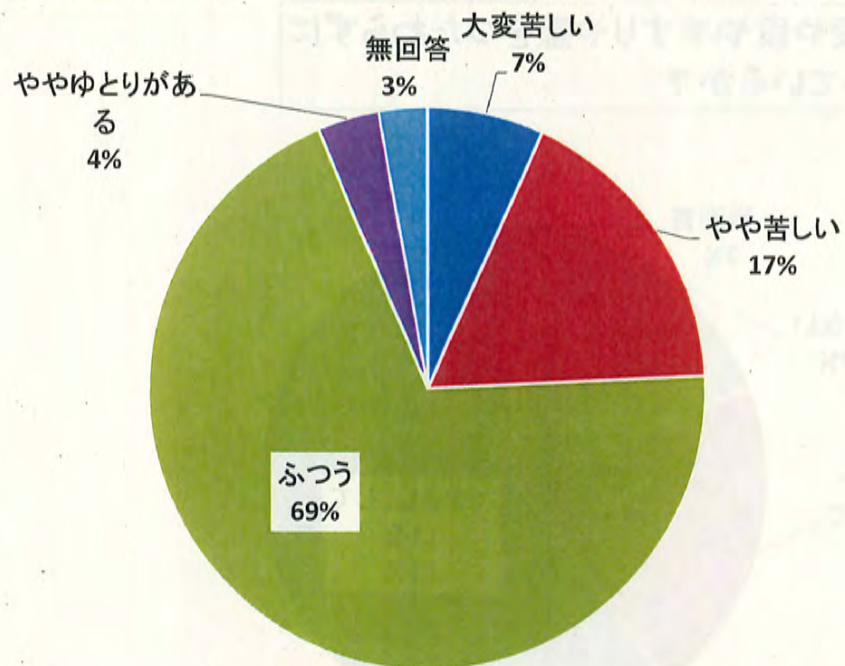


問4-1. 介護・介助が必要になった主な原因 【複数回答 (%)】



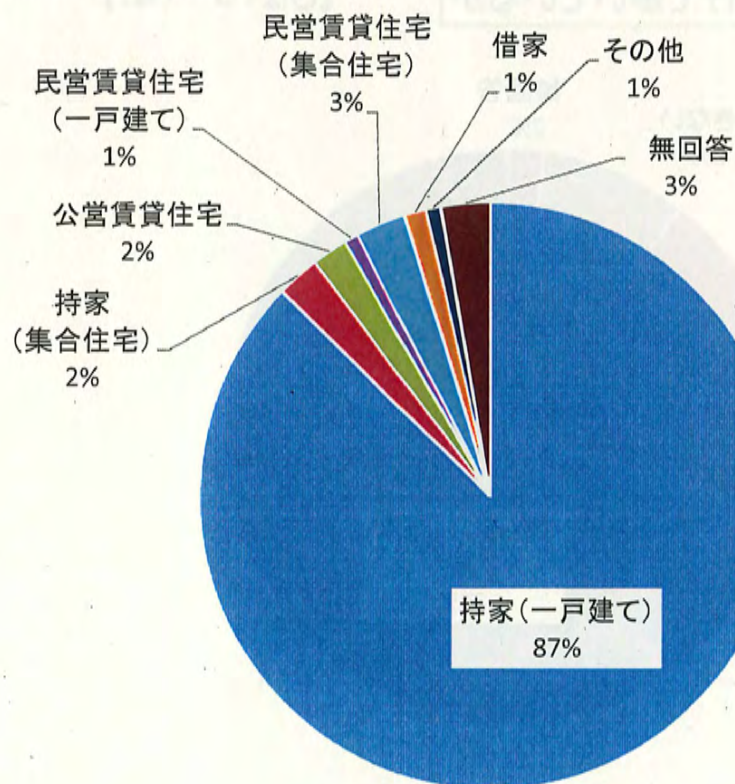
問5.経済的にみた現在の暮らしの状況

【〇は1つ (%)】



問6.住まいの種類

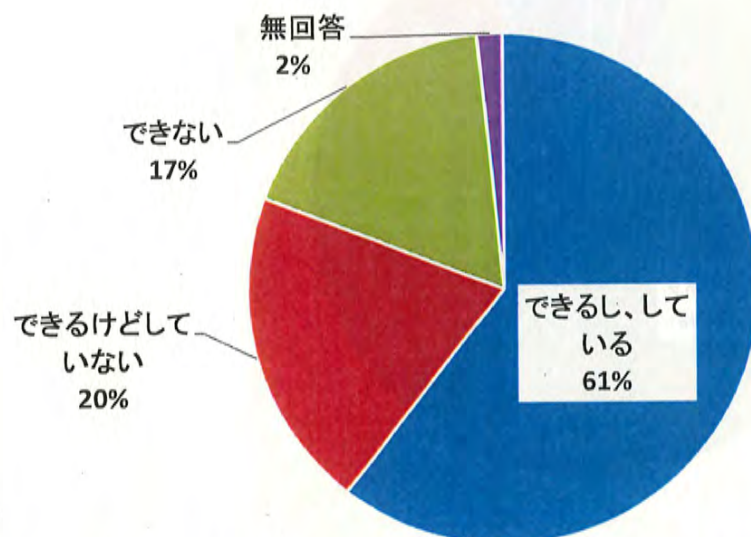
【〇は1つ (%)】



2. からだを動かすことについて

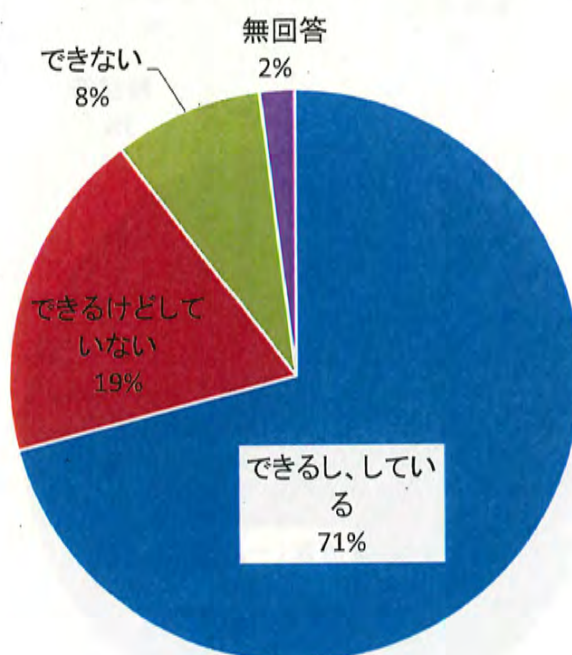
【〇は1つ (%)】

問7① 階段や段や手すりや壁をつたわずに昇っているか？



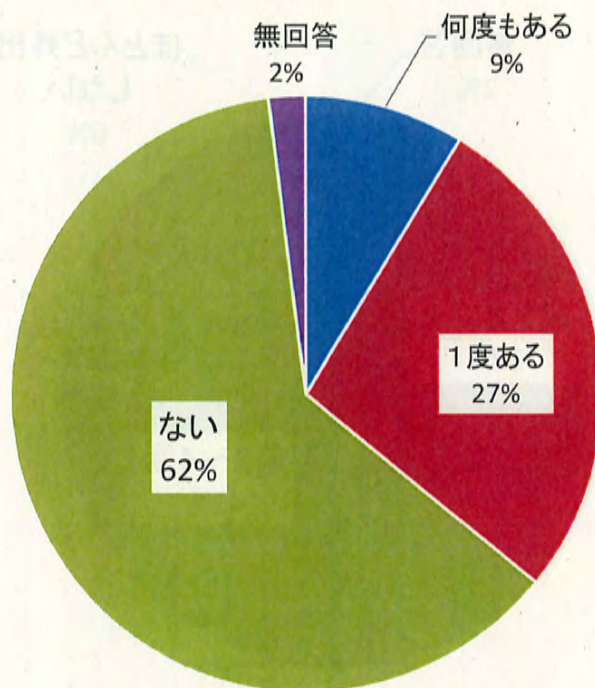
問7③ 15分くらい続けて歩いているか

【〇は1つ (%)】



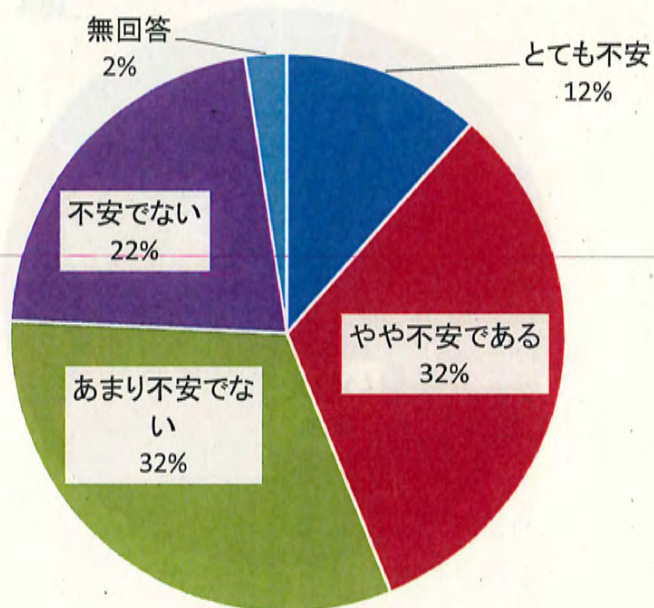
問7④ 過去1年間に転んだ経験があるか

【〇は1つ (%)】



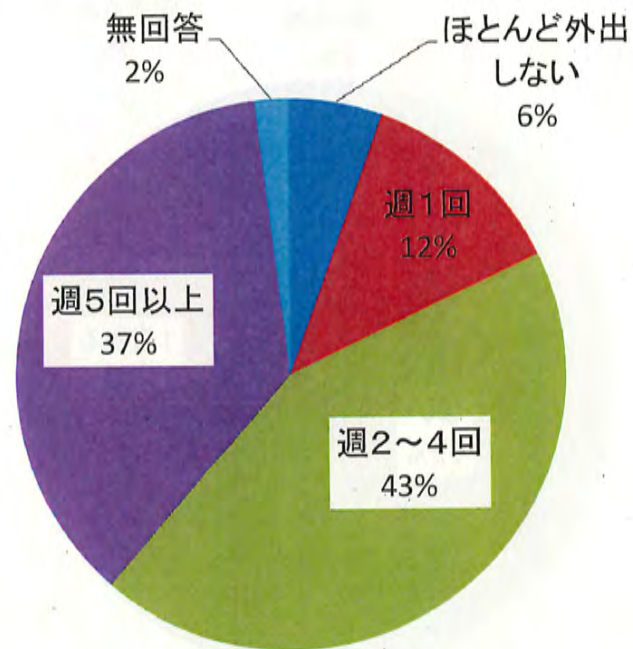
問7⑤ 転倒に対する不安は大きいか

【〇は1つ (%)】



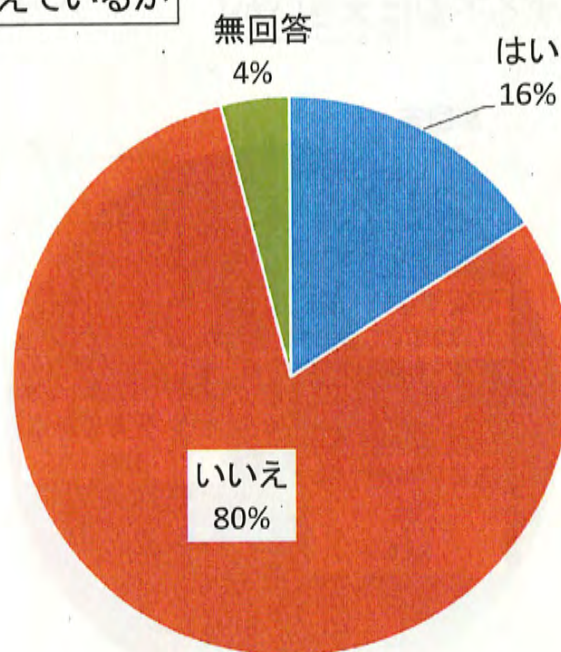
問7⑥ 週に1回以上は外出しているか

【〇は1つ (%)】



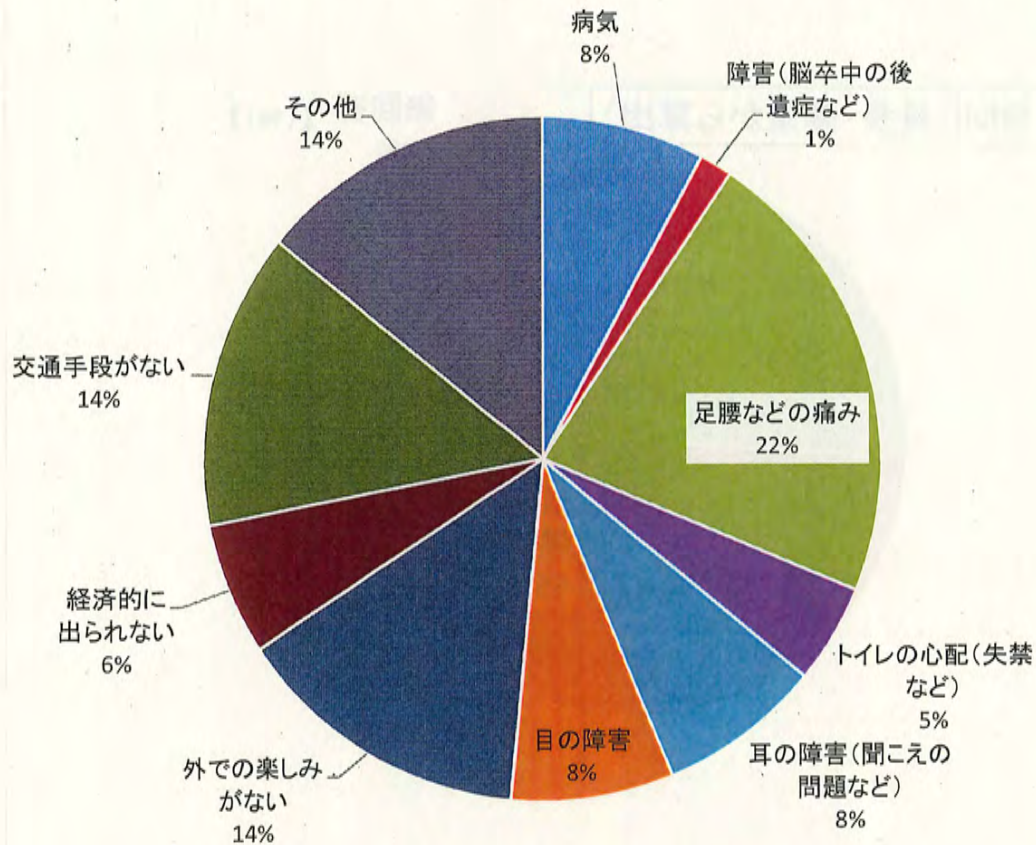
問7⑧ 外出を控えているか

【〇は1つ (%)】



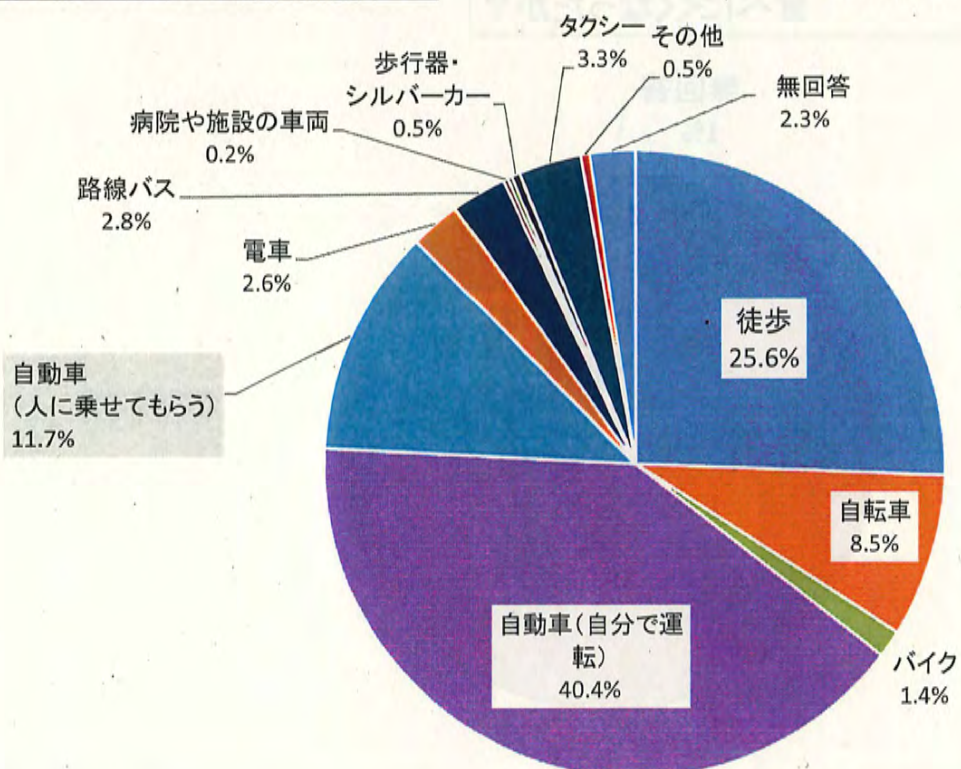
問7⑧-1 外出を控えている理由

【複数回答 (%)】



問7⑨ 外出する際の移動手段

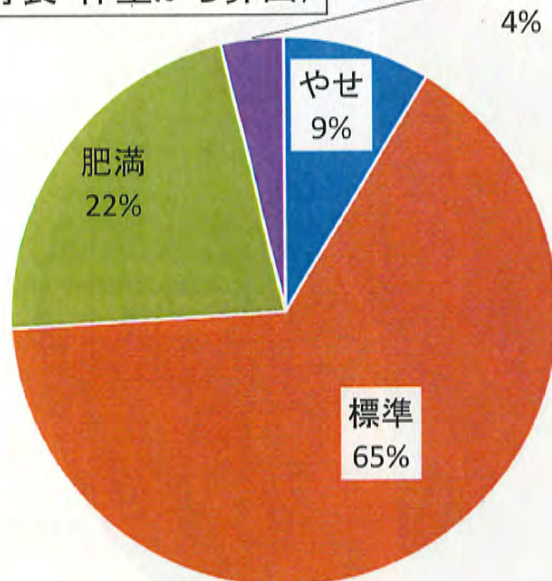
【複数回答 (%)】



3. 食べるについて

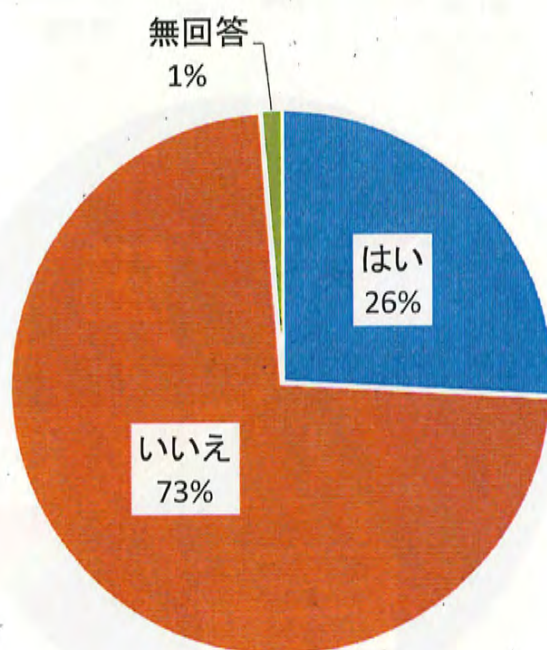
問8① BMI(身長・体重から算出)

無回答 【(%)】



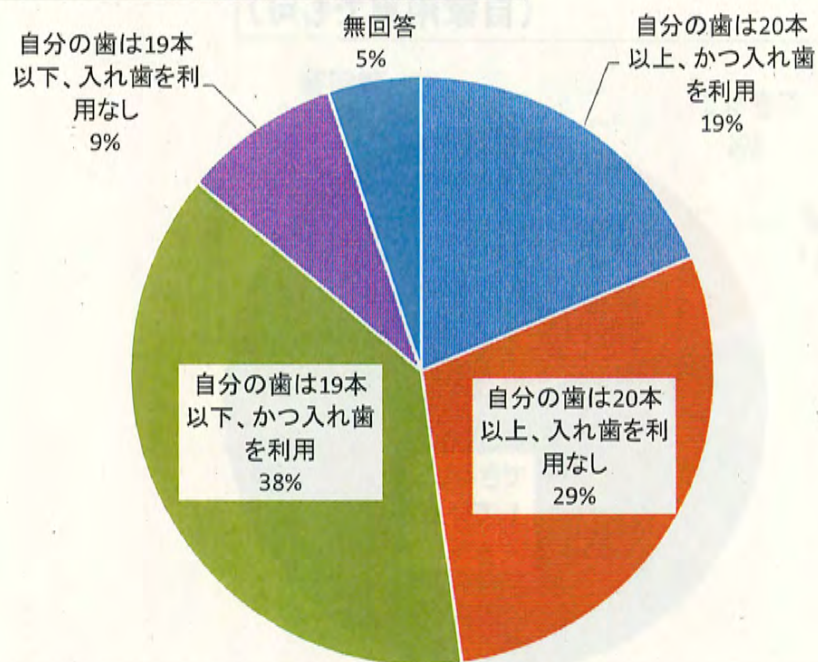
問8③ 半年前に比べて固いものが
食べにくくなったか？

【〇は1つ (%)】



問8⑦ 歯の数と入れ歯の利用状況

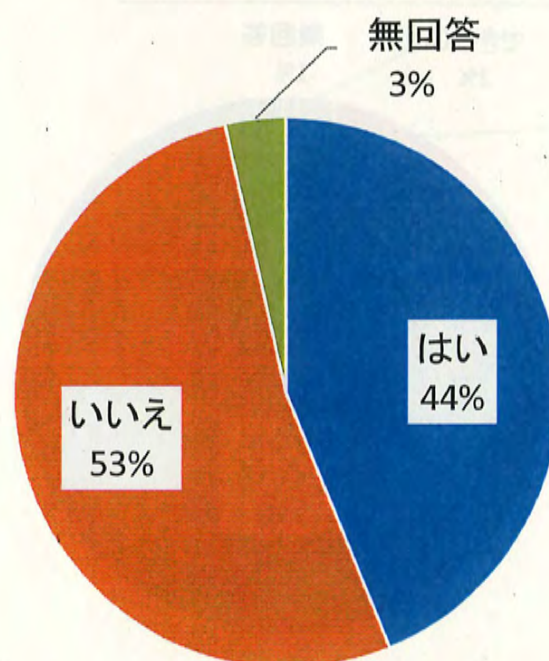
【〇は1つ (%)】



4. 毎日の生活について

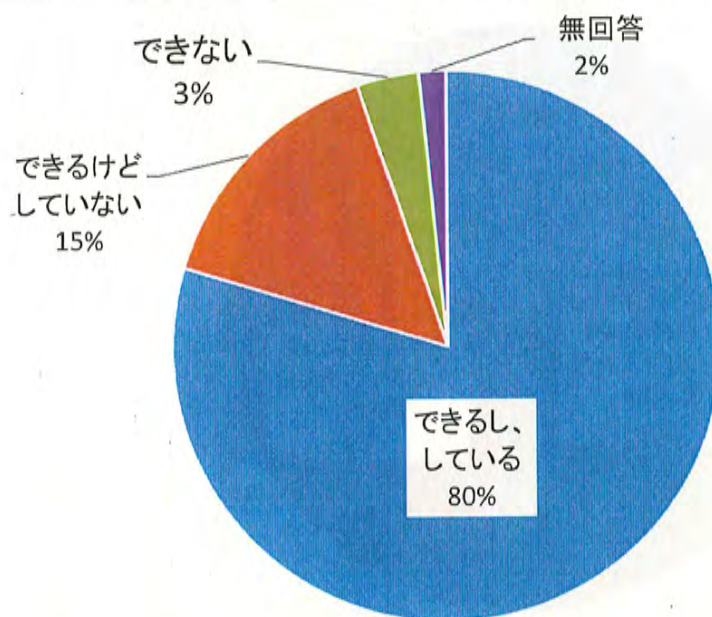
問10① 物忘れが多いと感じるか

【〇は1つ (%)】



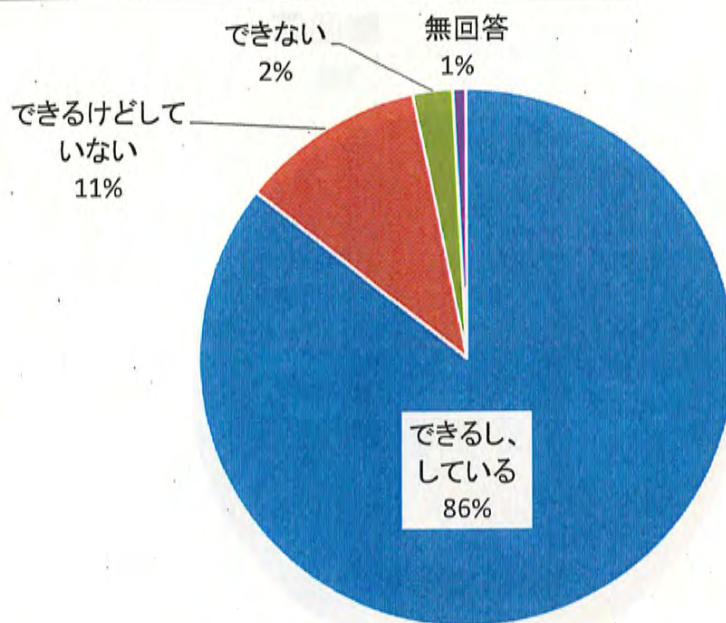
問11① バスや電車で一人で外出しているか
(自家用車でも可)

【〇は1つ (%)】



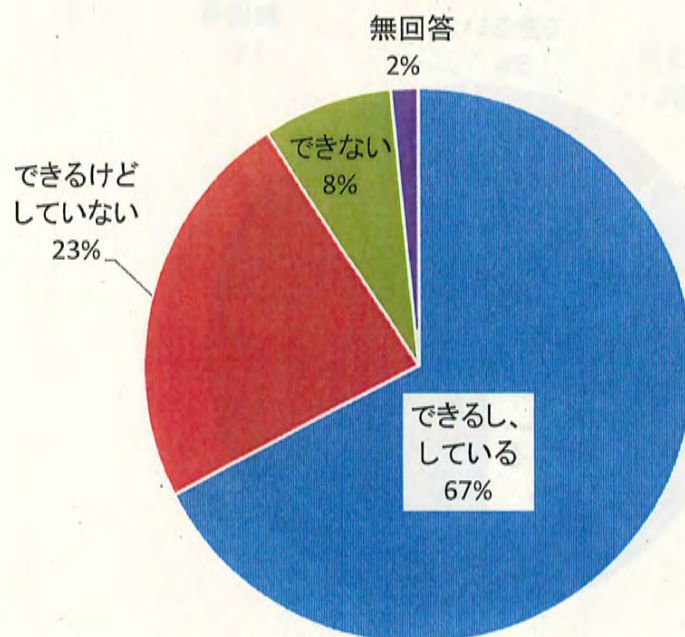
問11② 自分で食品・日用品の
買い物をしているか？

【〇は1つ (%)】



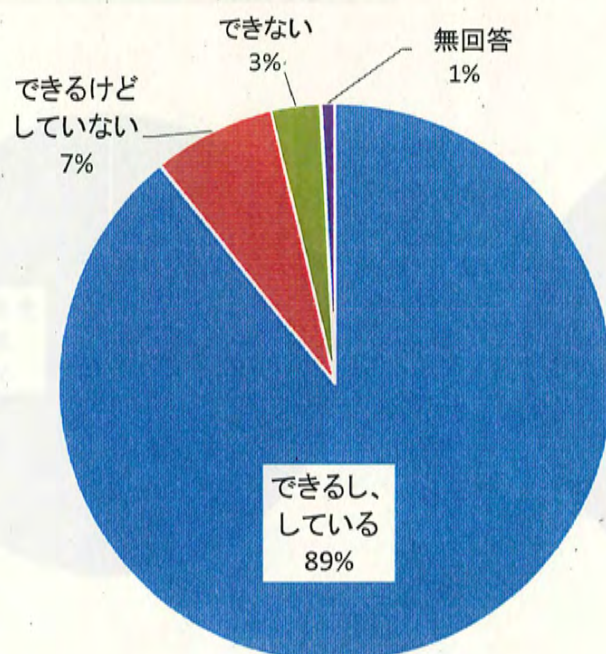
問11③ 自分で食事の用意をしているか

【〇は1つ (%)】



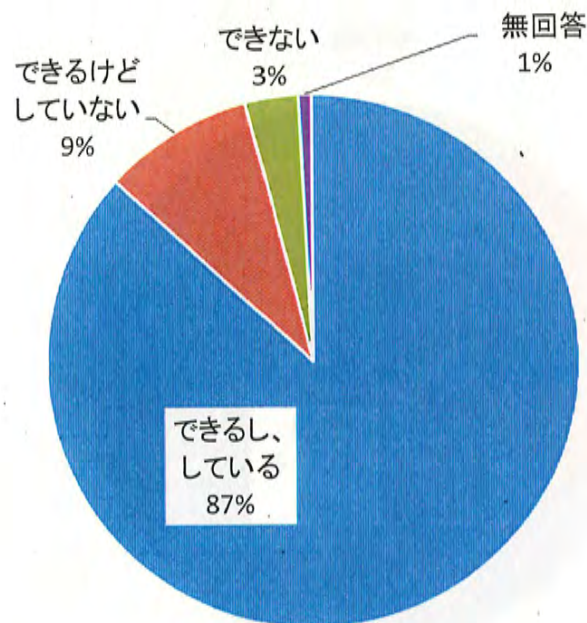
問11④ 自分で請求書の支払いをしているか

【〇は1つ (%)】



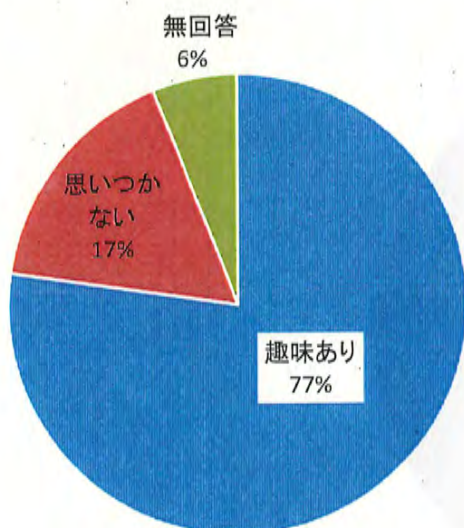
問11⑤ 預貯金の出し入れをしているか

【〇は1つ (%)】



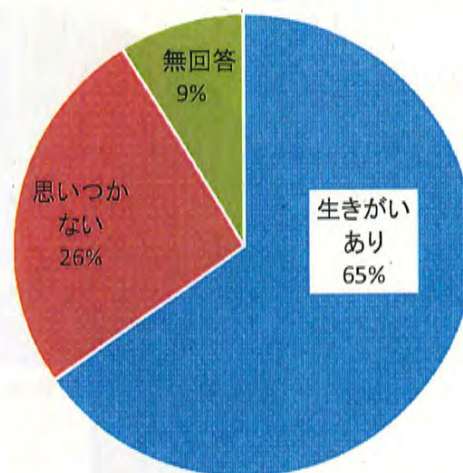
【〇は1つ (%)】

問12⑨ 趣味はあるか



【〇は1つ (%)】

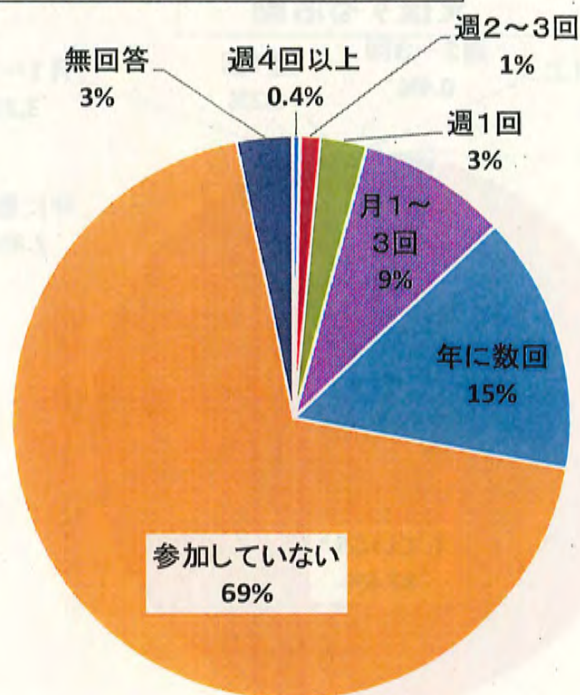
問12⑩ 生きがいはあるか



5.地域での活動について

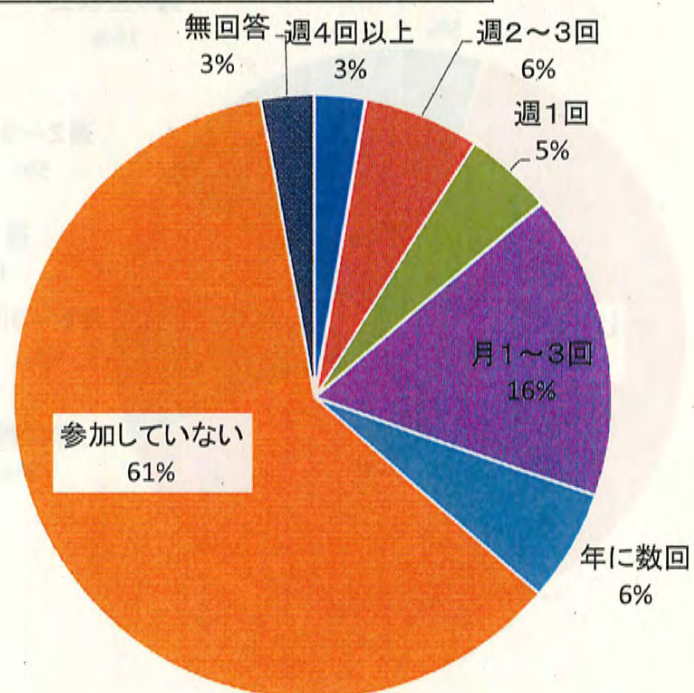
問13 参加頻度①ボランティアのグループ

【〇は1つ (%)】



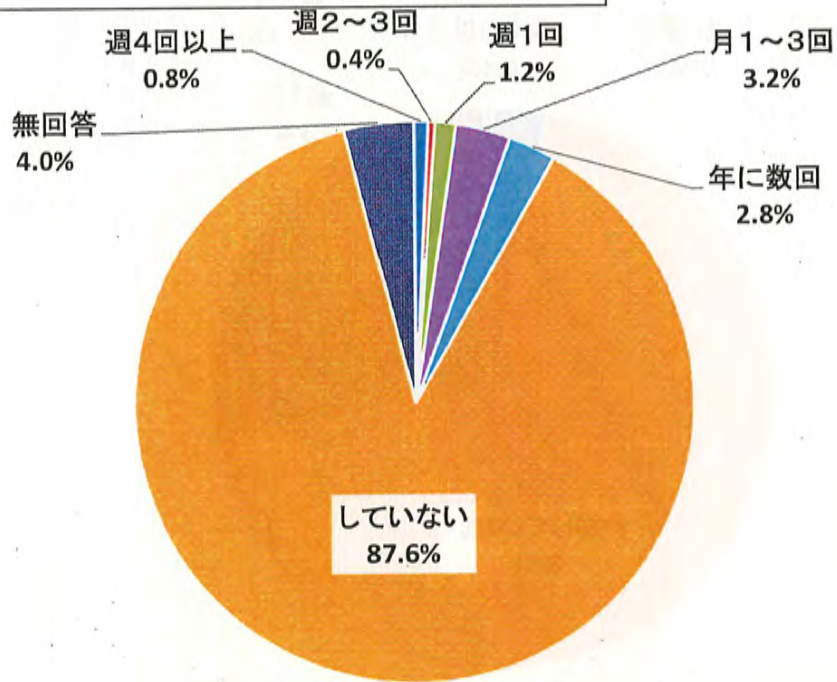
問13 参加頻度②運動やスポーツ関係のグループやクラブへの参加

【〇は1つ (%)】



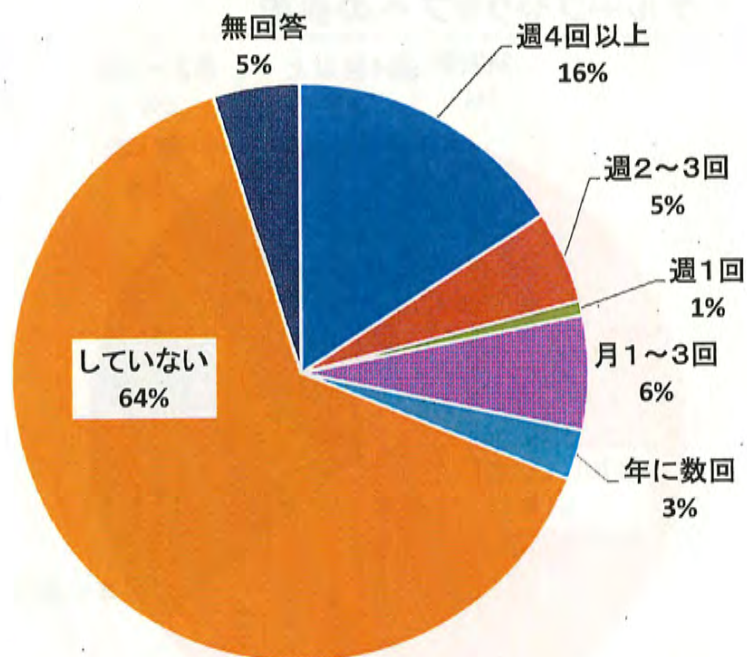
問14 参加頻度①見守りが必要な高齢者を支援する活動

【〇は1つ (%)】



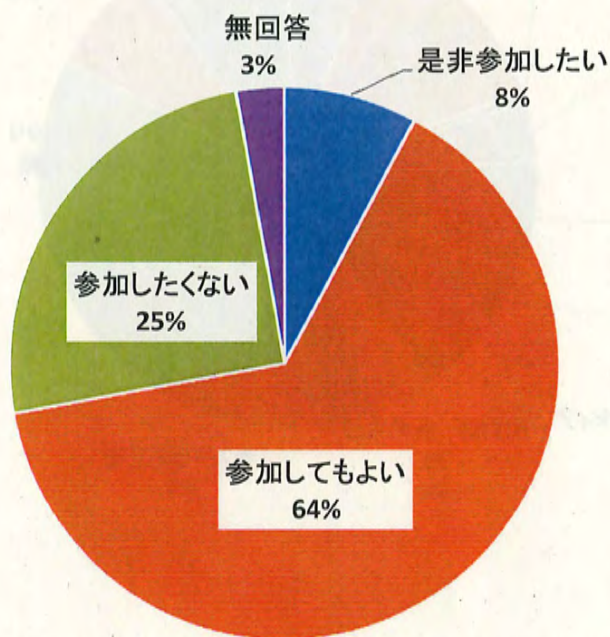
問14 参加頻度⑤ 収入のある仕事

【〇は1つ (%)】



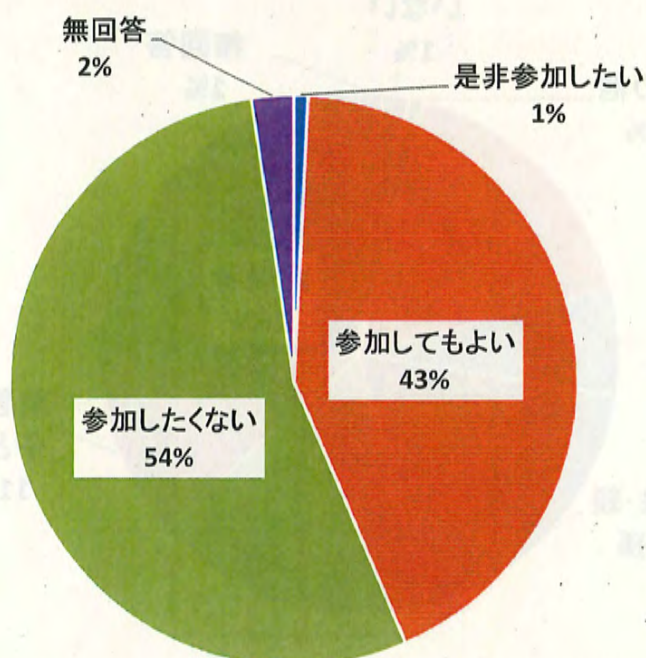
問15 いきいきした地域づくりへの参加意向
(参加者として)

【〇は1つ (%)】



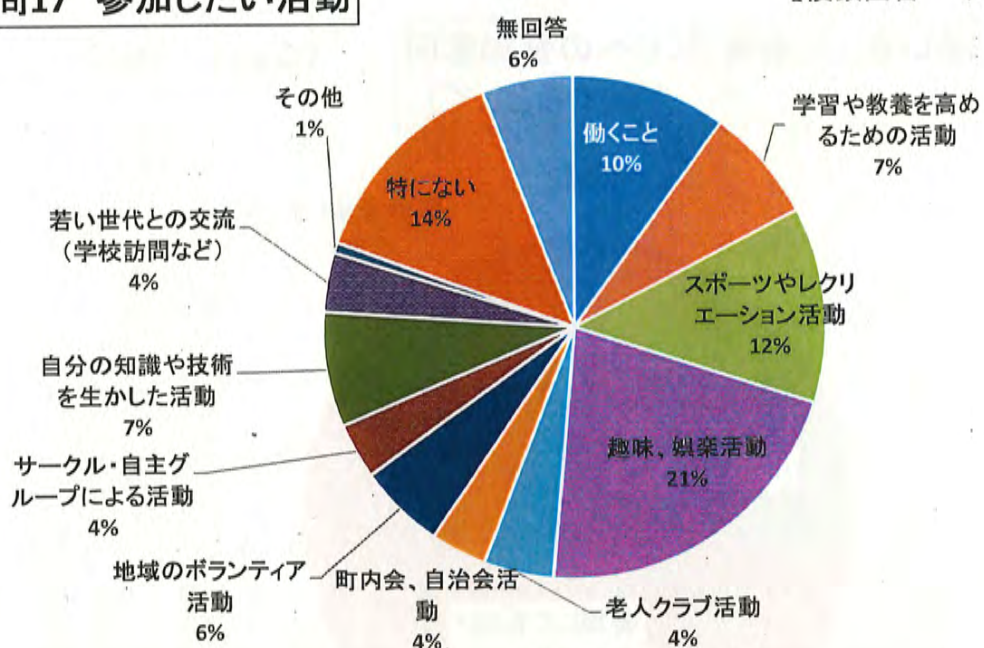
問16 いきいきした地域づくりへの参加意向
(企画・運営(お世話役)として)

【〇は1つ (%)】



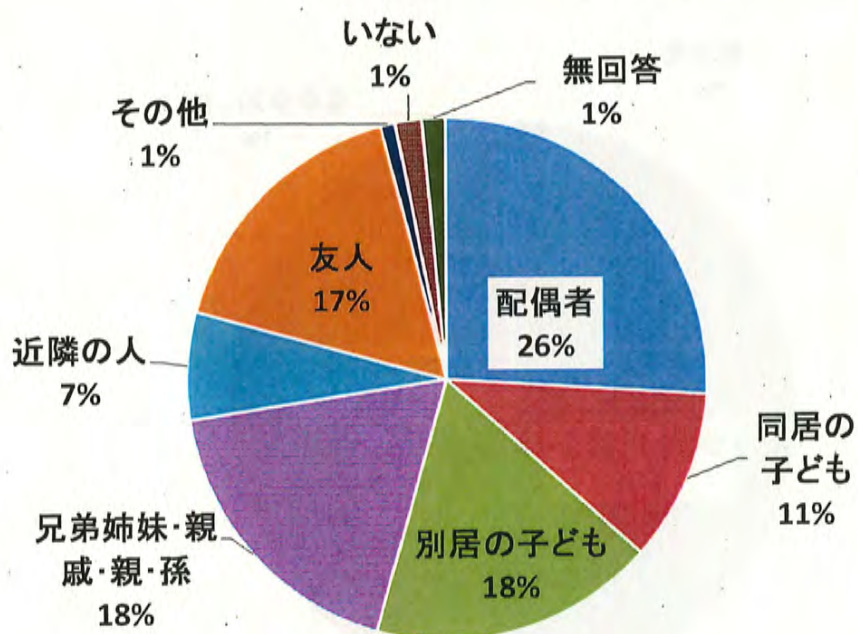
問17 参加したい活動

【複数回答 (%)】



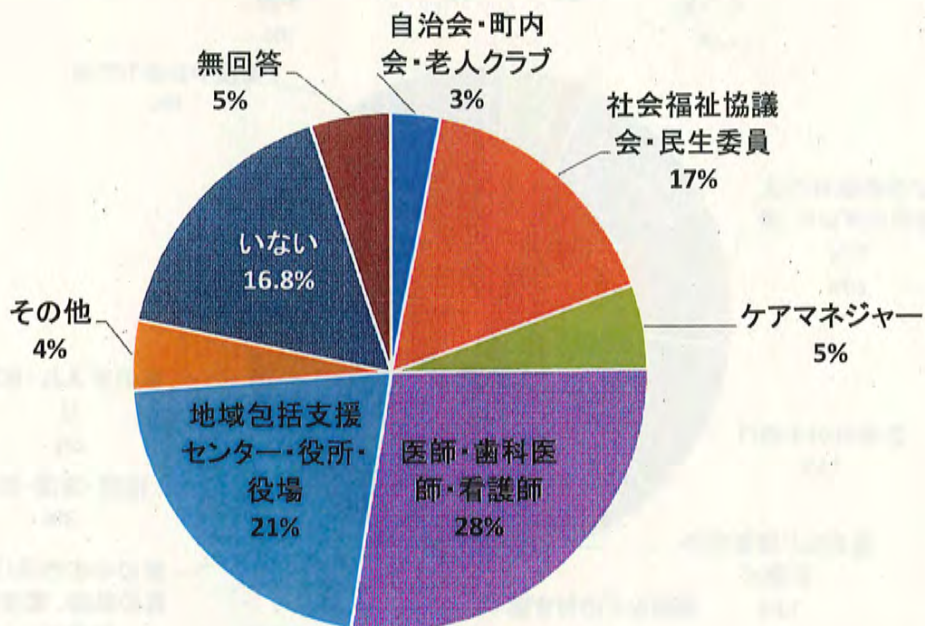
6. 助け合いについて

問18① 自分の心配事や愚痴を聞いてくれる人【複数回答 (%)】



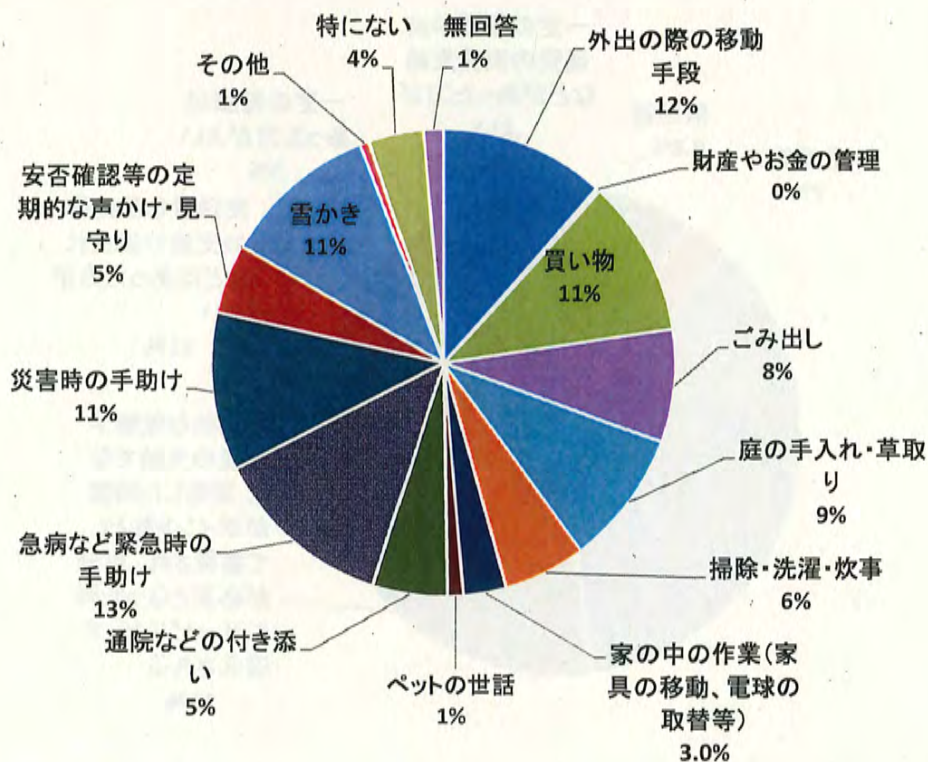
問19 家族や友人・知人以外で、
何かあったときに相談する相手

【複数回答 (%)】

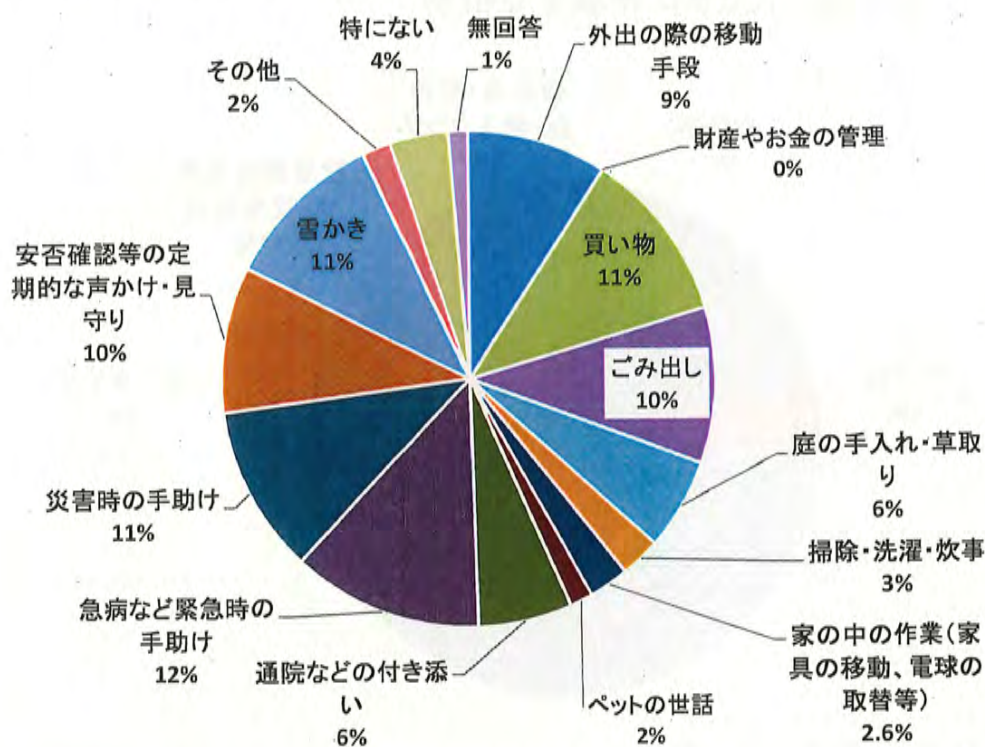


問23 日常生活上の支援が必要になったとき、
地域の人にしてほしい支援

【複数回答 (%)】

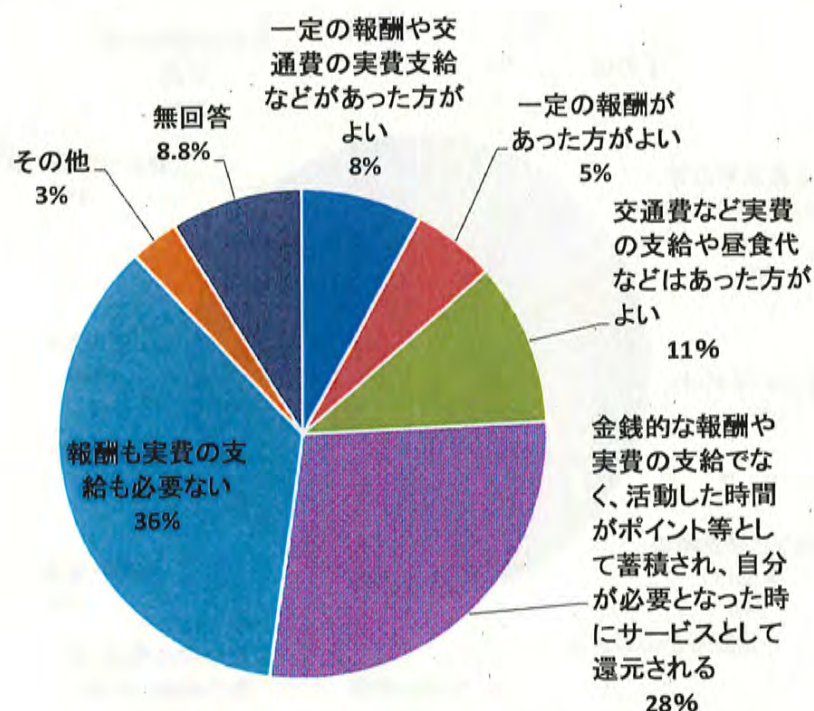


問24 とおり近所に、高齢や病気・障害等で困っている家庭があった場合、できる支援 【複数回答 (%)】



問25 支援を行う場合、報酬や費用(実費)について

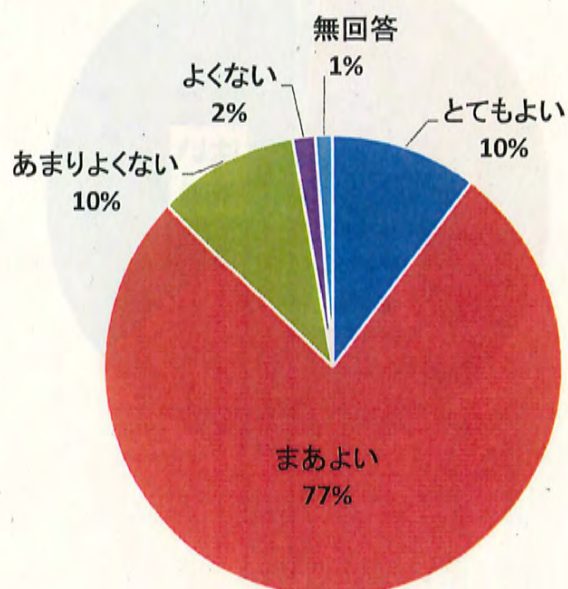
【〇は1つ (%)】



7.健康・介護予防について

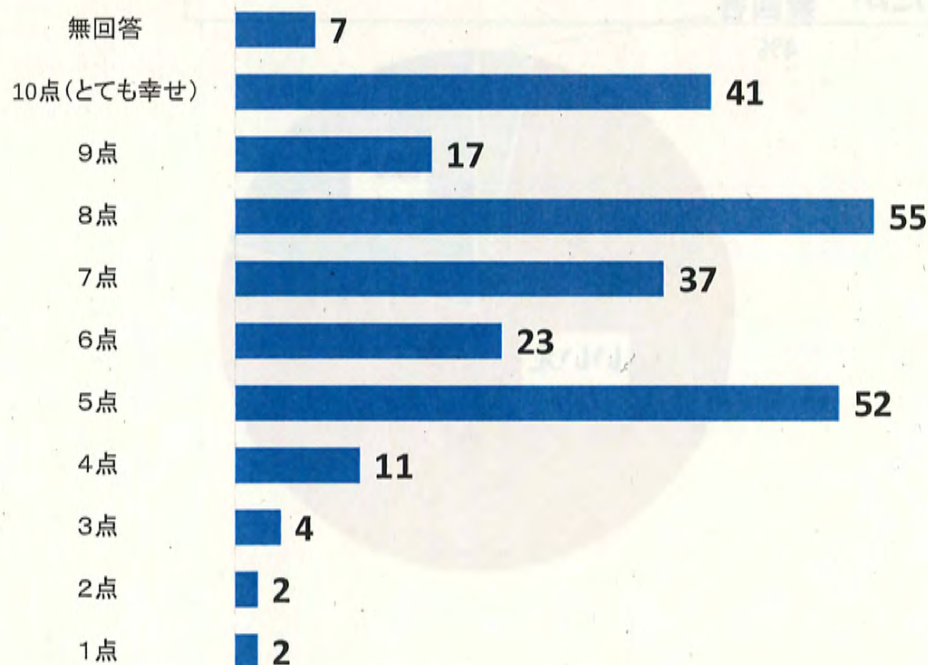
問26 現在の健康状態

【〇は1つ (%)】

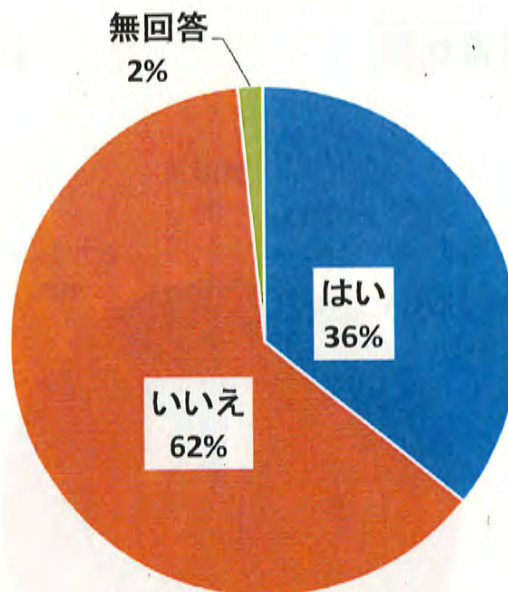


問27 幸福度

【〇は点数に1つ (人)】



問28 この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあったか【〇は1つ (%)】

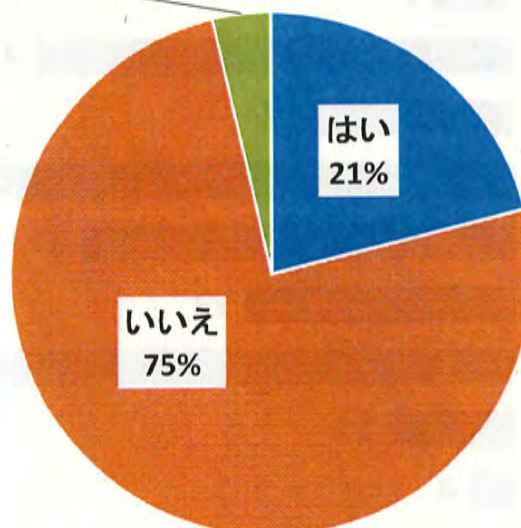


【〇は1つ (%)】

問29 この1か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくあったか

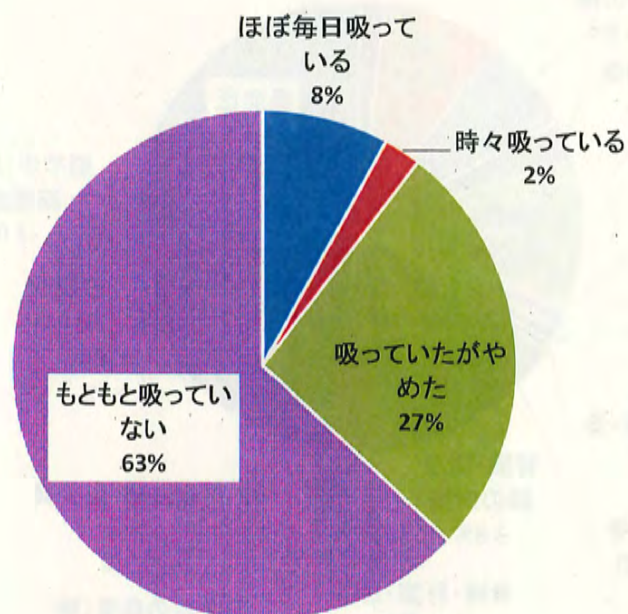
無回答

4%



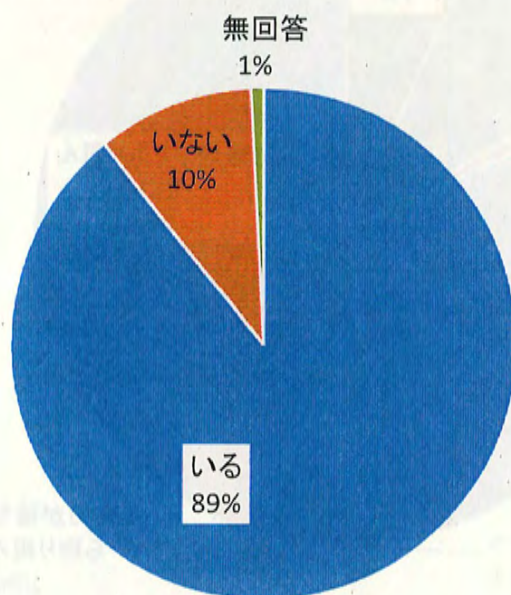
問31 喫煙状況

【〇は1つ (%)】



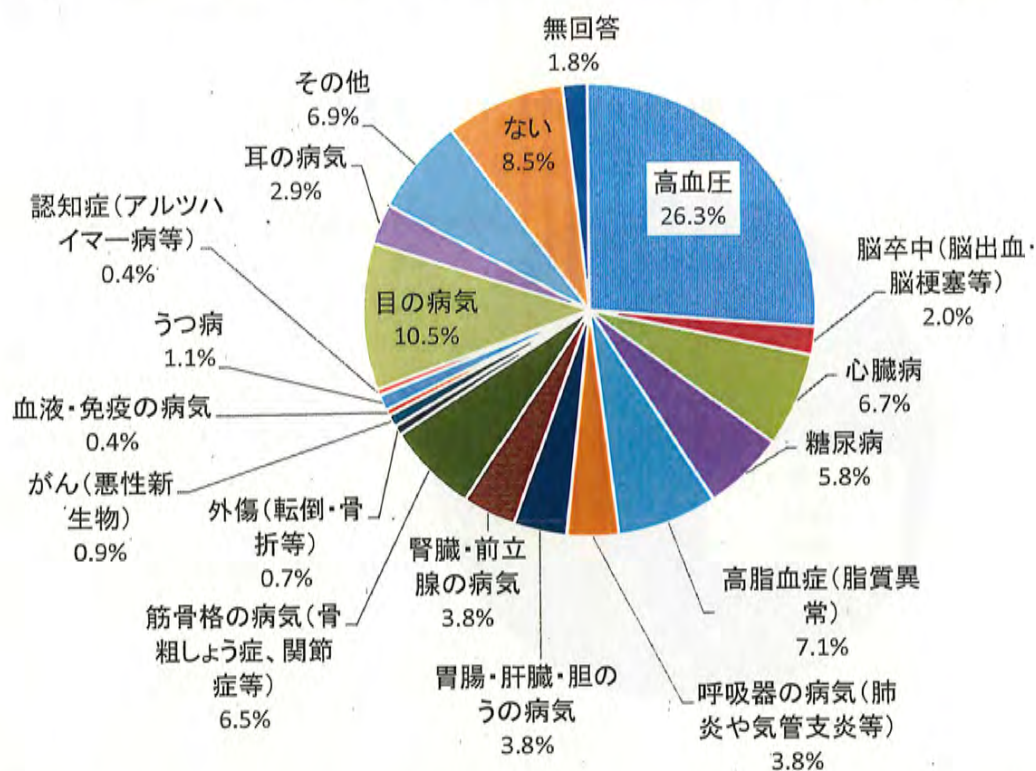
問32 かかりつけ医の有無

【〇は1つ (%)】



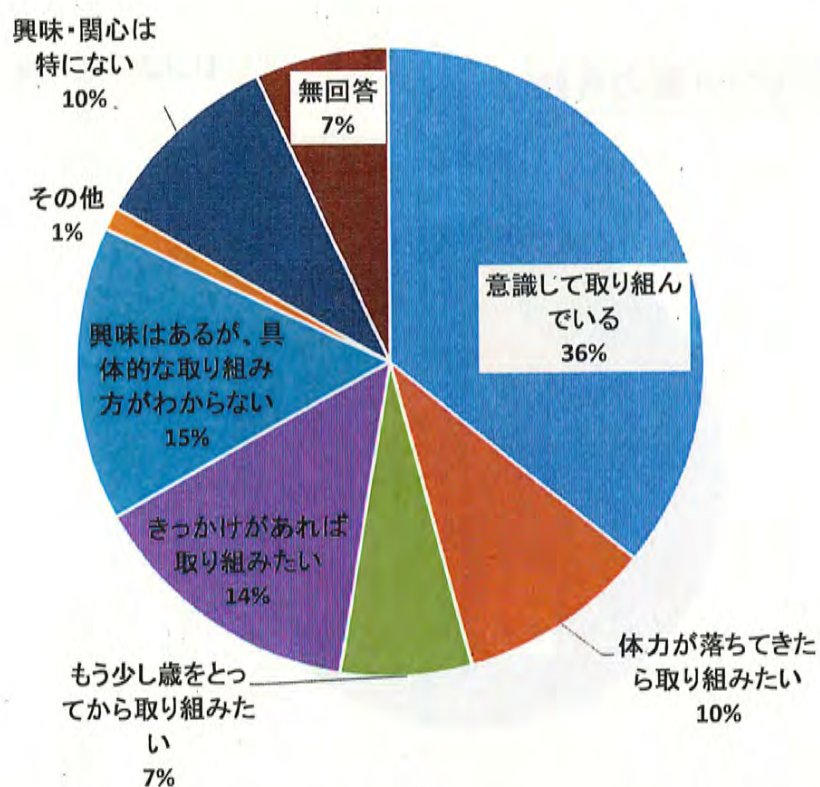
問33 現在治療中、または後遺症のある病気

【複数回答 (%)】



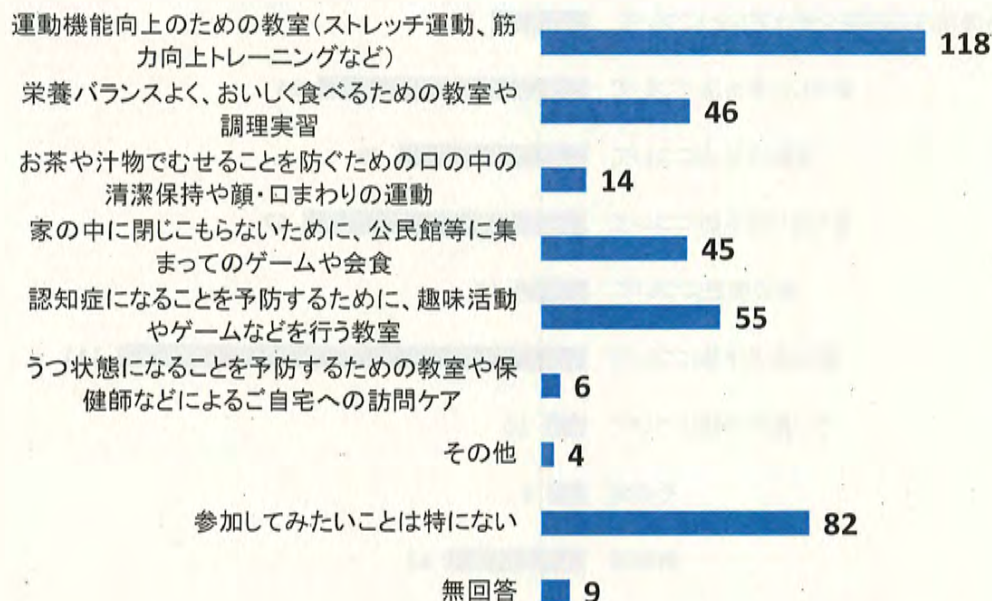
問35 介護予防への取り組み状況

【〇は1つ (%)】



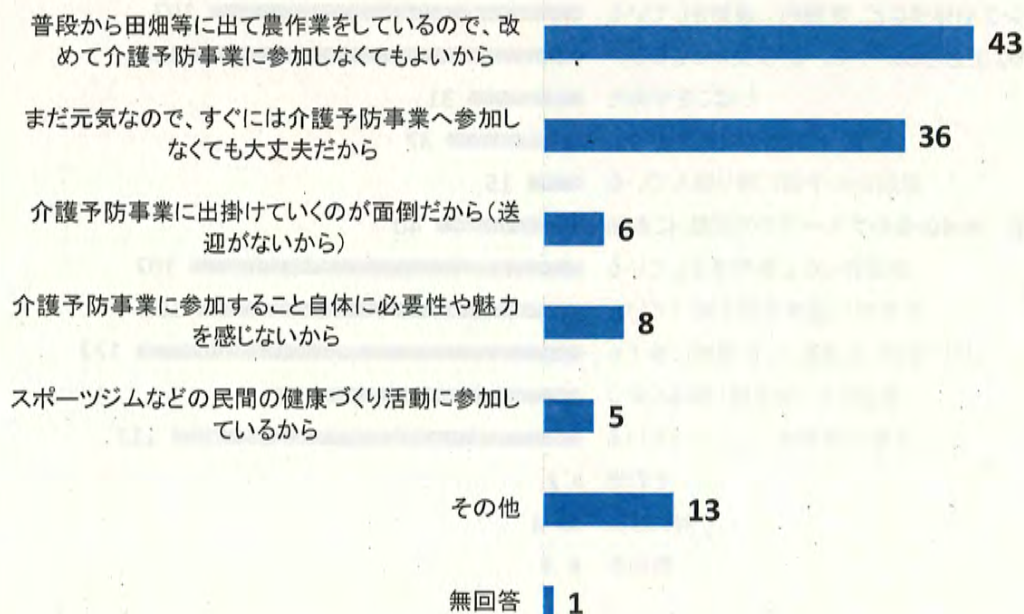
問36 今後参加してみたい介護予防事業

【複数回答 (人)】



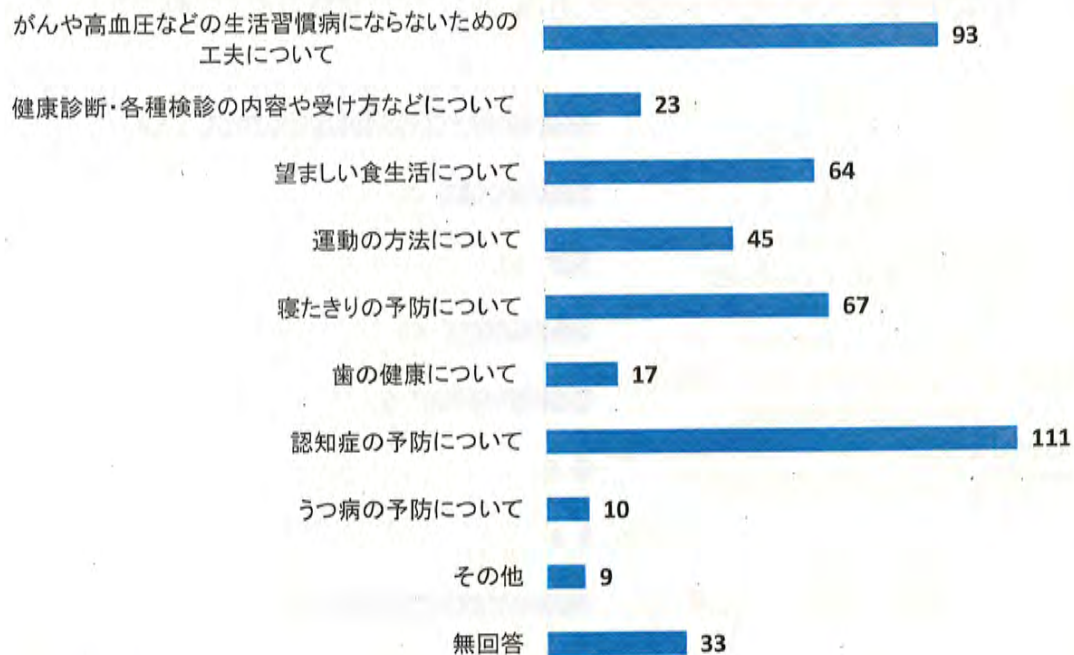
問36-1 参加してみたいことが特にない理由

【複数回答 (人)】



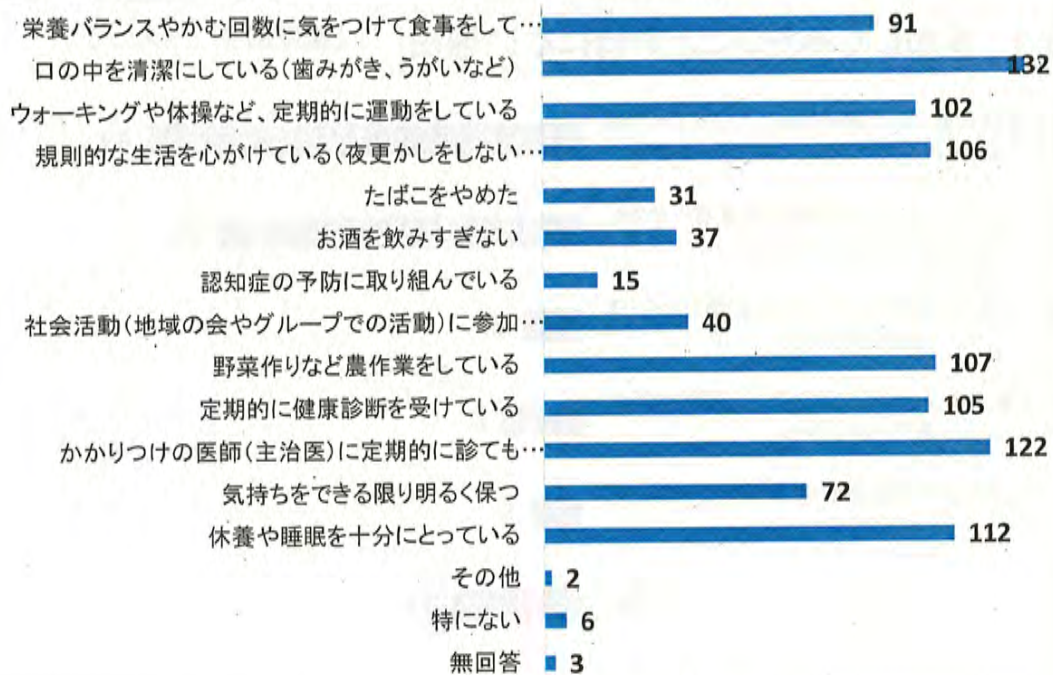
問37 健康について知りたいこと

【〇3つまで (人)】



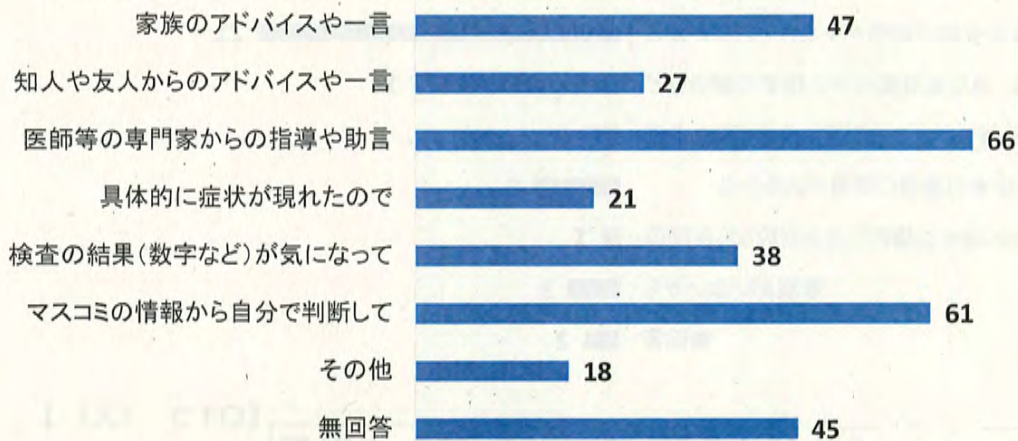
問38 普段から健康や介護予防のために 気をつけていること

【複数回答 (人)】



問38-1 取り組むこととなった主なきっかけ

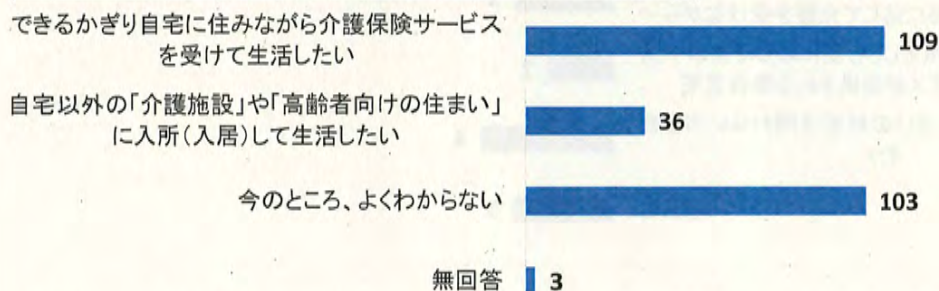
【複数回答 (人)】



8.希望する介護サービスについて

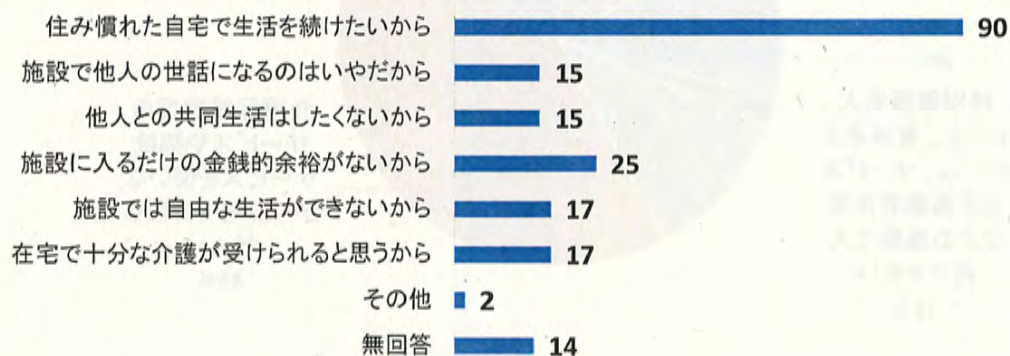
問39 あなたに介護が必要となった場合、 介護を受けたい場所

【〇1つ (人)】



問39-1 自宅で介護保険サービスを利用したい理由

【〇1つ (人)】

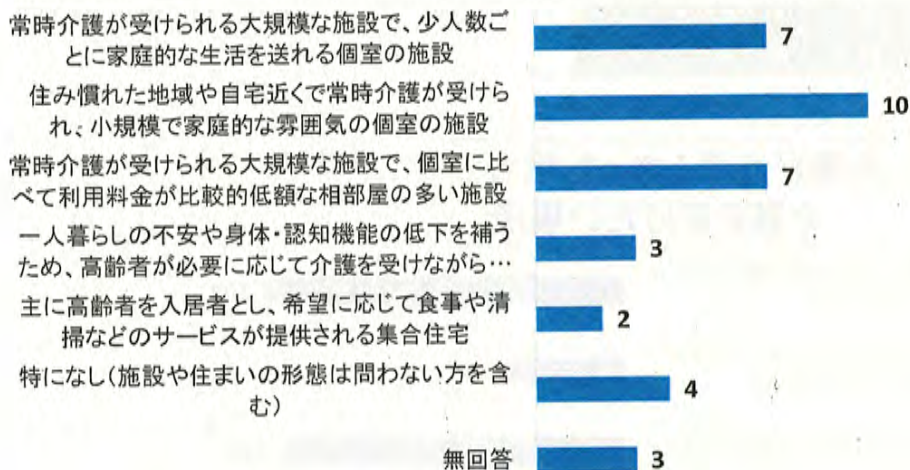


問39-3 施設等への入所(入居)を希望する理由



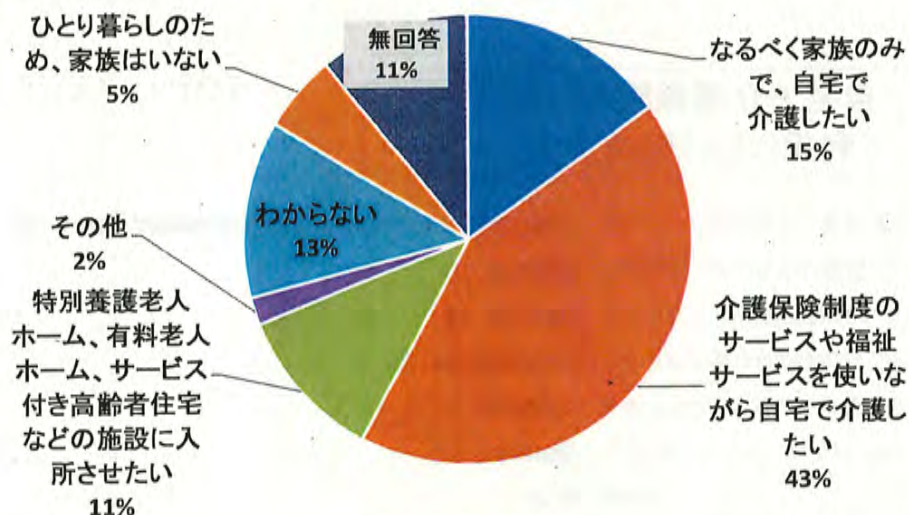
【〇1つ (人)】

問39-4 もっとも希望する「施設」や「住まい」の形態



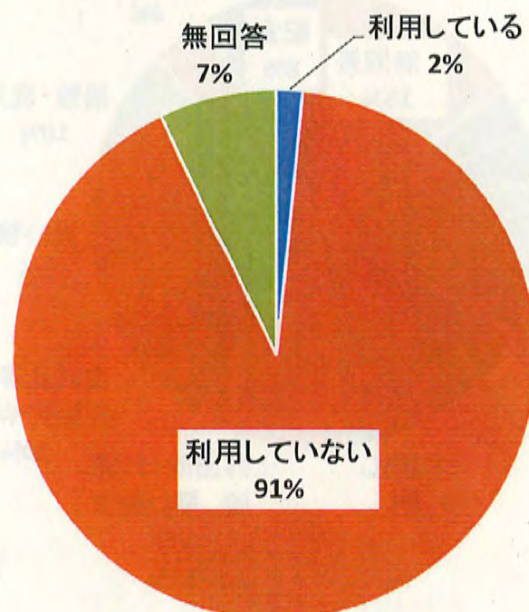
問40 家族に介護が必要となった場合、介護したい場所

【〇は1つ (%)】



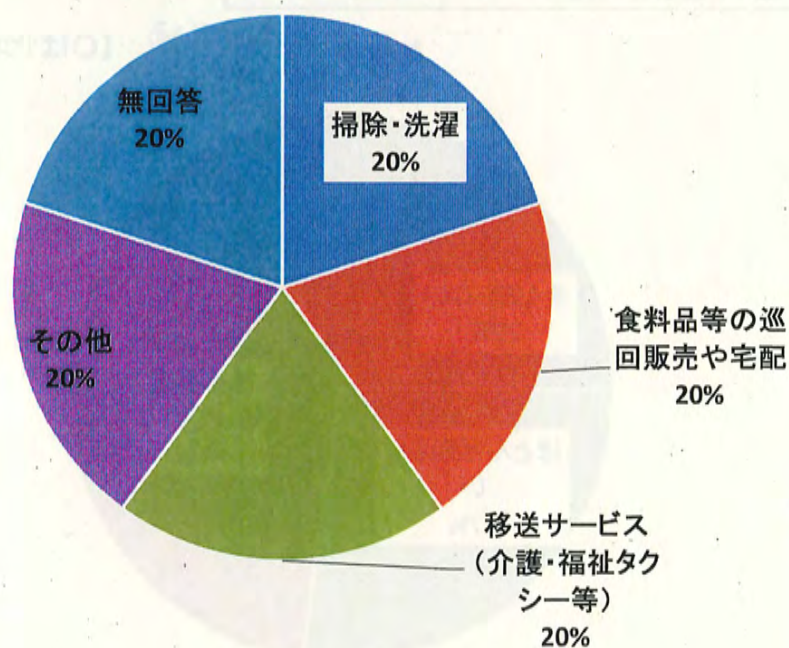
問41 介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況

【〇は1つ (%)】



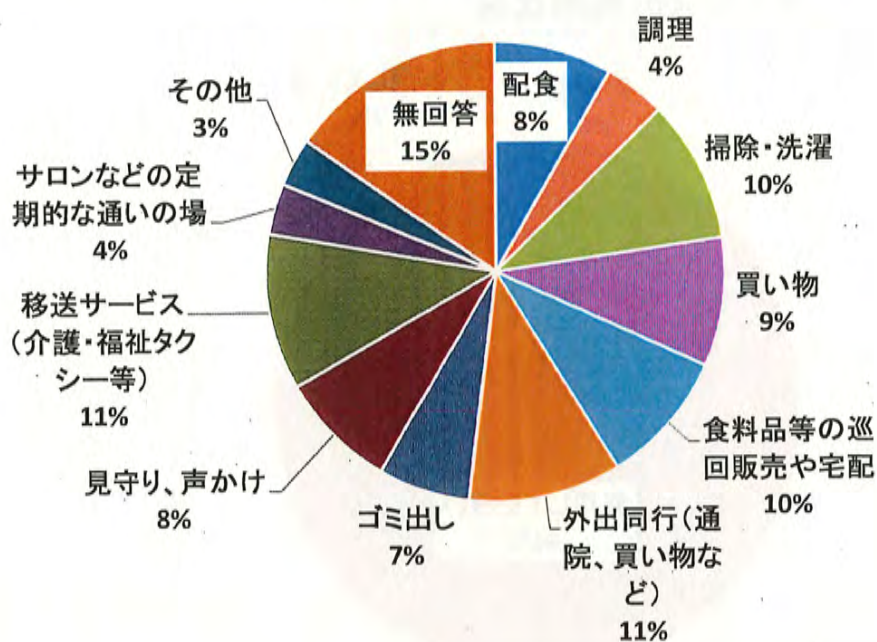
問41-1 利用している支援・サービス

【複数回答 (%)】



問42 今後の自宅での生活の継続に必要と
感じる支援・サービス

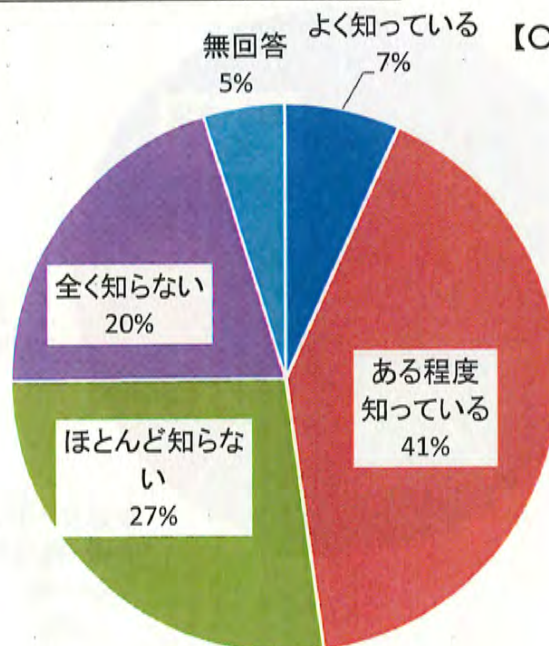
【複数回答 (%)】



9.地域包括支援センターについて

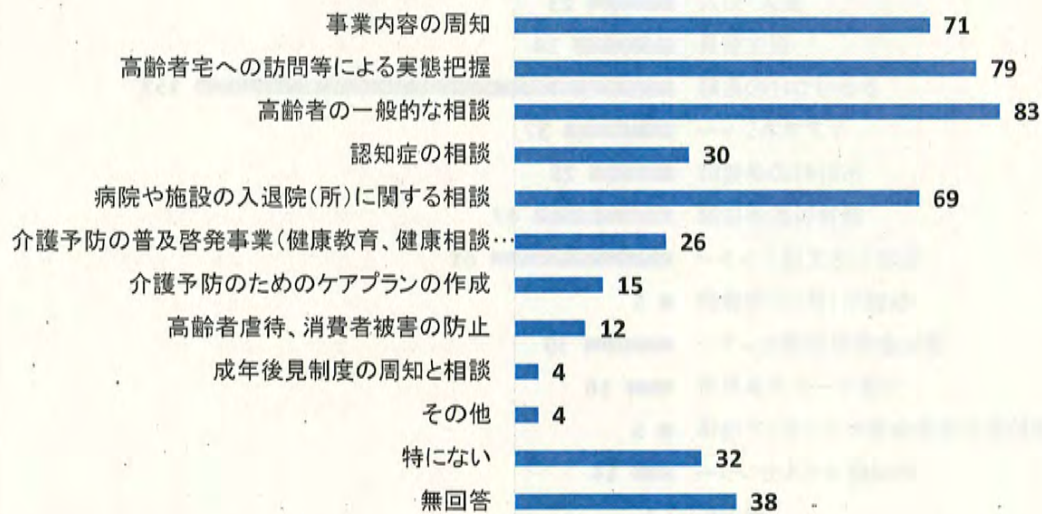
問43 地域包括支援センターの認知状況

【〇は1つ (%)】



問44 今後、地域包括支援センターに
力を入れてほしい事業

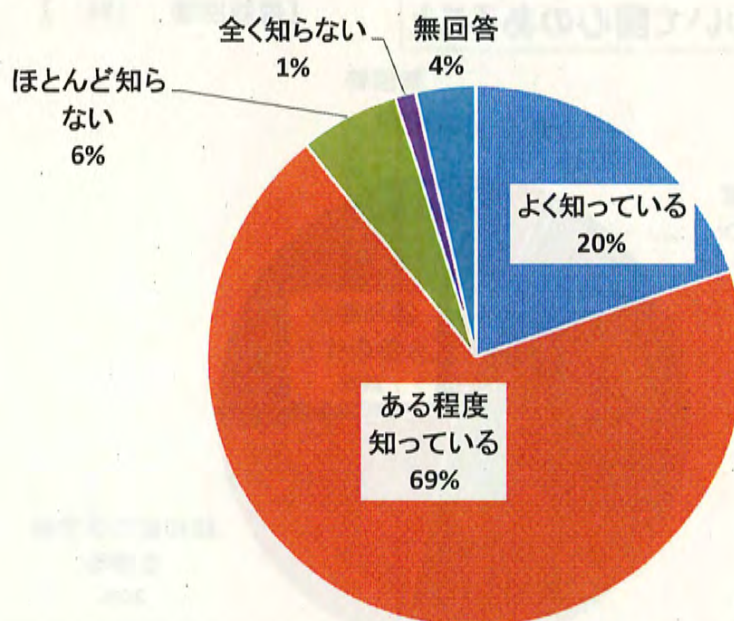
【〇3つまで (人)】



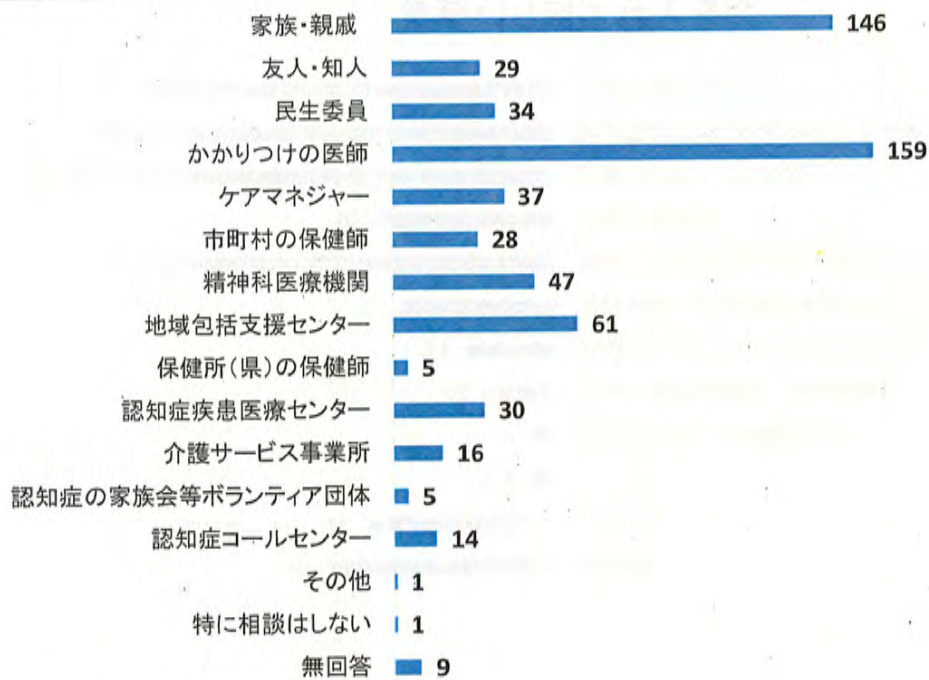
10. 認知症について

問45 認知症という病気の認知状況

【〇は1つ (%)】

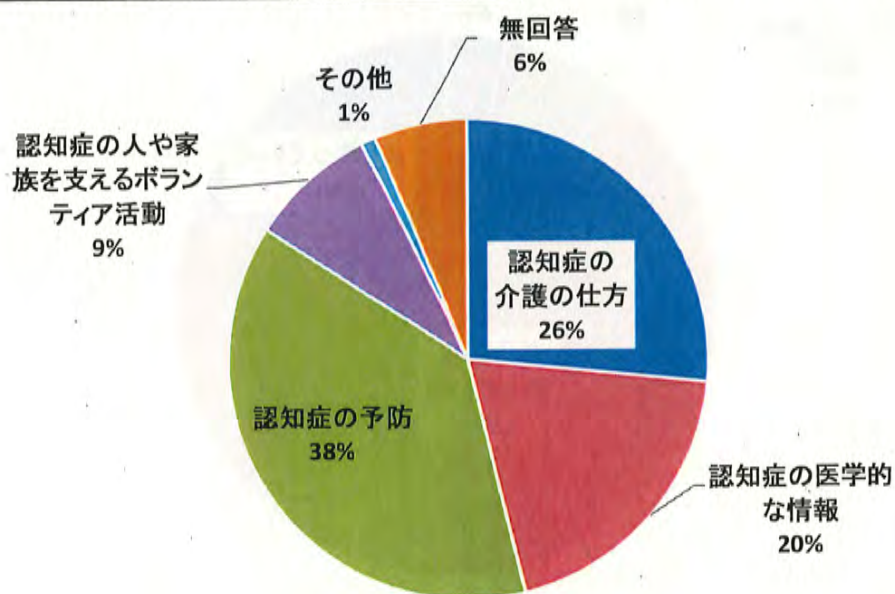


問46 身近な方に認知症の疑いがあるときの相談先

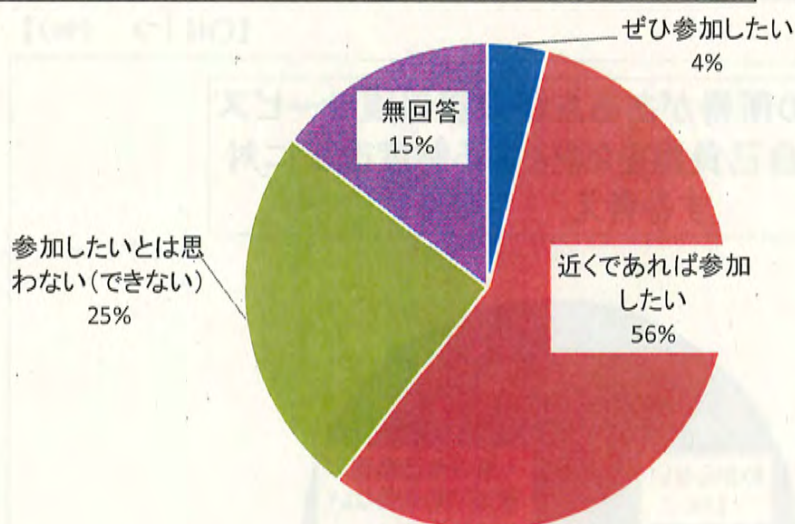


問47 認知症について関心のあること

【複数回答 (%)】

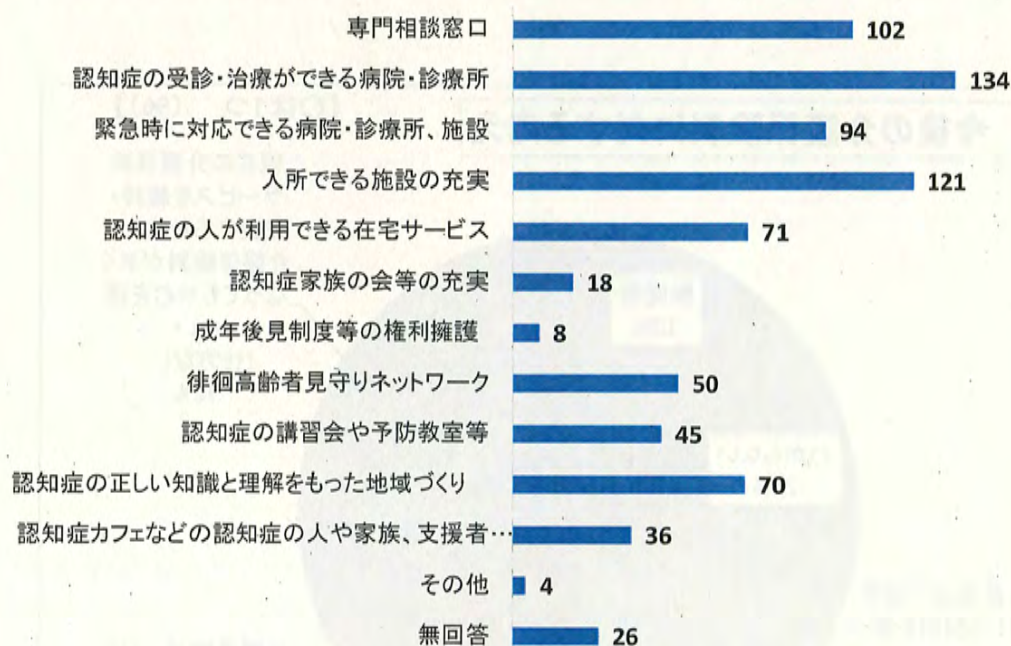


問48 認知症サポーター養成講座への参加意向



問49 充実すれば、認知症になっても安心して暮らしていくことができると思うこと

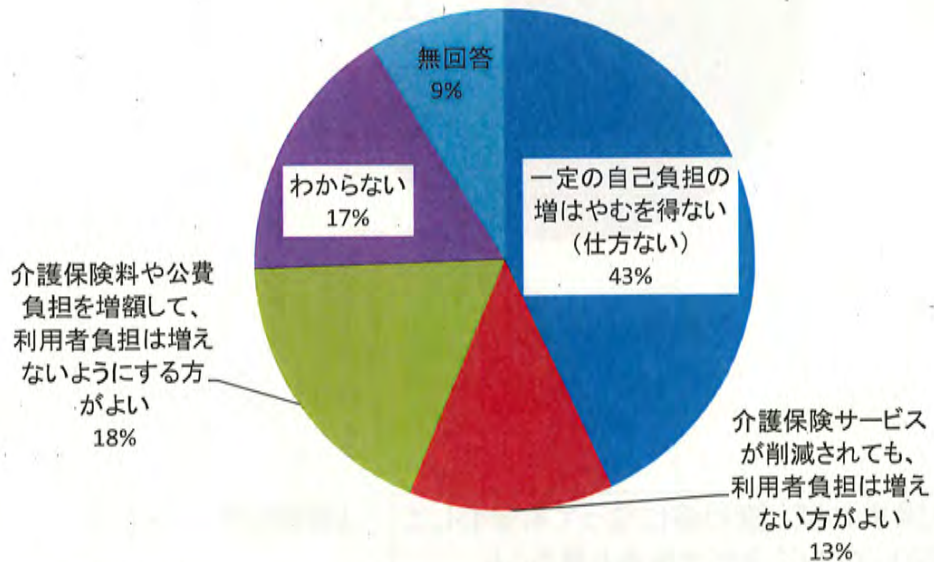
【複数回答 (人)】



11.高齢者施策について

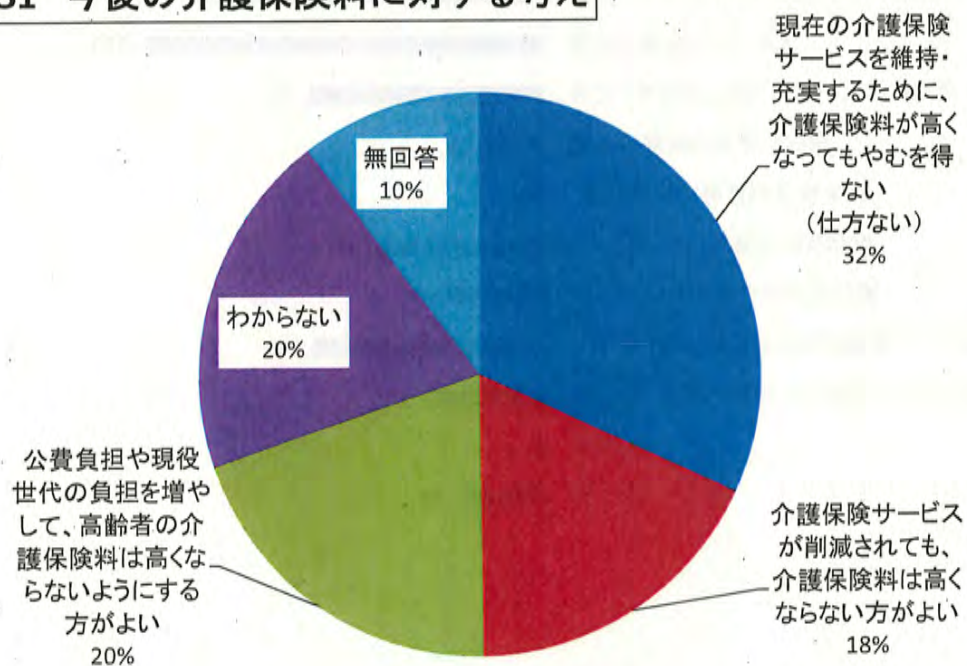
【〇は1つ (％)】

問50 一定以上の所得がある方が介護保険サービスを利用する際の自己負担を2割とする制度改正に対する考え



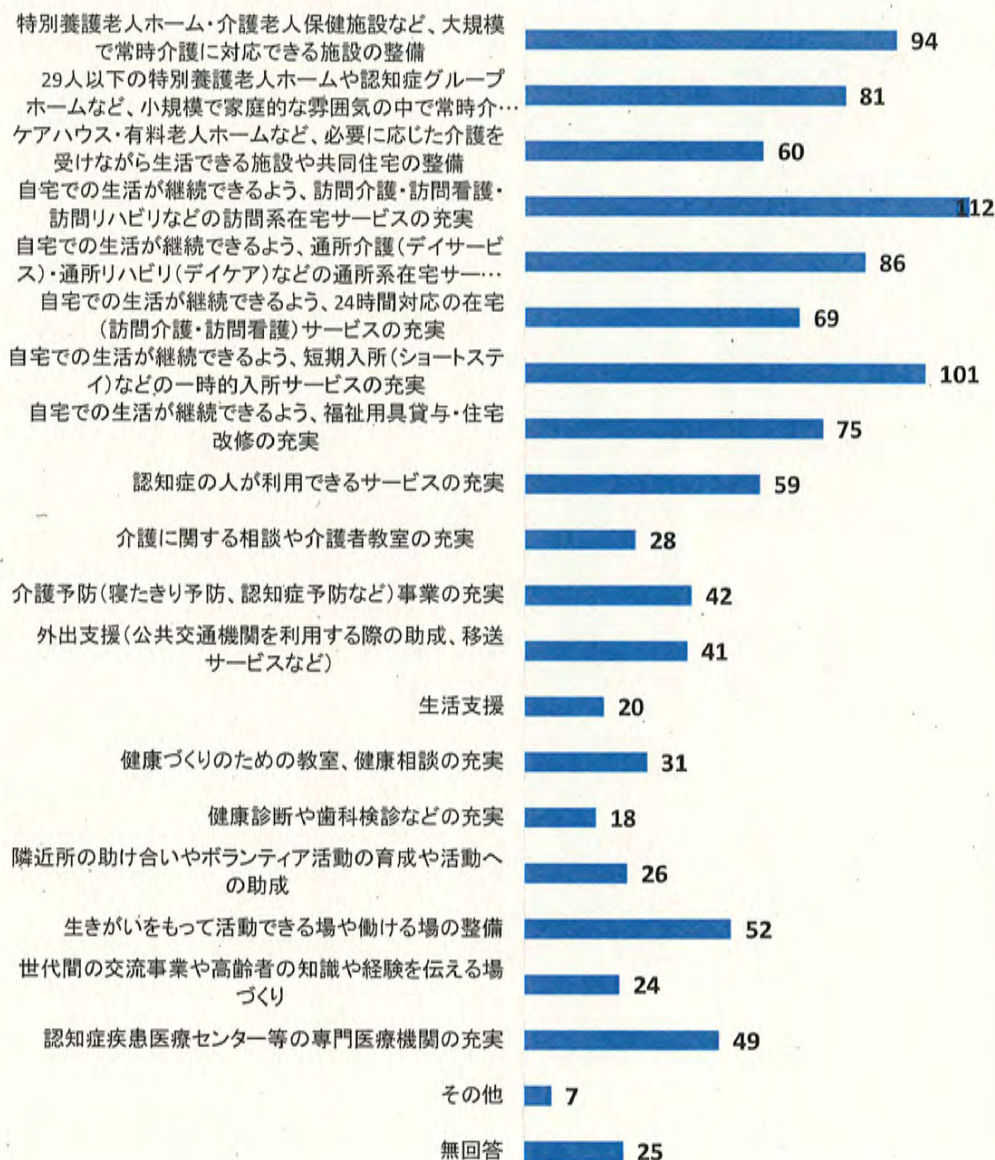
問51 今後の介護保険料に対する考え

【〇は1つ (％)】



問52 今後、介護や高齢者に必要な施策

【複数回答 (人)】



高齢者実態調査結果抜粋 (要支援・要介護認定者)

- 平成 28 年 12 月実施
- 発送数 : 1,900 通
- 回収数 : 963 通 (回収率 50.7%)

(調査対象者)

要介護・要支援の認定者で、特別養護老人ホーム等の施設入所者を
除く被保険者 3,884 人から 1,900 人を無作為抽出。

からだを動かすことについて

(人)

Q.運動や外出の状況について

	○は1つずつ	はい	いいえ
1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	7	67
2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	22	54
3	15分くらい続けて歩いていますか	26	48
4	過去1年間に転んだ経験はありますか	45	32
5	転倒に対する不安は大きいですか	72	5
6	週に1回以上は外出していますか	54	22
7	外出を控えていますか	50	28



(要支援1) Q.外出を控えているに「はい」と答えた方

	外出を控えている理由は？(複数回答)	回答数
1	病気	13
2	障害(脳卒中の後遺症など)	6
3	足腰などの痛み	28
4	トイレの心配(失禁など)	11
5	耳の障害(聞こえの問題など)	23
6	目の障害	6
7	外での楽しみがない	9
8	経済的に出られない	3
9	交通手段がない	8
10	その他	9

Q.運動や外出の状況について

	○は1つずつ	はい	いいえ
1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	5	93
2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	10	88
3	15分くらい続けて歩いていますか	17	83
4	過去1年間に転んだ経験はありますか	60	41
5	転倒に対する不安は大きいですか	98	3
6	週に1回以上は外出していますか	77	25
7	外出を控えていますか	73	28



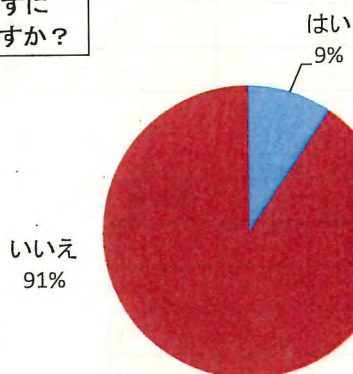
(要支援2)

Q.外出を控えているに「はい」と答えた方

	複数回答	回答数
1	病気	16
2	障害(脳卒中の後遺症など)	7
3	足腰などの痛み	54
4	トイレの心配(失禁など)	19
5	耳の障害(聞こえの問題など)	16
6	目の障害	14
7	外での楽しみがない	6
8	経済的に出られない	7
9	交通手段がない	25
10	その他	4

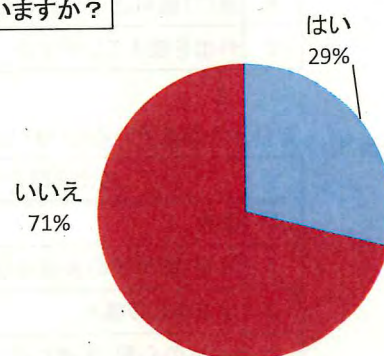
要支援1 集計結果

階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか？



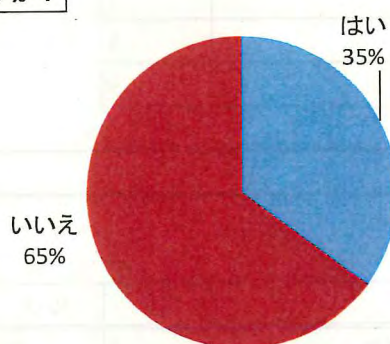
要支援1

椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか？



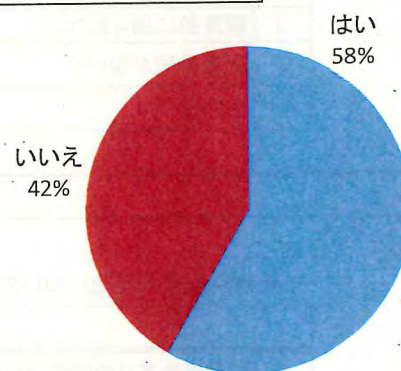
要支援1

15分くらい続けて歩いていますか？



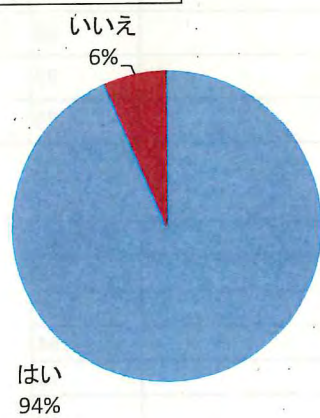
要支援1

過去1年間に転んだ経験ありますか？



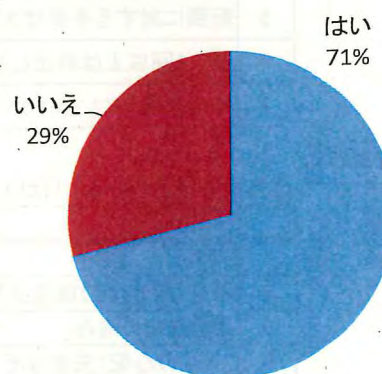
要支援1

転倒に対する不安は大きいですか？



要支援1

週に1回以上は外出していますか？



要支援1

外出を控えていますか？

いいえ
36%はい
64%

要支援1



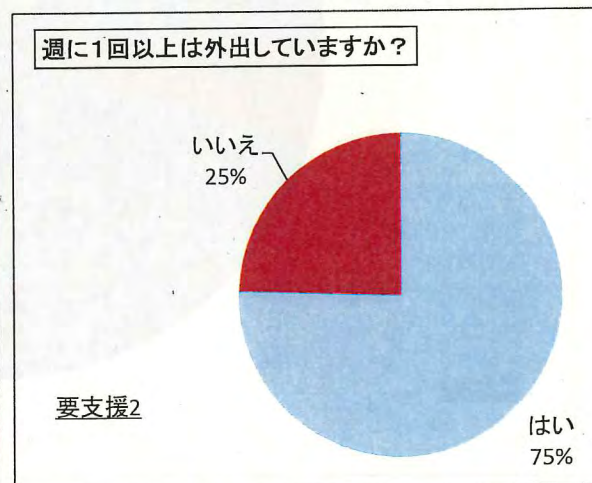
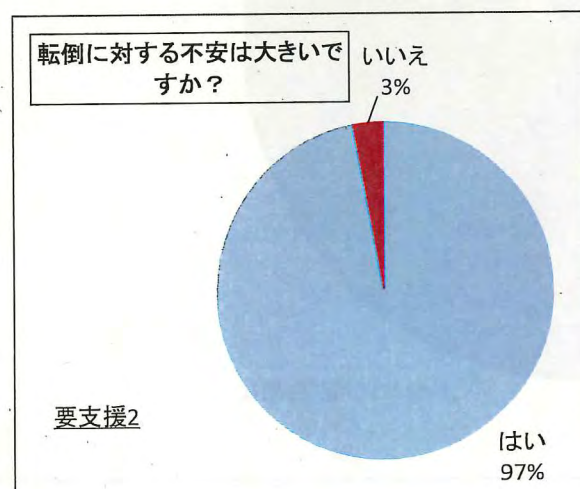
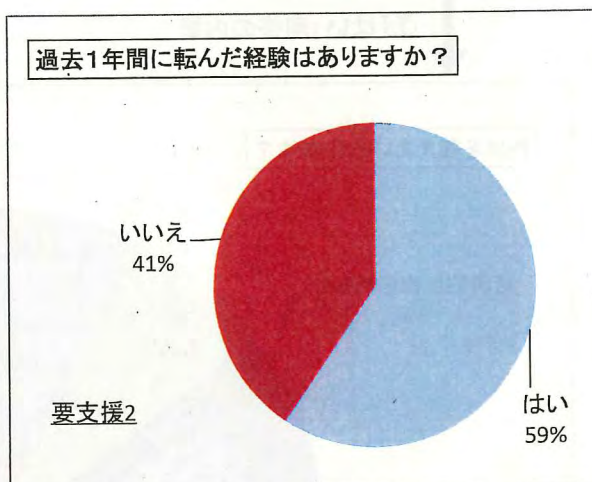
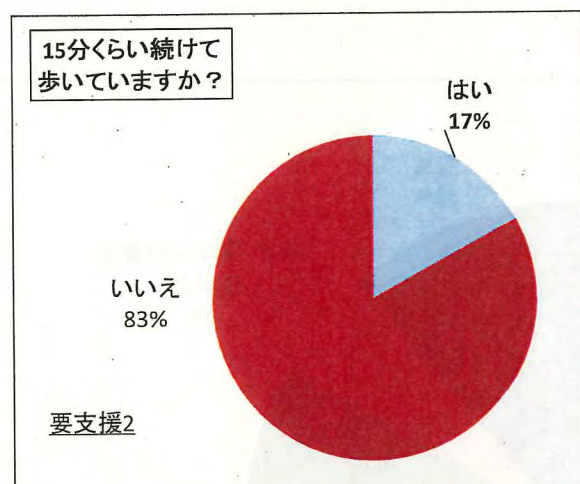
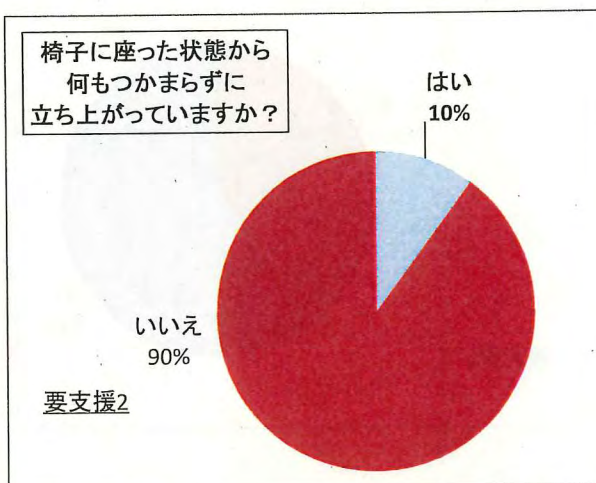
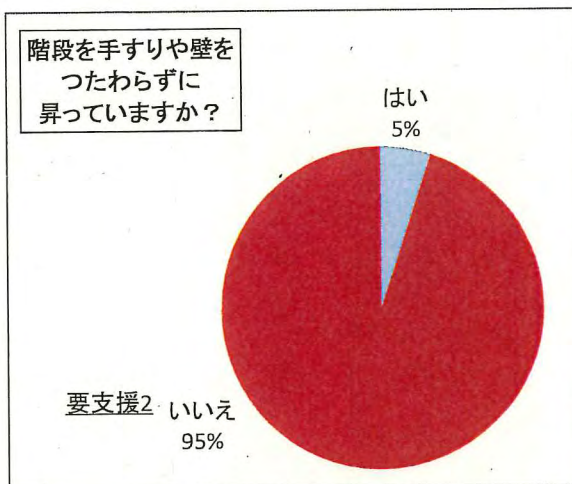
⑦「はい」回答の内訳

外出を控えている理由は？

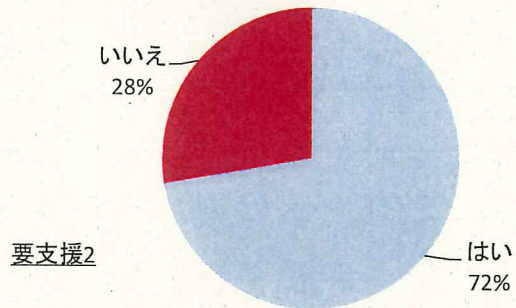
経済的に出られない
3%交通手段
がない
7%その他
8%病気
11%障害(脳卒中の後遺
症など)
5%外での楽しみがない
8%目の障害
5%耳の障害(聞こえの
問題など)
20%足腰などの痛み
24%トイレの心配(失禁な
ど)
9%

要支援1

要支援2 集計結果

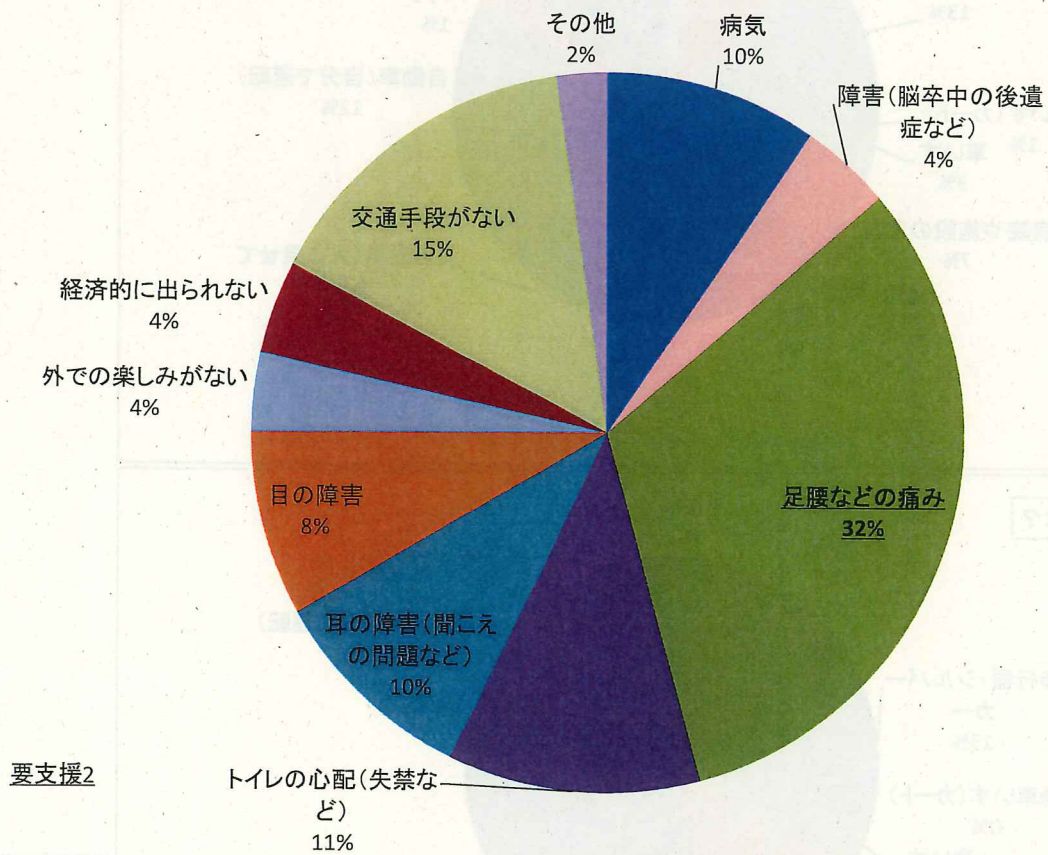


外出を控えていますか？



⑦「はい」回答の内訳

外出を控えている理由は？

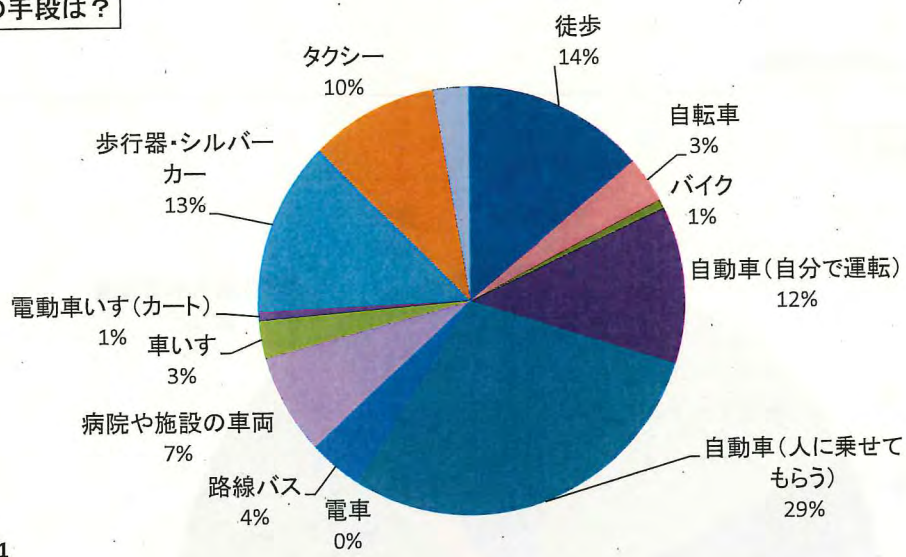


からだを動かすことについて

Q.外出する際の移動手段は何ですか？ (人)

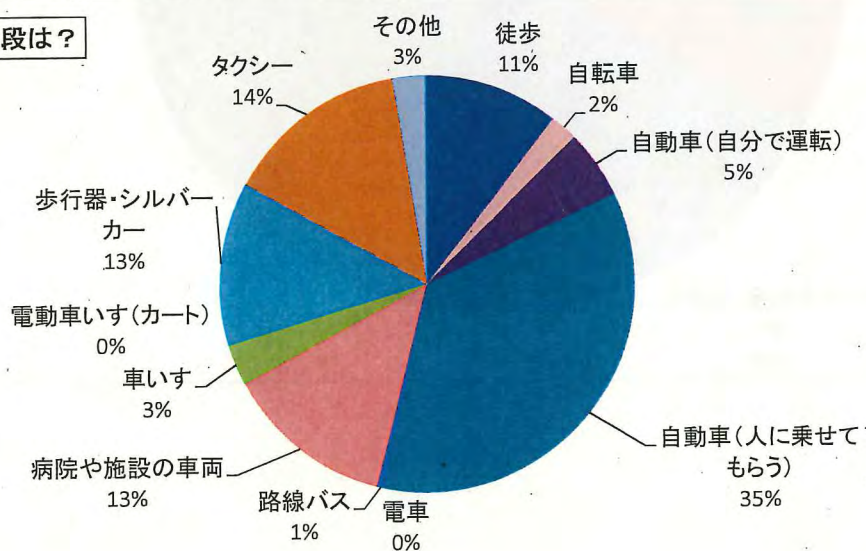
	複数回答方式	要支援1	要支援2
1	徒歩	20	20
2	自転車	5	4
3	バイク	1	0
4	自動車(自分で運転)	17	10
5	自動車(人に乗せてもらう)	42	67
6	電車	0	0
7	路線バス	6	1
8	病院や施設の車両	11	25
9	車いす	4	6
10	電動車いす(カート)	1	0
11	歩行器・シルバーカー	19	24
12	タクシー	14	27
13	その他	4	5

Q.外出の手段は？



要支援1

Q.外出の手段は？

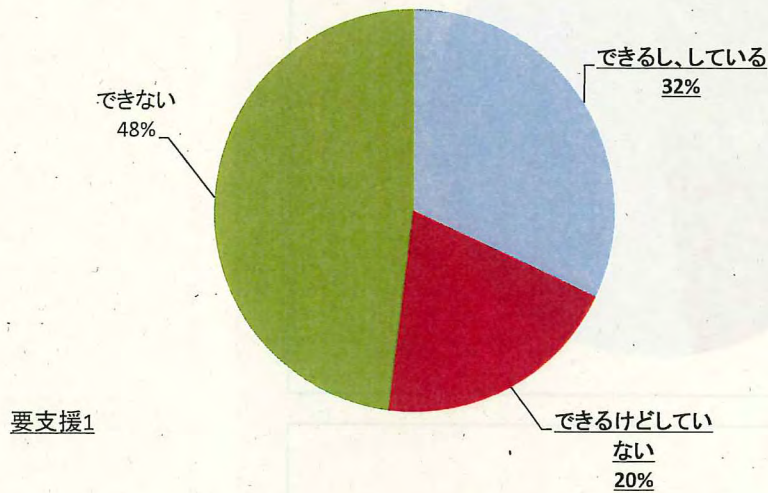
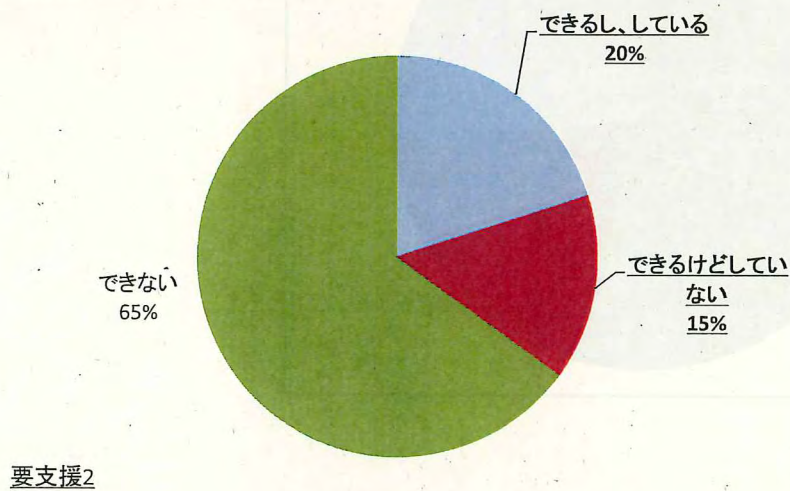


要支援2

毎日の生活について

Q.バスや電車で一人で外出していますか(自家用車でも可) (人)

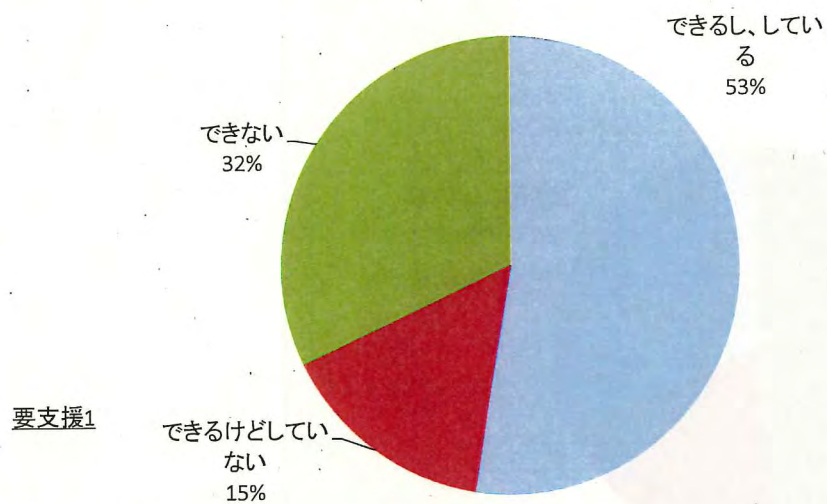
	〇は1つ	要支援1	要支援2
1	できるし、している	24	20
2	できるけどしていない	15	15
3	できない	36	65
	無回答	3	3

Q.バスや電車で一人で
外出していますかQ.バスや電車で一人で
外出していますか

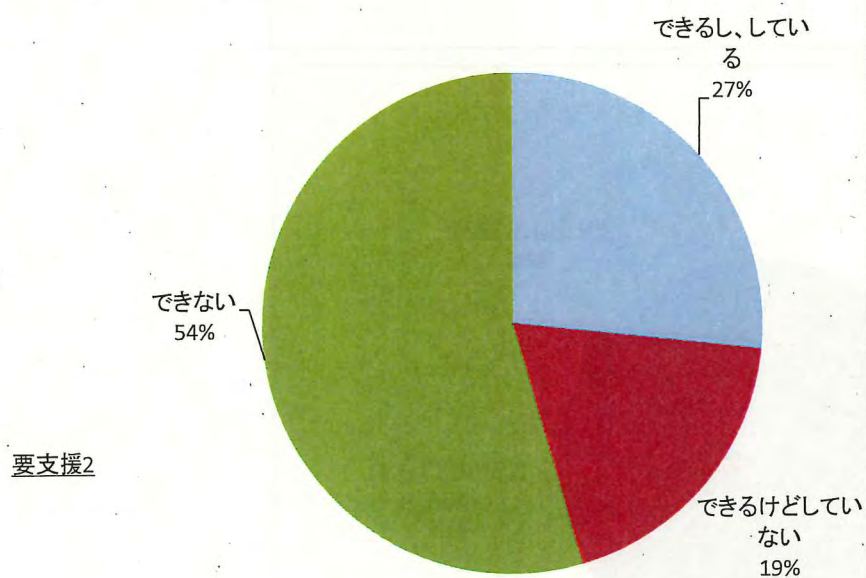
Q.自分で食品・日用品の買い物をしていますか (人)

	〇は1つ	要支援1	要支援2
1	できるし、している	41	27
2	できるけどしていない	12	19
3	できない	25	55
	無回答	0	2

Q.日用品の買い物をしていますか



Q.日用品の買い物をしていますか

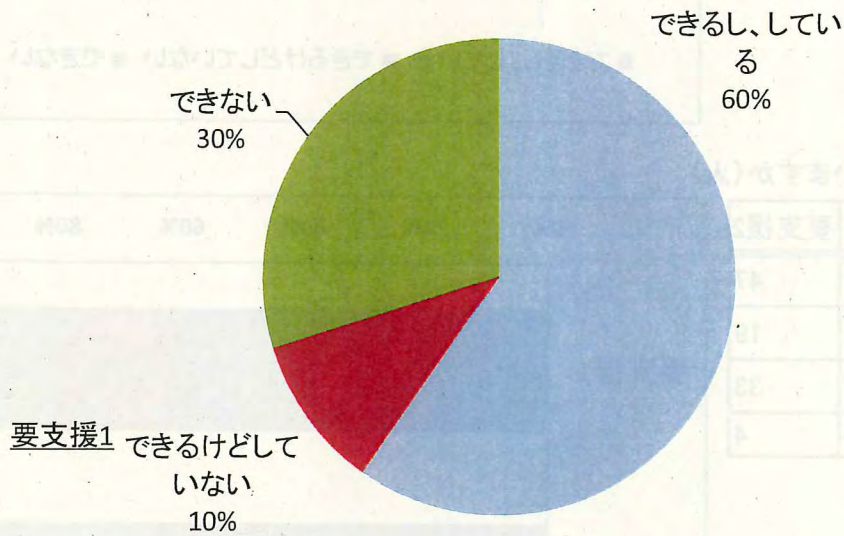


毎日の生活について

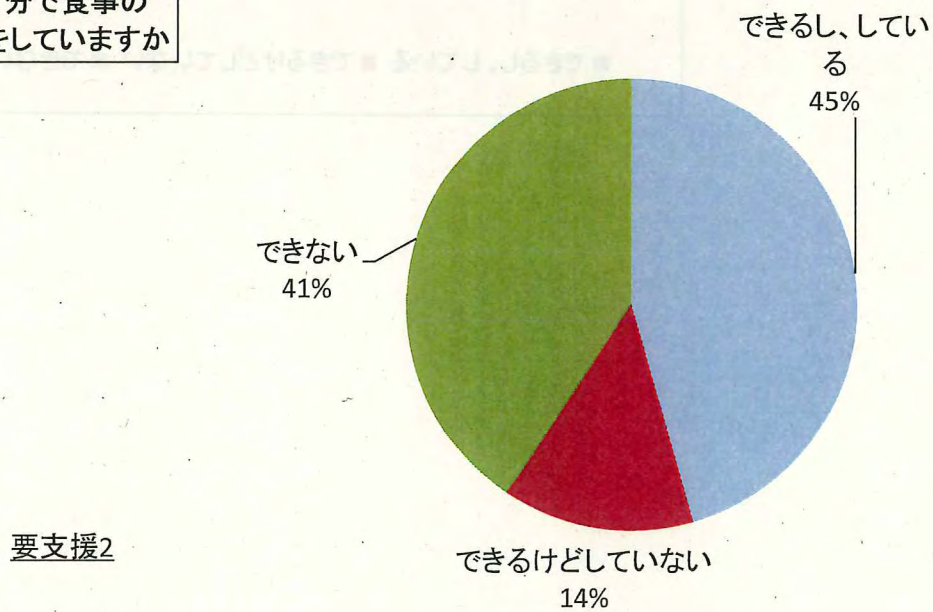
Q.自分で食事の用意をしていますか (人)

	〇は1つ	要支援1	要支援2
1	できるし、している	46	46
2	できるけどしていない	8	14
3	できない	23	41
	無回答	1	2

Q.自分で食事の
用意をしていますか



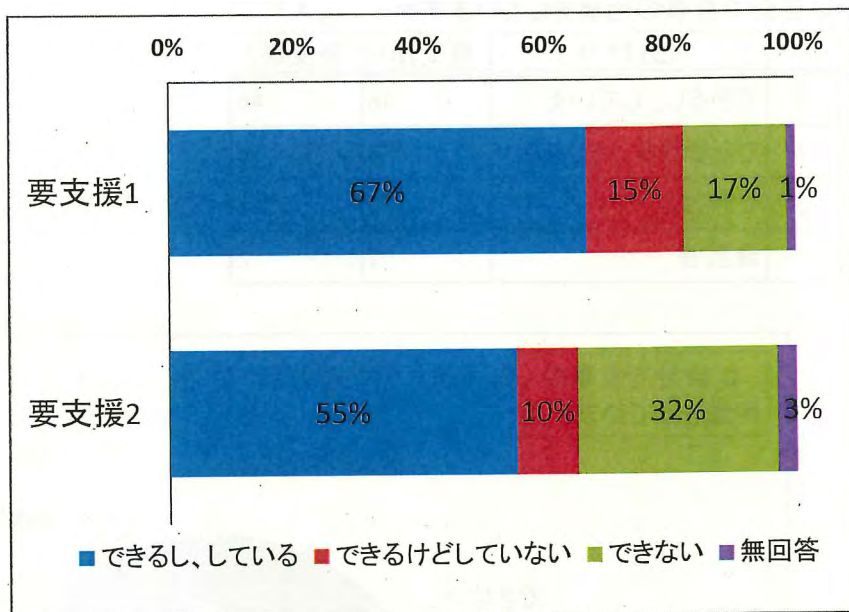
Q.自分で食事の
用意をしていますか



毎日の生活について

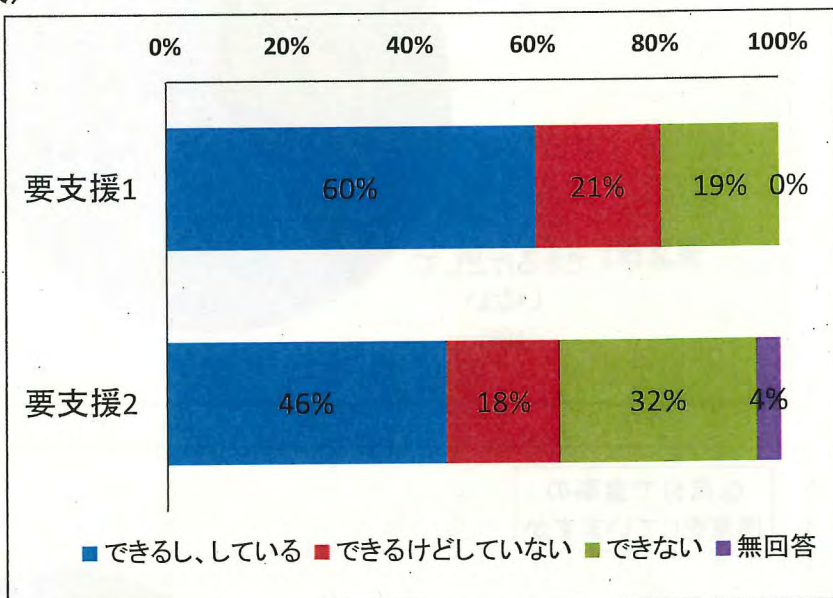
①請求書の支払いをしていますか(人)

	〇は1つ	要支援1	要支援2
1	できるし、している	52	57
2	できるけどしていない	12	10
3	できない	13	33
	無回答	1	3



②預貯金の出し入れをしていますか(人)

	〇は1つ	要支援1	要支援2
1	できるし、している	47	47
2	できるけどしていない	16	19
3	できない	15	33
	無回答	0	4



地域での活動について

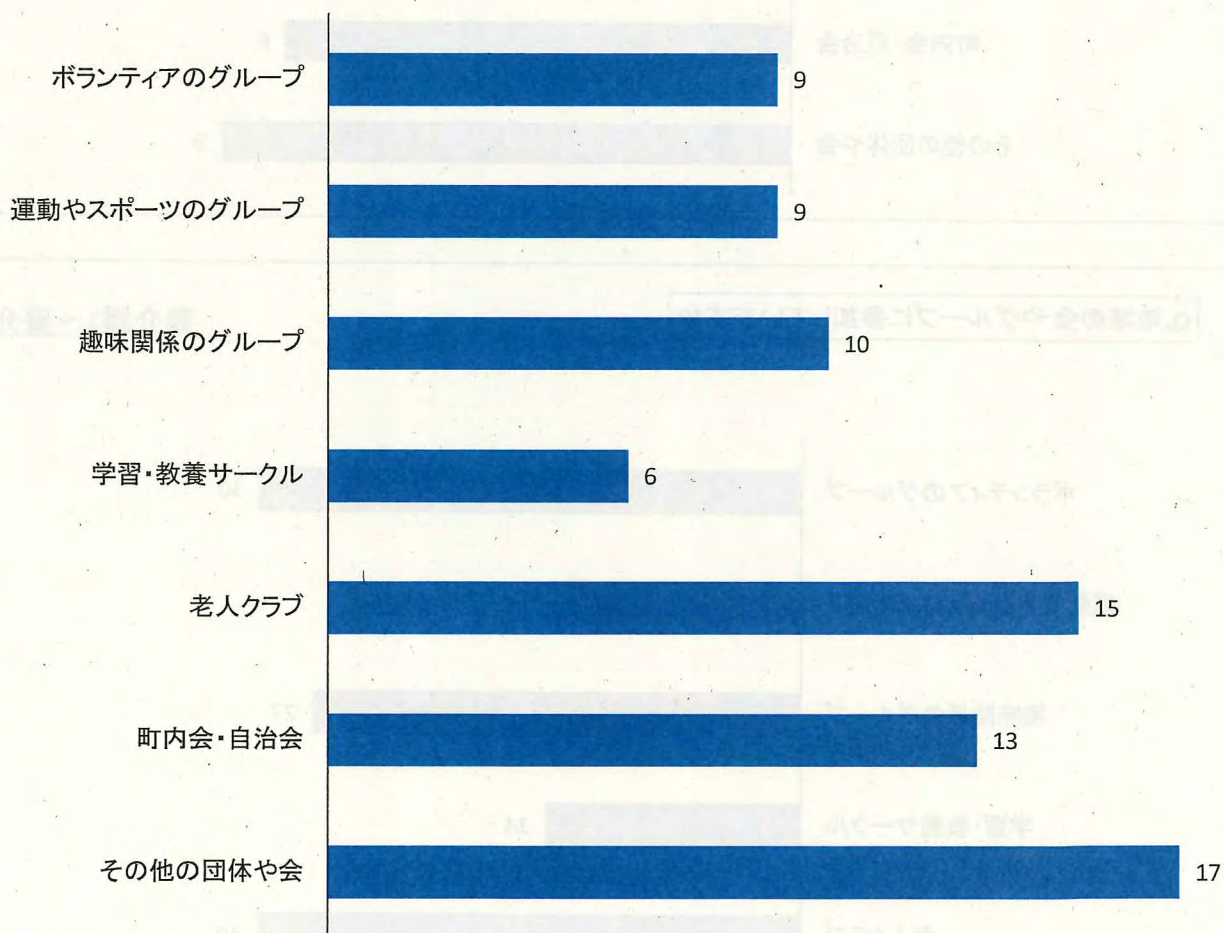
Q.地域の会やグループに参加していますか

(人)

		要支援1	要支援2	要介護1～要介護5
1	ボランティアのグループ	9	6	30
2	運動やスポーツのグループ	9	6	14
3	趣味関係のグループ	10	7	27
4	学習・教養サークル	6	4	14
5	老人クラブ	15	13	30
6	町内会・自治会	13	8	30
7	その他の団体や会	17	9	46

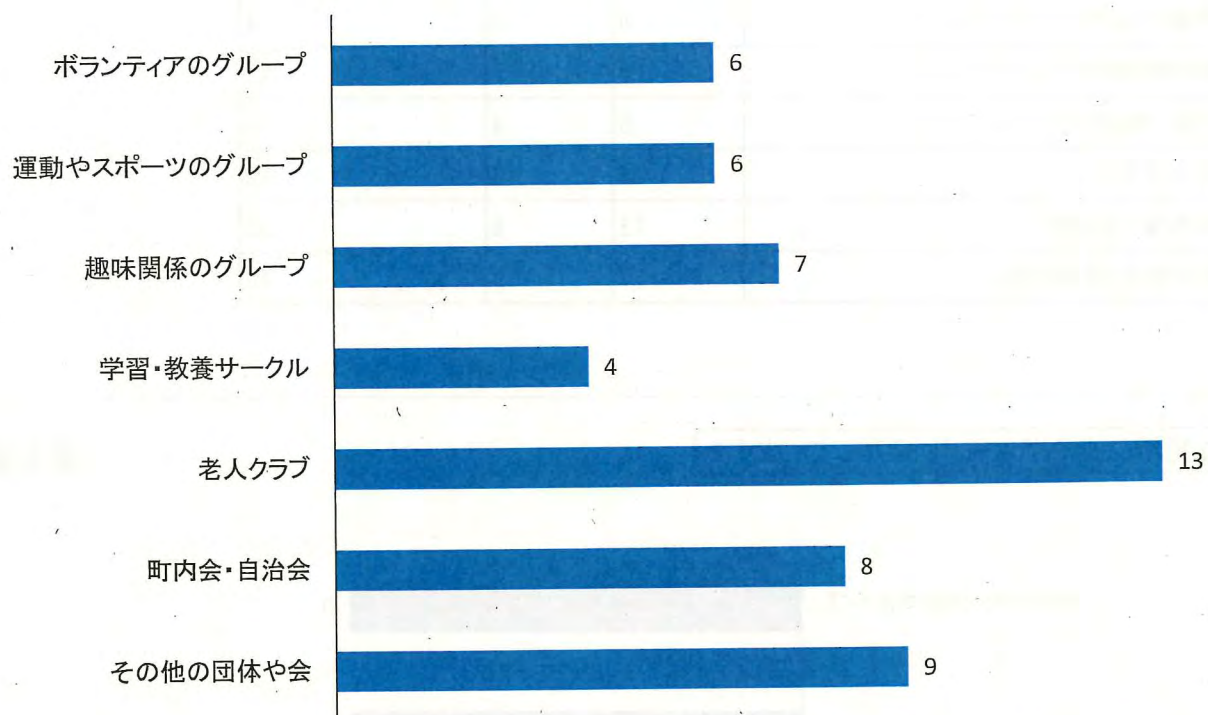
Q.地域の会やグループに参加していますか

要支援1



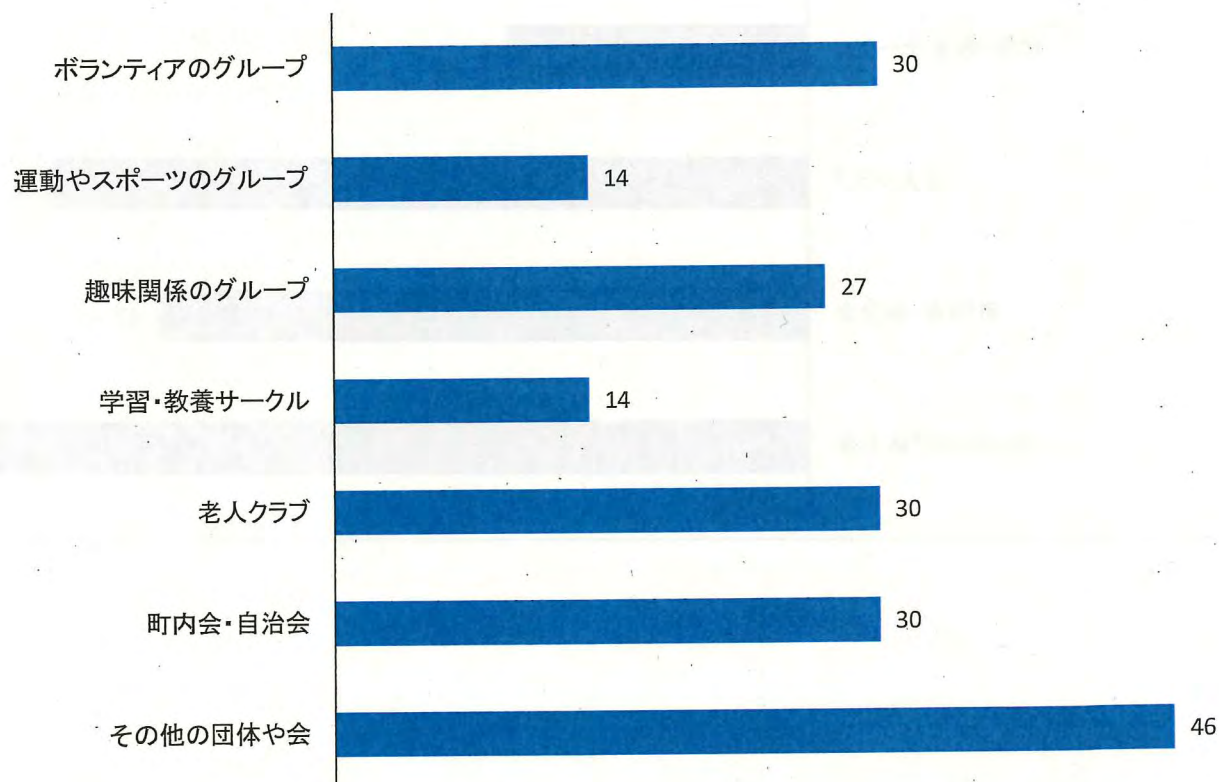
Q.地域の会やグループに参加していますか

要支援2



Q.地域の会やグループに参加していますか

要介護1～要介護5



介護の状況について

要支援1 78人

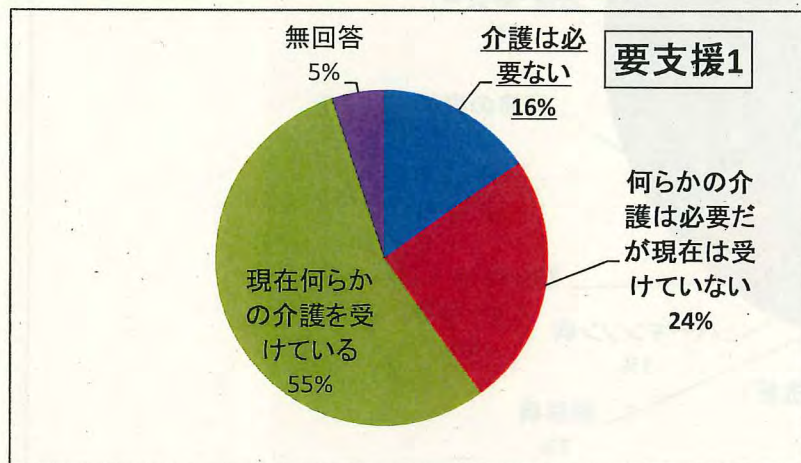
Q.普段の生活でどなたかの介護を受けていますか

	1つに○	回答数
1	介護は必要ない	12
2	何らかの介護は必要だが現在は受けていない	19
3	現在何らかの介護を受けている	43
	無回答	4
	計	78

2or3
回答の内訳
⇒

Q.介護・介助が必要となった原因は

	複数回答方式	回答数
1	脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	8
2	心臓病	6
3	がん(悪性新生物)	3
4	呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)	5
5	関節の病気(リウマチ等)	10
6	認知症(アルツハイマー病等)	5
7	パーキンソン病	1
8	糖尿病	3
9	腎疾患(透析)	0
10	視覚・聴覚障害	2
11	骨折・転倒	11
12	脊椎・脊髄損傷	9
13	高齢による衰弱	11
14	その他	6
15	わからない	7



要支援2 103人

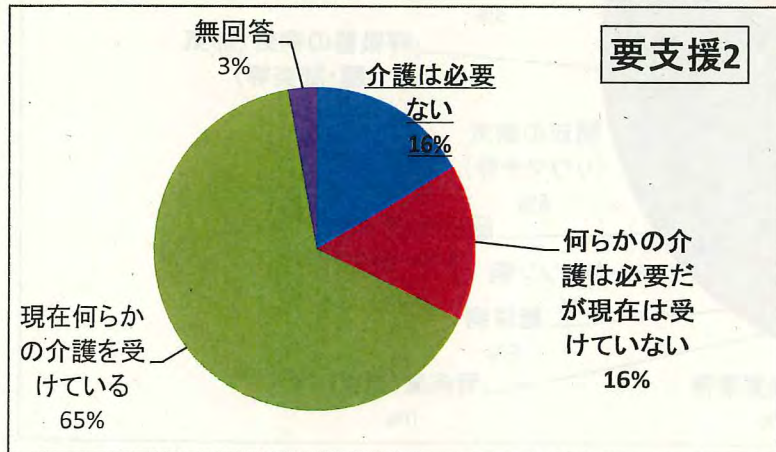
Q.普段の生活でどなたかの介護を受けていますか

	1つに○	回答数
1	介護は必要ない	17
2	何らかの介護は必要だが現在は受けていない	16
3	現在何らかの介護を受けている	67
	無回答	3
	計	103

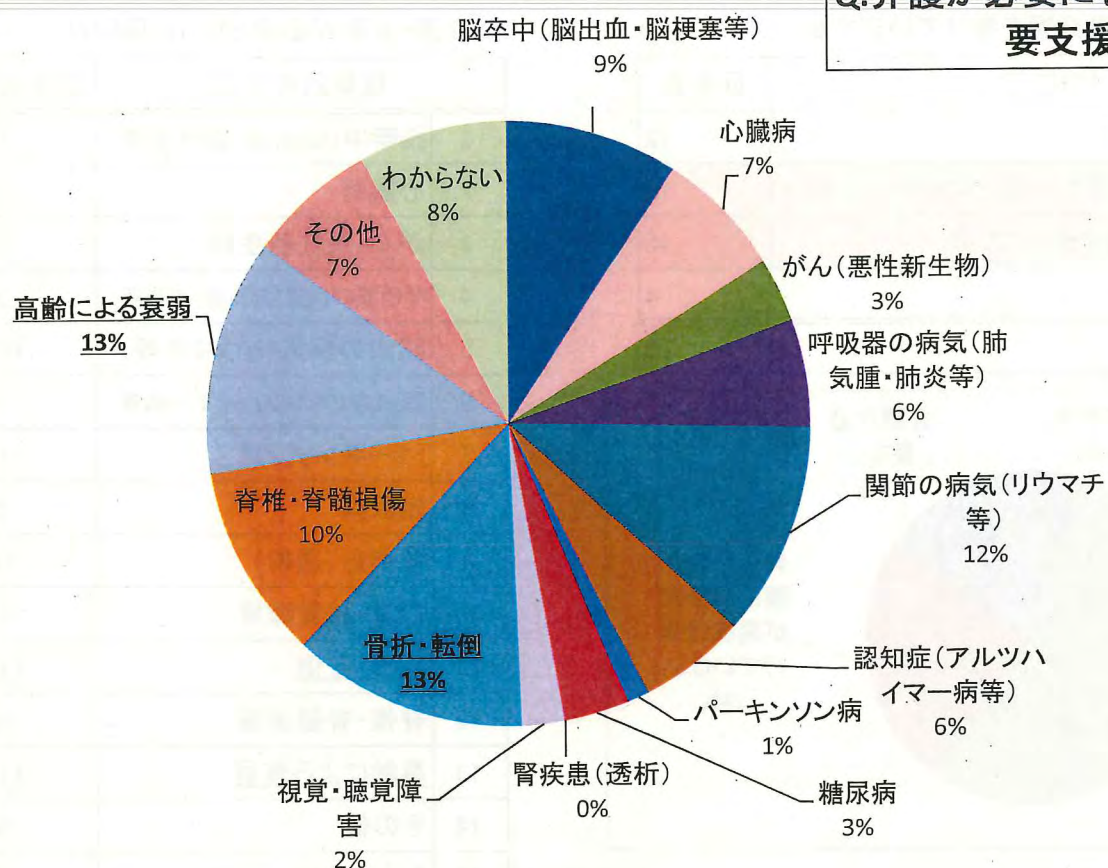
2or3
回答の内訳
⇒

Q.介護・介助が必要となった原因は

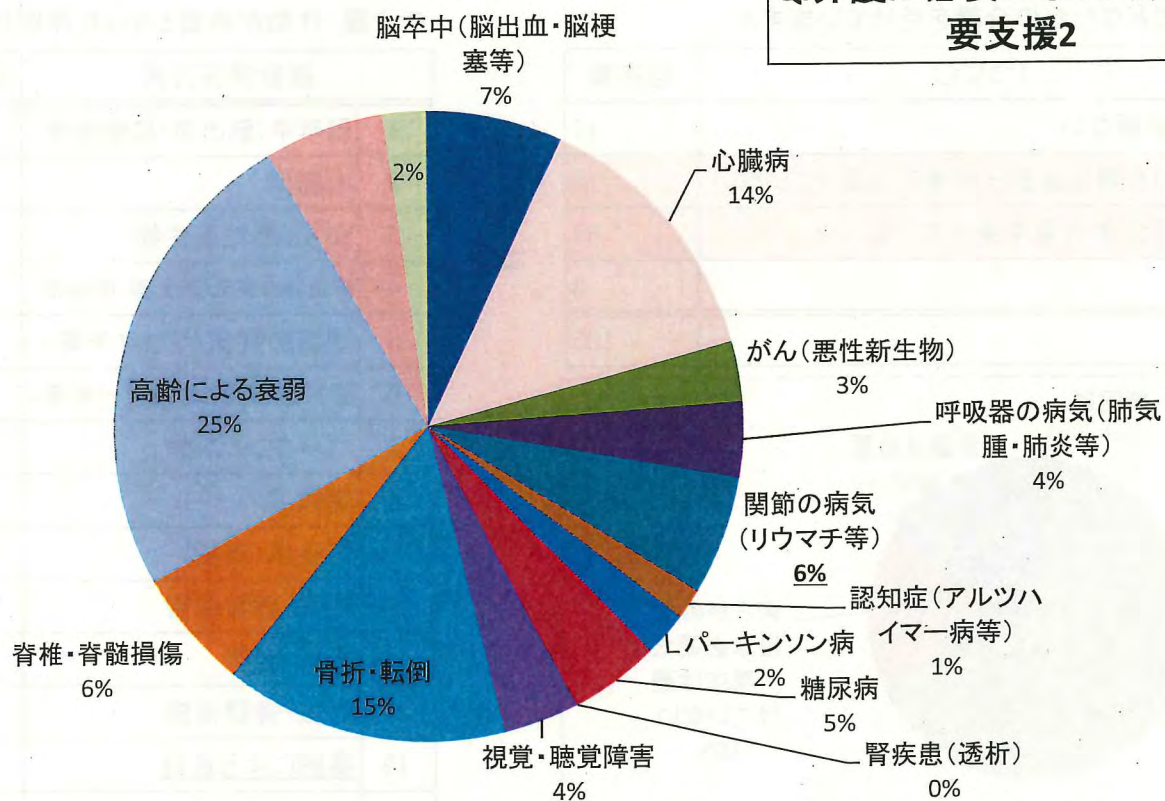
	複数回答方式	回答数
1	脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	9
2	心臓病	18
3	がん(悪性新生物)	4
4	呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)	5
5	関節の病気(リウマチ等)	8
6	認知症(アルツハイマー病等)	2
7	パーキンソン病	3
8	糖尿病	6
9	腎疾患(透析)	0
10	視覚・聴覚障害	5
11	骨折・転倒	19
12	脊椎・脊髄損傷	8
13	高齢による衰弱	32
14	その他	8
15	わからない	3



Q.介護が必要になった原因は
要支援1



Q.介護が必要になった原因は
要支援2



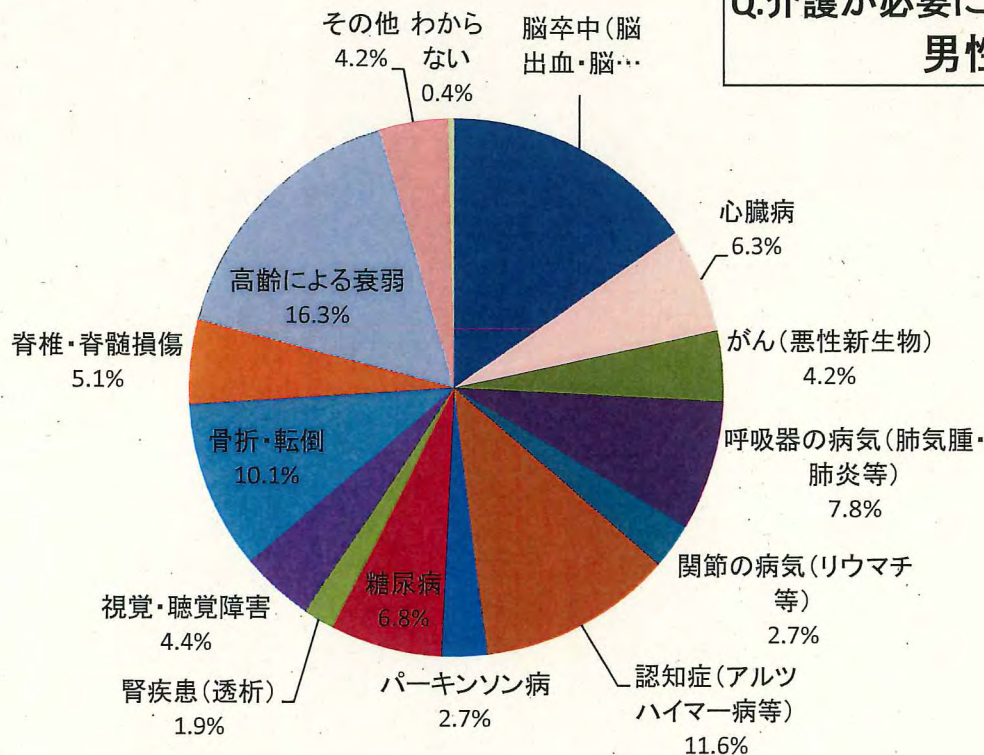
要支援1～要介護5

《男女別》

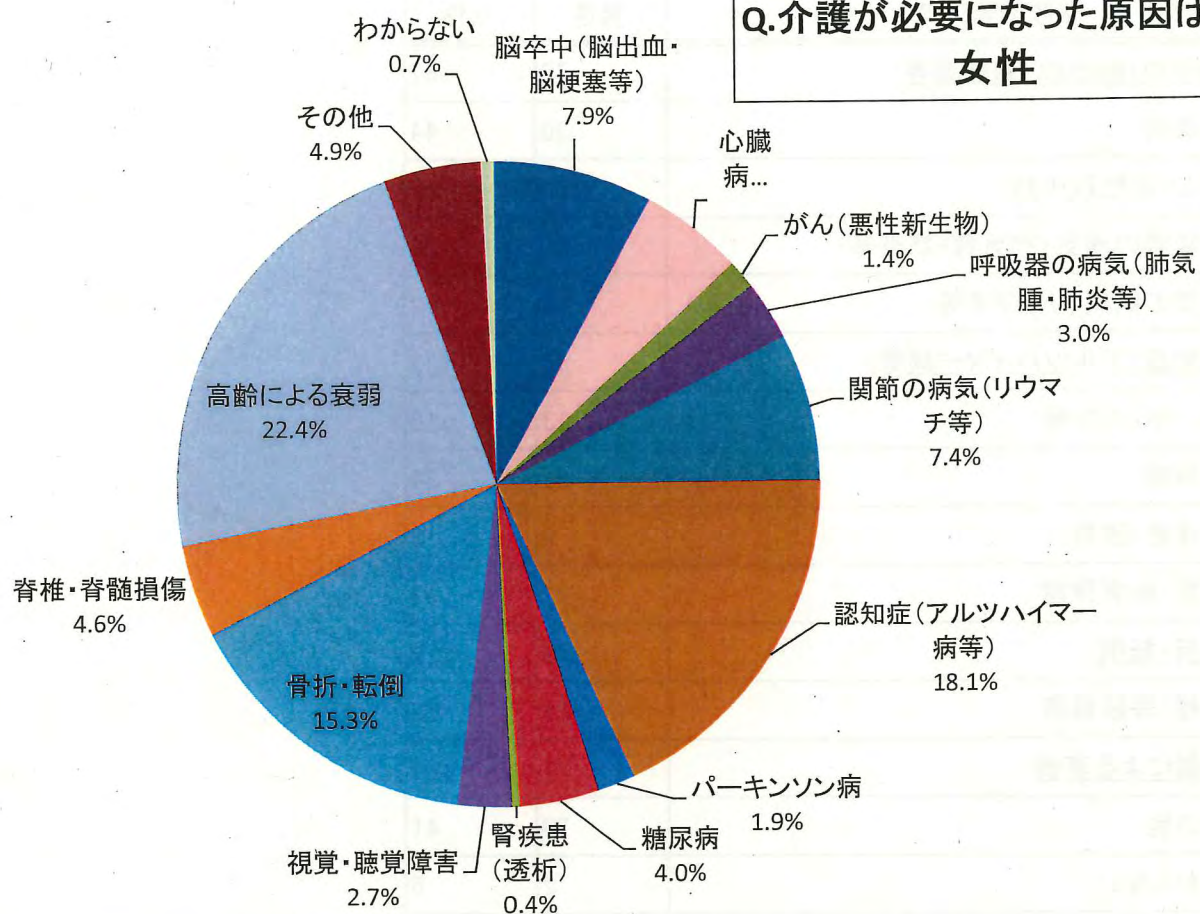
Q.介護・介助が必要となった原因は

(人)

複数回答方式		男性	女性
1	脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	72	67
2	心臓病	30	44
3	がん(悪性新生物)	20	12
4	呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)	37	25
5	関節の病気(リウマチ等)	13	62
6	認知症(アルツハイマー病等)	55	153
7	パーキンソン病	13	16
8	糖尿病	32	34
9	腎疾患(透析)	9	3
10	視覚・聴覚障害	21	23
11	骨折・転倒	48	129
12	脊椎・脊髄損傷	24	39
13	高齢による衰弱	77	189
14	その他	20	41
15	わからない	2	6

Q.介護が必要になった原因は
男性

Q.介護が必要になった原因は？
女性



介護サービス利用について

Q.現在介護保険サービスを利用している

1つに○	件数
利用している	819
利用していない	97
無回答	47
計	963

→
利用
している

Q.利用している在宅サービスは

(人)

	複数回答	回答数
1	訪問診療(医師の訪問)	100
2	訪問介護	116
3	夜間対応型訪問介護	18
4	訪問入浴介護	41
5	訪問看護	158
6	訪問リハビリテーション	36
7	通所介護(デイサービス)	529
8	認知症対応型通所介護	17
9	通所リハビリテーション(デイケア)	163
10	小規模多機能型居宅介護	41
11	短期入所(ショートステイ)	159
12	医師や薬剤師などによる療養上の指導(居宅療養管理指導)	250
13	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14
14	看護小規模多機能型居宅介護	7
15	その他生活支援サービス	52
16	その他の在宅サービス	24

Q.利用されている介護保険サービスに満足していますか？

	1つに○	回答数
1	満足している	313
2	どちらかと言えば満足している	293
3	どちらかと言えば満足していない	44
4	満足していない	12
	無回答	157

Q.どのようなところが不満ですか？

	複数回答	回答数
1	利用できる回数や日数が少ない	24
2	予約がいっぱいで、希望する日や時間帯に利用できない	9
3	利用している事業所が、希望する日や時間帯に利用できない	1
4	事業所職員や担当者の接し方が悪い	5
5	サービス提供者の技術・熟練度が低い	10
6	事前の説明が不十分で、予想していたサービスの内容と違う	1
7	利用料金が安い	11
8	プライバシーや個人の尊厳への配慮が足りない	8
9	その他	7

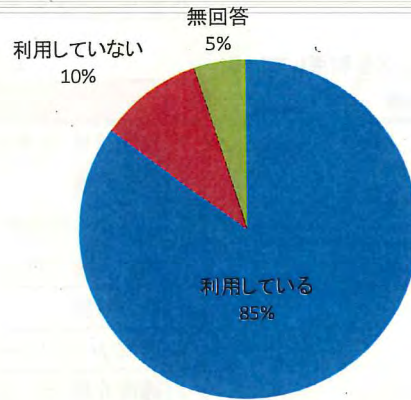
15

→
利用
していない

	○は3つまで	回答数
1	制度や利用の仕方がわからなかったから	10
2	要介護認定を受けたが、特にサービスを利用するほどでもないから	15
3	認定時に比べ、体の状態が改善し、サービスが必要ないから	4
4	家族などに介護してもらっているから	19
5	病気で入院中だったから	1
6	利用料を支払うのが困難だから	4
7	できるだけサービスを利用しないで生活したいから	13
8	利用したいサービスが地域にないから	0
9	認定を受けたばかりでまだ利用にいたっていない	4
10	その他	21

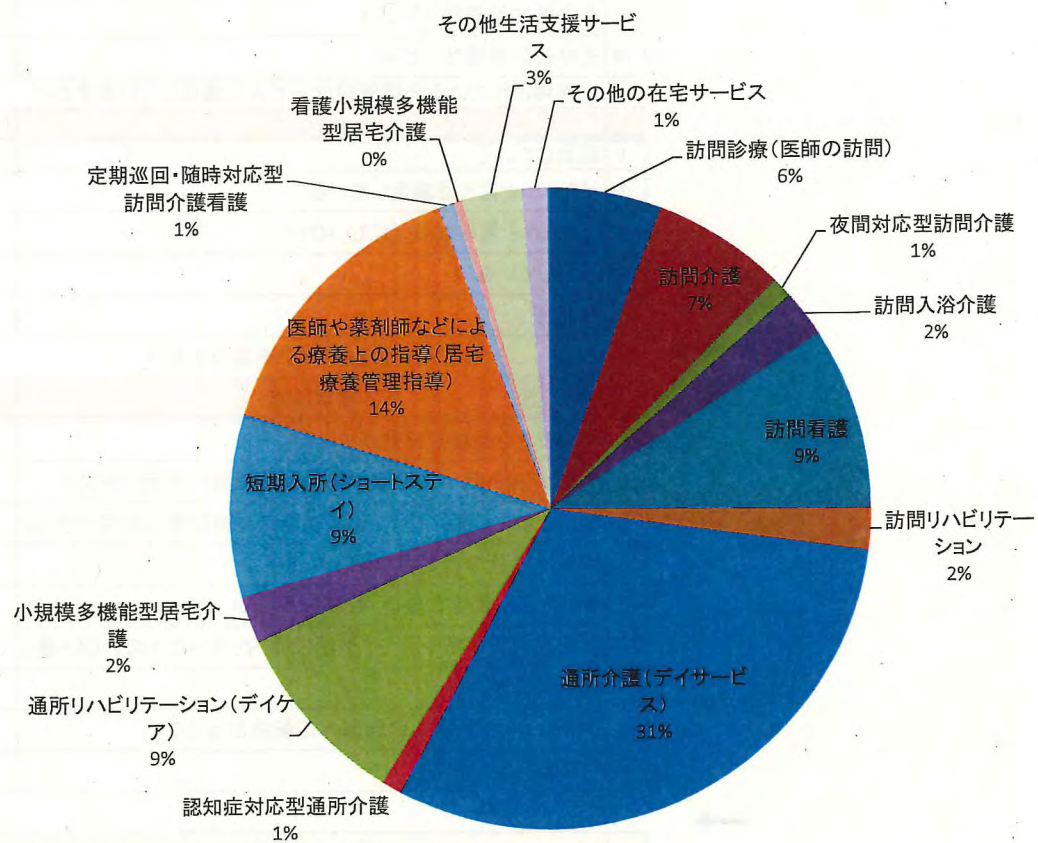
Q.現在介護保険サービスを利用している

要支援1～要介護5

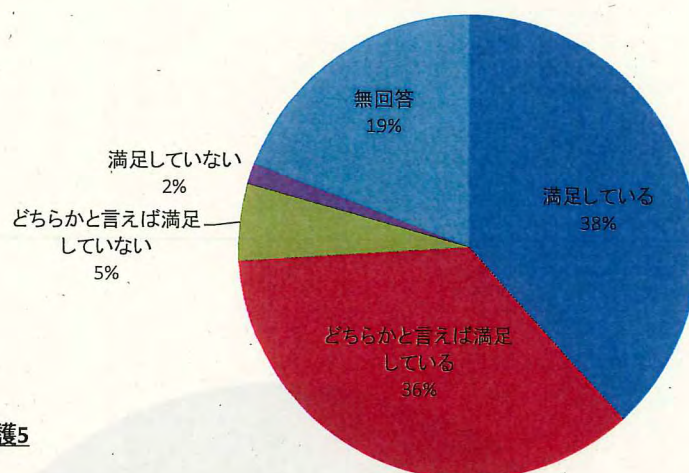


Q.利用している在宅サービスは

要支援1～要介護5

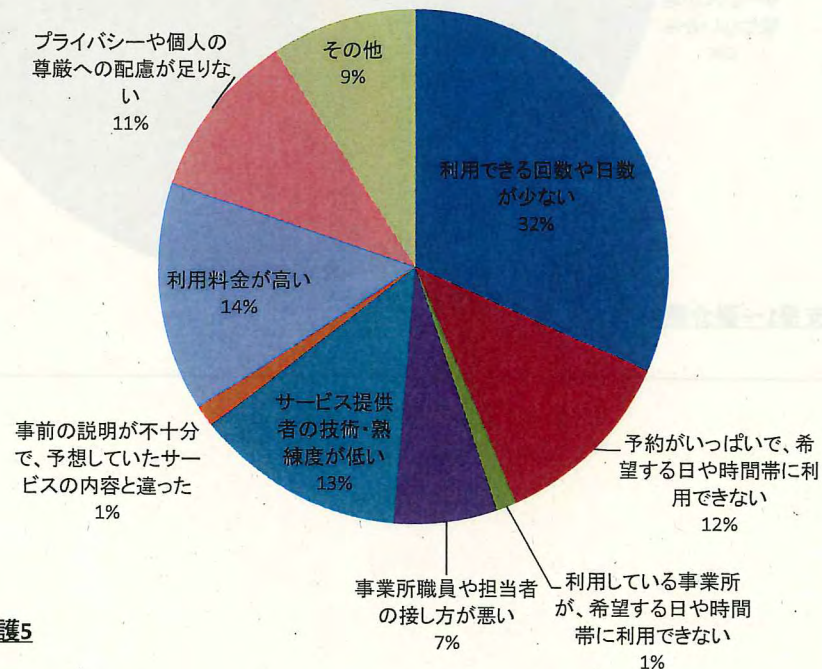


Q.利用している介護保険サービスに
満足している



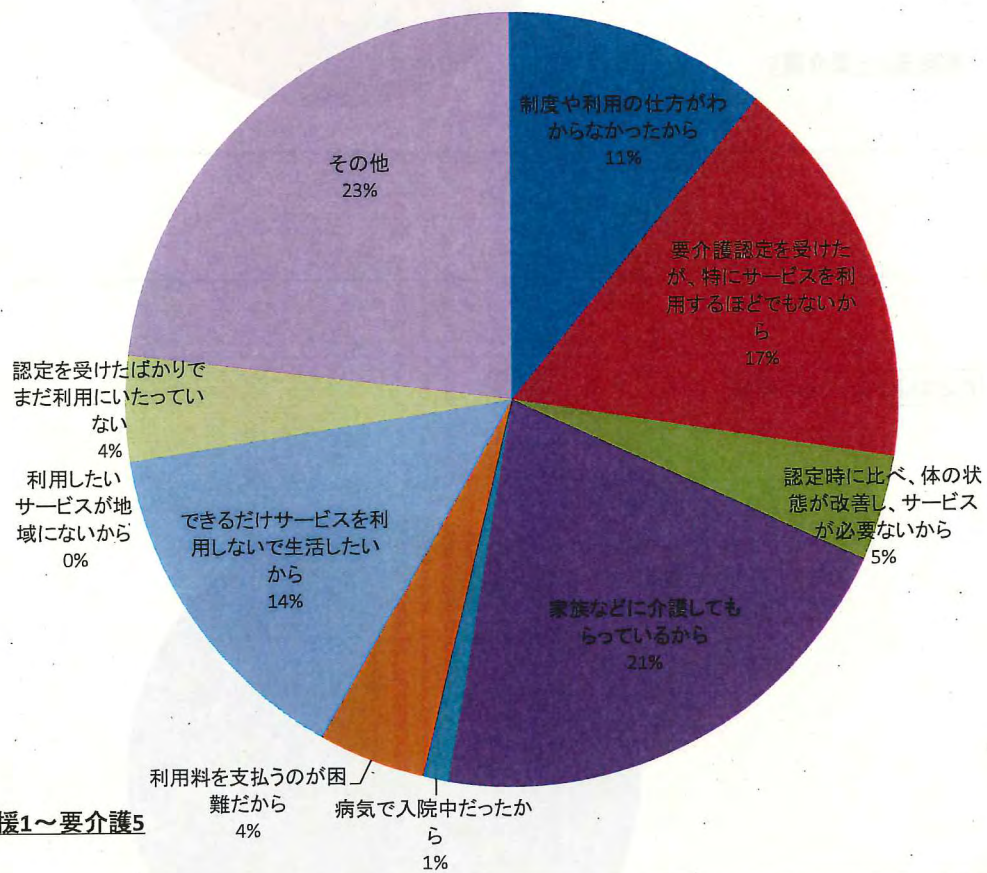
要支援1～要介護5

Q.どのようなところが不満



要支援1～要介護5

Q.介護保険サービスを利用しない理由は



要支援1～要介護5

介護サービス利用について

Q.ずっと自宅で暮らし続けるためには、どのような支援があればいいと思いますか

(人)

	複数回答	要支援1	要支援2
1	緊急時など、必要な時にショートステイや宿泊サービスが利用できること	35	57
2	自宅に医師が訪問して診療してくれること	25	50
3	デイサービスなどの通所サービスを必要ときに利用できること	30	40
4	要介護度によって決められている金額を気にせずに、必要な分だけ介護サービスを受けられること	24	32
5	通院などの際、送迎サービスを受けられること	31	49
6	介護をしてくれる家族がいること	27	43
7	夜間や休日にも、自宅で介護や看護のサービスを受けられること	20	38
8	配食サービスを受けられること	18	25
9	緊急時などに必要な見守りを受けられること	19	33
10	自宅を改修するための資金提供を受けられること	10	16
11	その他	0	2

Q.ずっと自宅で暮らし続けるためには
どのような支援があればいい

要支援1

緊急時など、必要な時にショートステイや宿泊サービスが利用できる
こと

35

自宅に医師が訪問して診療してくれること

25

デイサービスなどの通所サービスを必要ときに利用できること

30

要介護度によって決められている金額を気にせずに、必要な分だけ
介護サービスを受けられること

24

通院などの際、送迎サービスを受けられること

31

介護をしてくれる家族がいること

27

夜間や休日にも、自宅で介護や看護のサービスを受けられること

20

配食サービスを受けられること

18

緊急時などに必要な見守りを受けられること

19

自宅を改修するための資金提供を受けられること

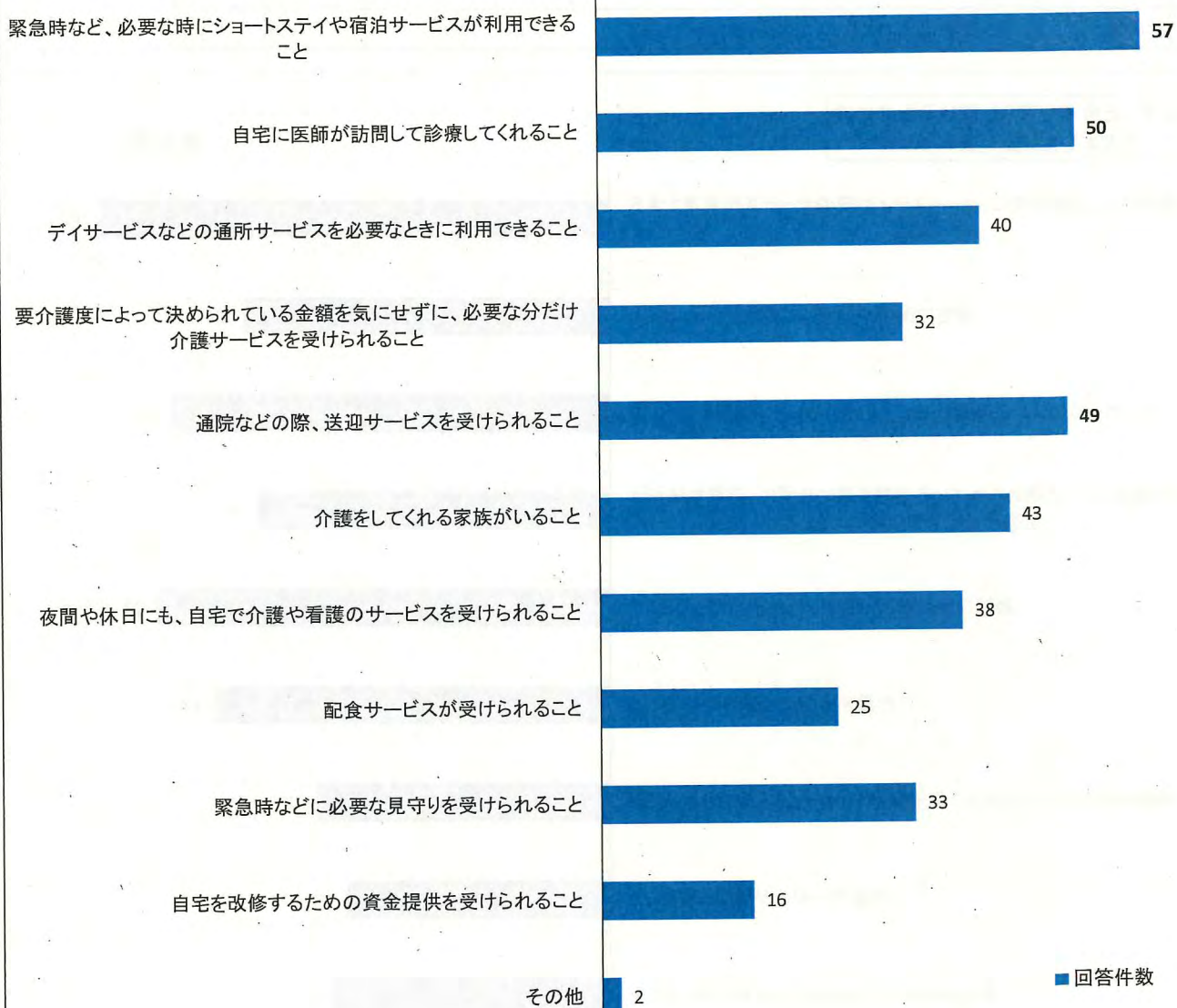
10

その他

0

Q.ずっと自宅で暮らし続けるためには
どのような支援があればいい

要支援2



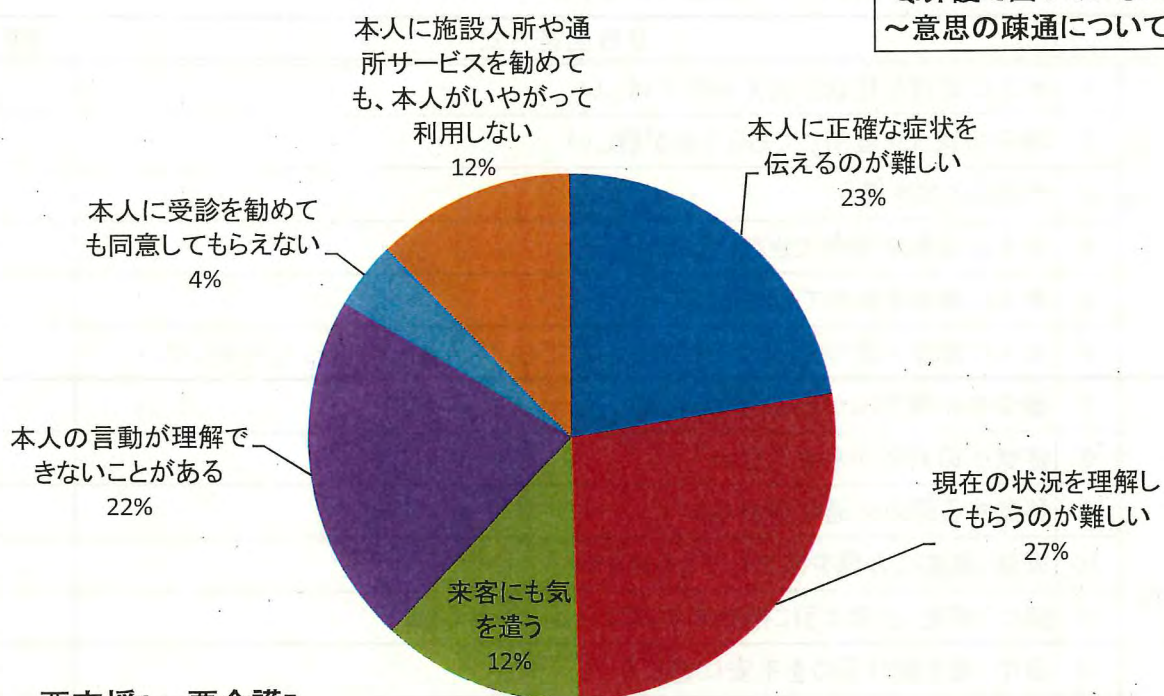
介護者の状況について(要支援1～要介護5)

Q.主な介護者の方が介護する上で困っていることは何ですか

(人)

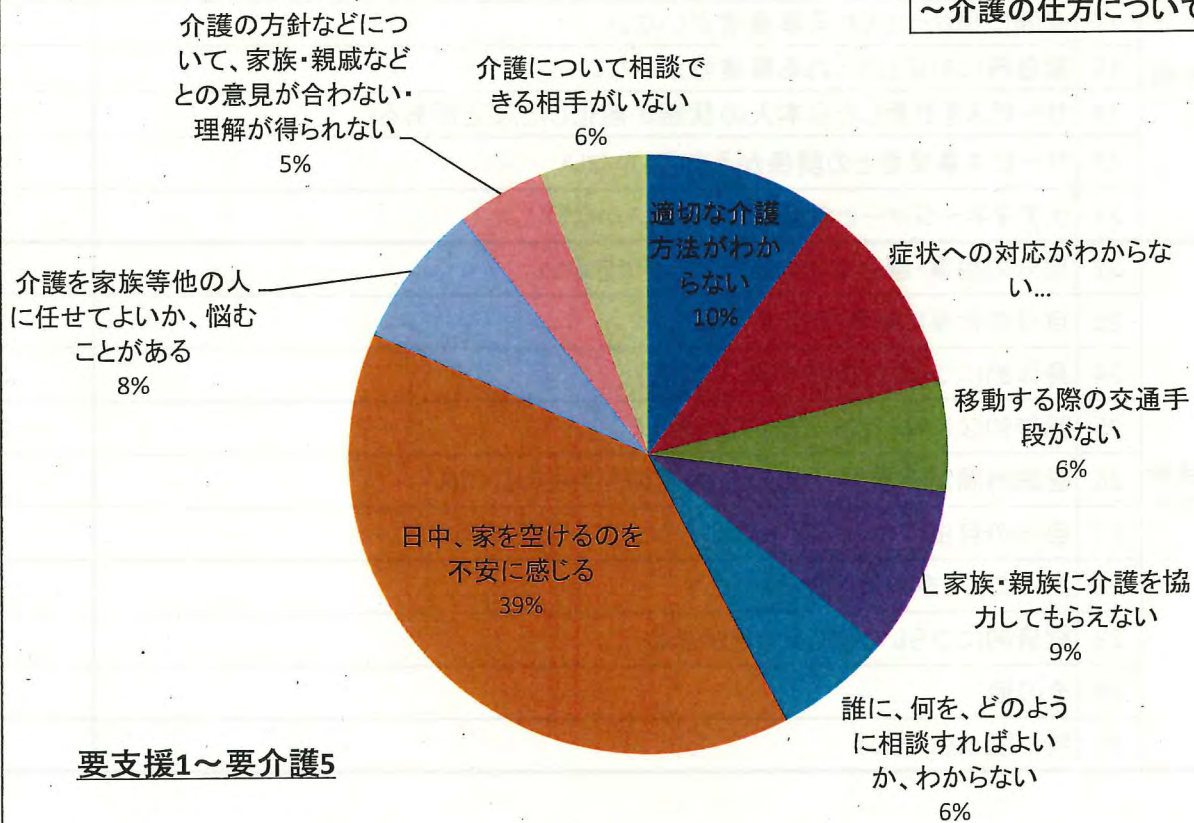
カテゴリ		複数回答方式	回答数
意思疎通について	1	本人に正確な症状を伝えるのが難しい	150
	2	現在の状況を理解してもらうのが難しい	182
	3	来客にも気を遣う	83
	4	本人の言動が理解できないことがある	144
	5	本人に受診を勧めても同意してもらえない	28
	6	本人に施設入所や通所サービスを勧めても、本人がいやがって利用しない	82
介護の仕方について	7	適切な介護方法がわからない	60
	8	症状への対応がわからない	64
	9	移動する際の交通手段がない	35
	10	家族・親族に介護を協力してもらえない	53
	11	誰に、何を、どのように相談すればよいか、わからない	37
	12	日中、家を空けるのを不安に感じる	230
	13	介護を家族等他の人に任せてよいか、悩むことがある	46
	14	介護の方針などについて、家族・親戚などとの意見が合わない・理解が得られない	28
サービス利用について	15	介護について相談できる相手がいない	34
	16	サービスを思うように利用できない、サービスが足りない	53
	17	夜間に預かってくれる事業者がいない	38
	18	緊急時に対応してくれる事業者がいない	69
	19	サービスを利用したら本人の状態が悪化した(ことがある)	18
	20	サービス事業者との関係がうまくいかない	4
介護者ご自身のことについて	21	ケアマネジャーとの関係がうまくいかない	7
	22	自分の用事・都合をすませることができない	142
	23	自分の仕事に影響が出ている	104
	24	身体的につらい(腰痛や肩こりなど)	216
	25	精神的なストレスがたまっている	344
	26	睡眠時間が不規則になり、健康状態がおもわしくない	109
	27	自分の自由になる時間、リフレッシュする時間が持てない	212
	28	先々のことを考える余裕がない	203
	29	経済的につらいと感じたときがある	148
	30	その他	37
	31	特に困っていない	135

Q.介護で困っていること
～意思の疎通について～



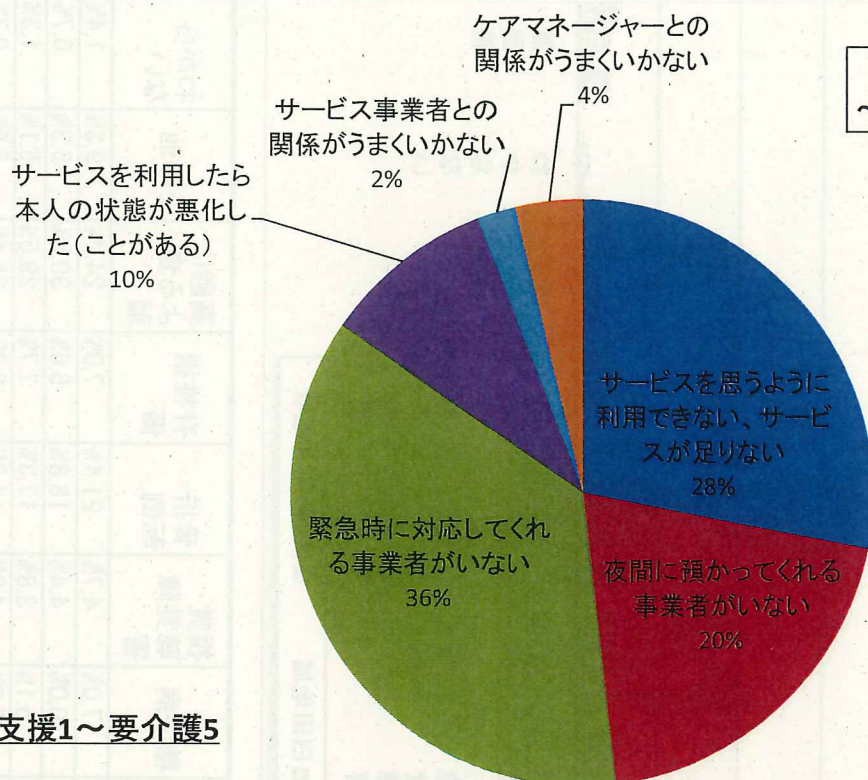
要支援1～要介護5

Q.介護で困っていること
～介護の仕方について～



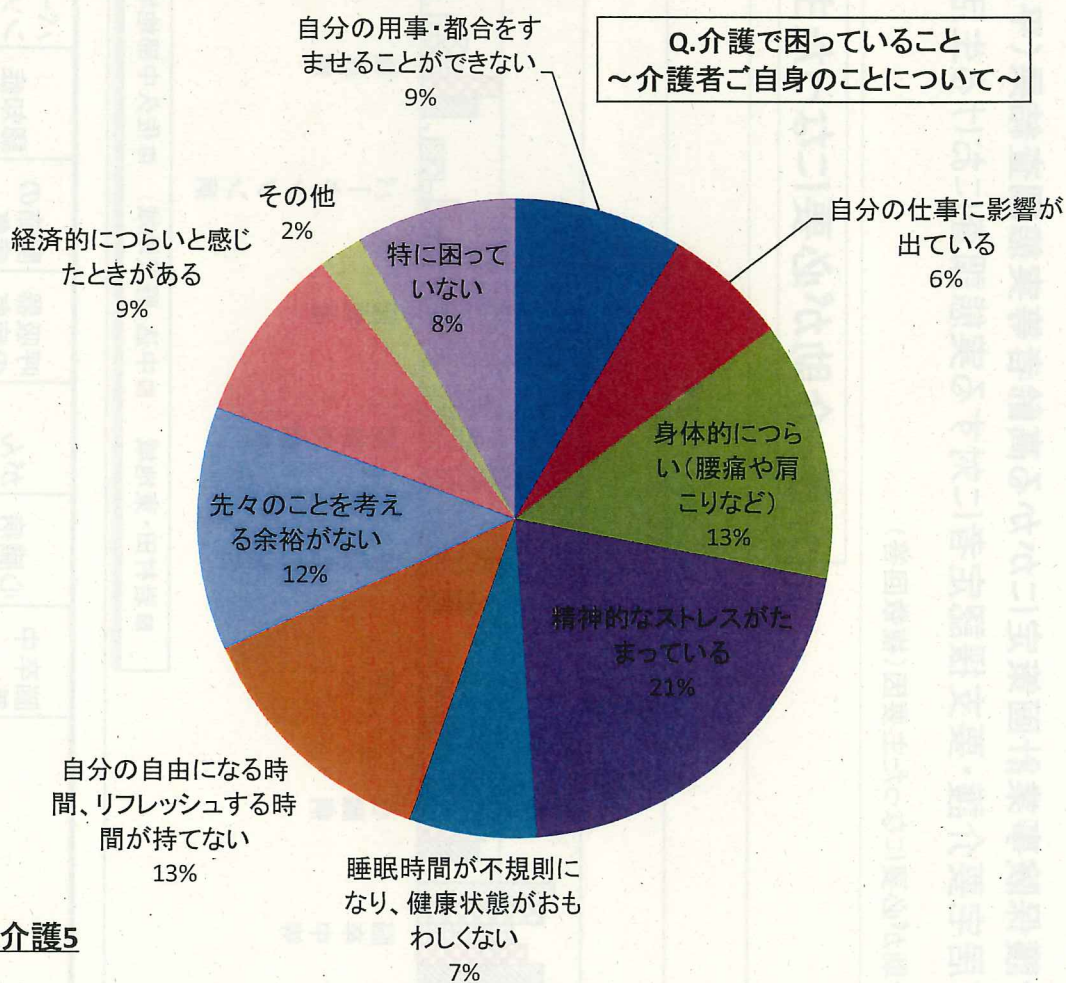
要支援1～要介護5

Q.介護で困っていること
～サービス利用について～



要支援1～要介護5

Q.介護で困っていること
～介護者ご自身のことについて～

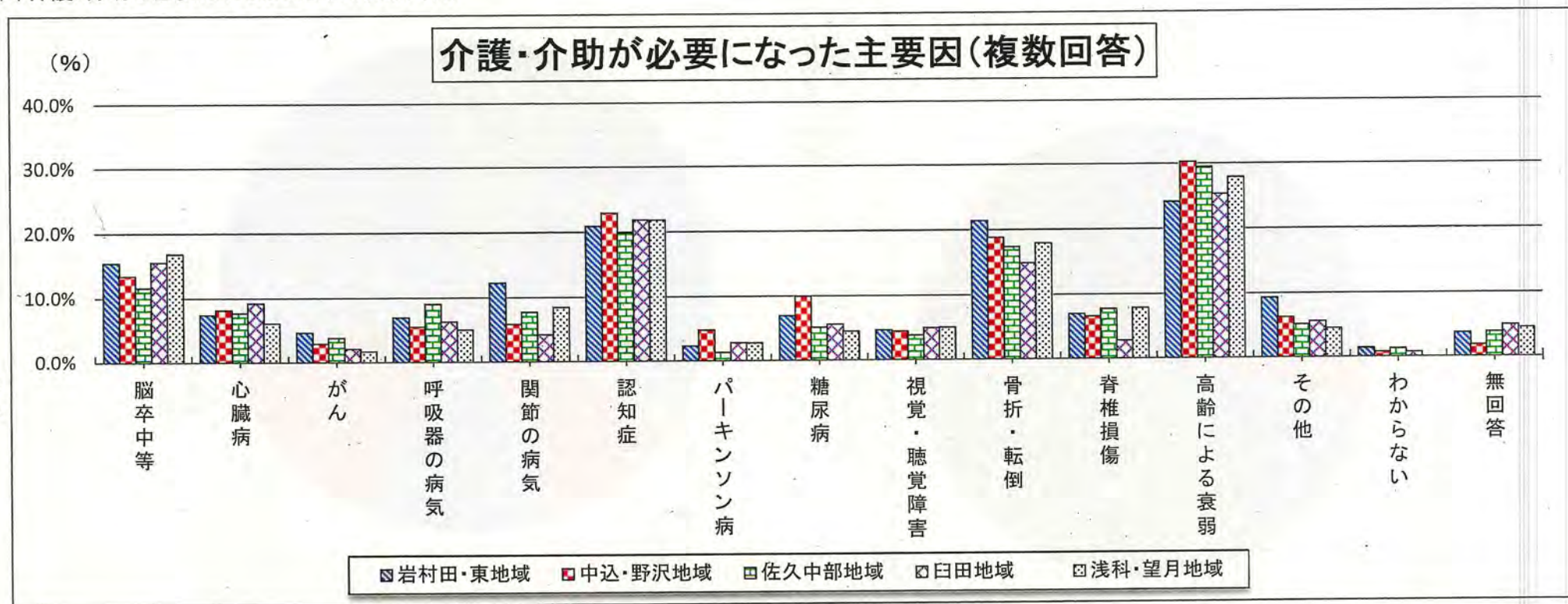


要支援1～要介護5

第7期介護保険事業計画策定にかかる高齢者等実態調査結果(平成28年12月実施)

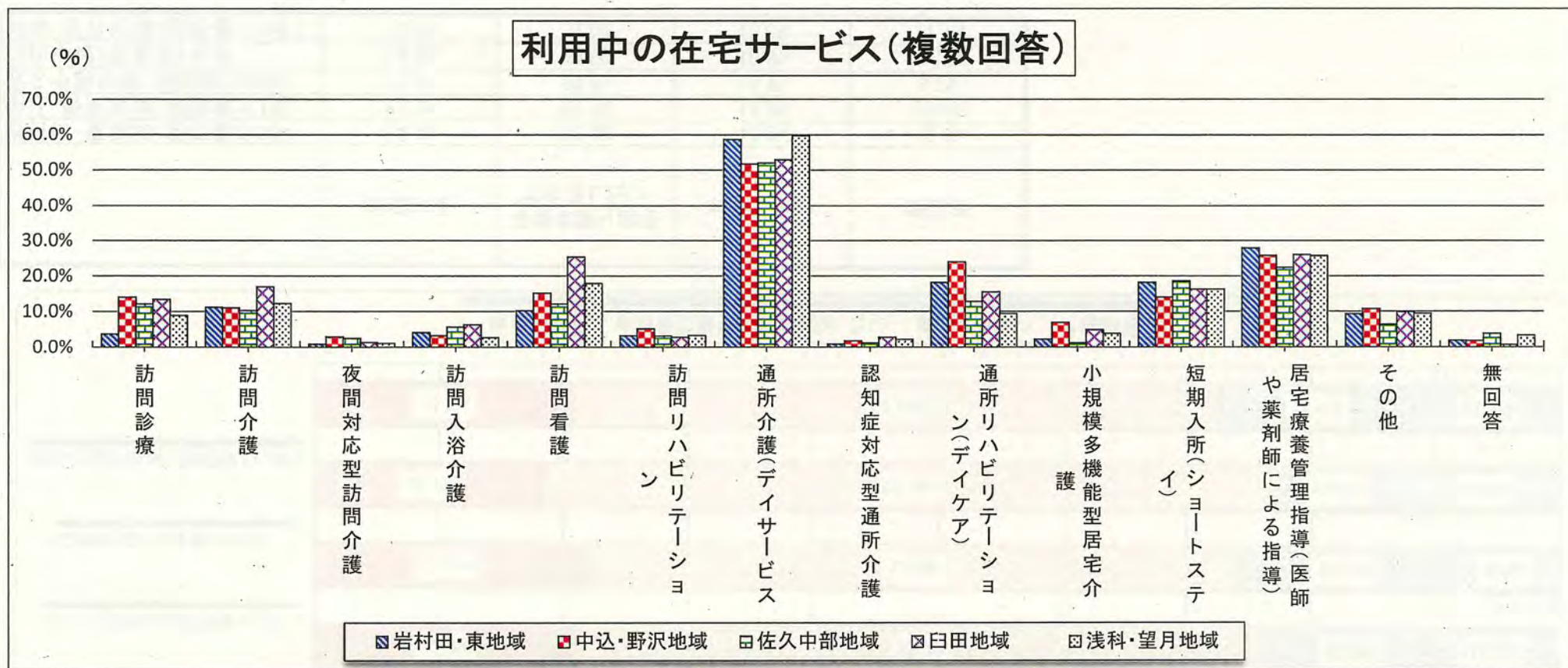
佐久市居宅要介護・要支援認定者に対する実態調査における生活圏域別回答の集計(対象者963人)

(1)介護・介助が必要になった主要因(複数回答)



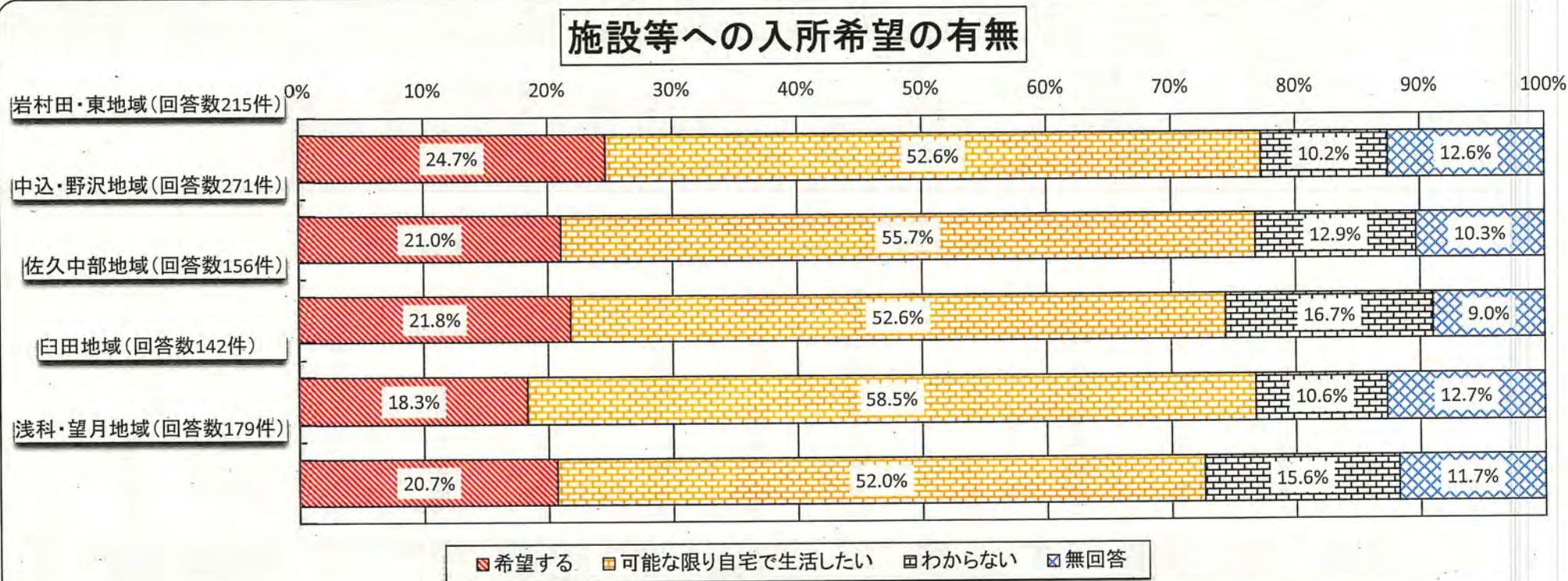
	脳卒中 等	心臓病	がん	呼吸器 の病気	関節の 病気	認知症	パーキ ンソン 病	糖尿病	視覚・ 聴覚障 害	骨折・ 転倒	脊椎損 傷	高齢に よる衰 弱	その他	わか らな い	無回答
岩村田・東地域(回答数215件)	15.3%	7.4%	4.7%	7.0%	12.1%	20.9%	2.3%	7.0%	4.7%	21.4%	7.0%	24.2%	9.3%	1.4%	3.7%
中込・野沢地域(回答数271件)	13.3%	8.1%	3.0%	5.5%	5.9%	22.9%	4.8%	10.0%	4.4%	18.8%	6.6%	30.3%	6.3%	0.7%	1.8%
佐久中部地域(回答数156件)	11.5%	7.7%	3.8%	9.0%	7.7%	19.9%	1.3%	5.1%	3.8%	17.3%	7.7%	29.5%	5.1%	1.3%	3.8%
臼田地域(回答数142件)	15.5%	9.2%	2.1%	6.3%	4.2%	21.8%	2.8%	5.6%	4.9%	14.8%	2.8%	25.4%	5.6%	0.7%	4.9%
浅科・望月地域(回答数179件)	16.8%	6.1%	1.7%	5.0%	8.4%	21.8%	2.8%	4.5%	5.0%	17.9%	7.8%	27.9%	4.5%	0.0%	4.5%

(2)利用中の在宅サービス(複数回答)



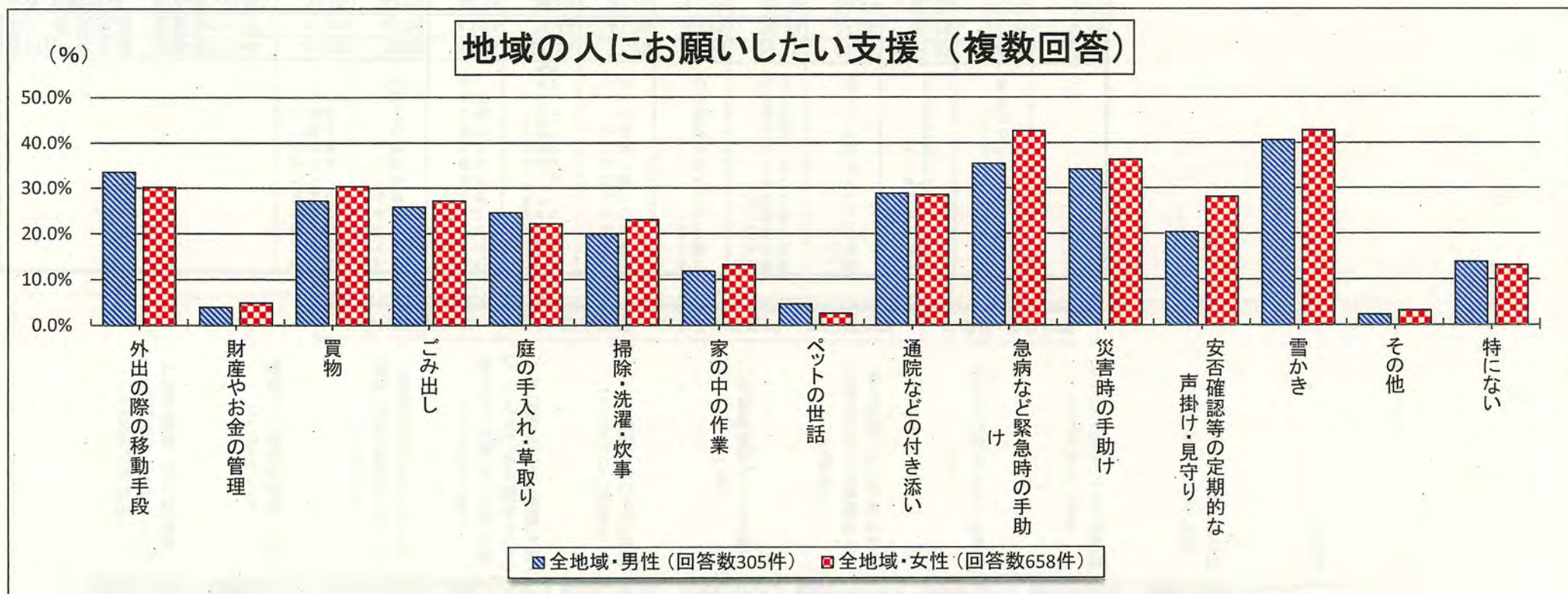
	訪問診療	訪問介護	夜間対応型訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護(デイサービス)	認知症対応型通所介護	通所リハビリテーション(デイケア)	小規模多機能型居宅介護	短期入所(ショートステイ)	居宅療養管理指導(医師や薬剤師による指導)	その他	無回答
岩村田・東地域 (回答数215件)	3.7%	11.2%	0.9%	4.2%	10.2%	3.3%	58.6%	0.9%	18.1%	2.3%	18.1%	27.9%	9.3%	1.9%
中込・野沢地域 (回答数271件)	14.0%	11.1%	3.0%	3.3%	15.1%	5.2%	51.7%	1.8%	24.0%	7.0%	14.0%	25.8%	10.7%	1.8%
佐久中部地域 (回答数156件)	12.2%	10.3%	2.6%	5.8%	12.2%	3.2%	51.9%	1.3%	12.8%	1.3%	18.6%	22.4%	6.4%	3.8%
臼田地域 (回答数142件)	13.4%	16.9%	1.4%	6.3%	25.4%	2.8%	52.8%	2.8%	15.5%	4.9%	16.2%	26.1%	9.9%	0.7%
浅科・望月地域 (回答数179件)	8.9%	12.3%	1.1%	2.8%	17.9%	3.4%	59.8%	2.2%	9.5%	3.9%	16.2%	25.7%	9.5%	3.4%

(3) 施設等への入所希望の有無



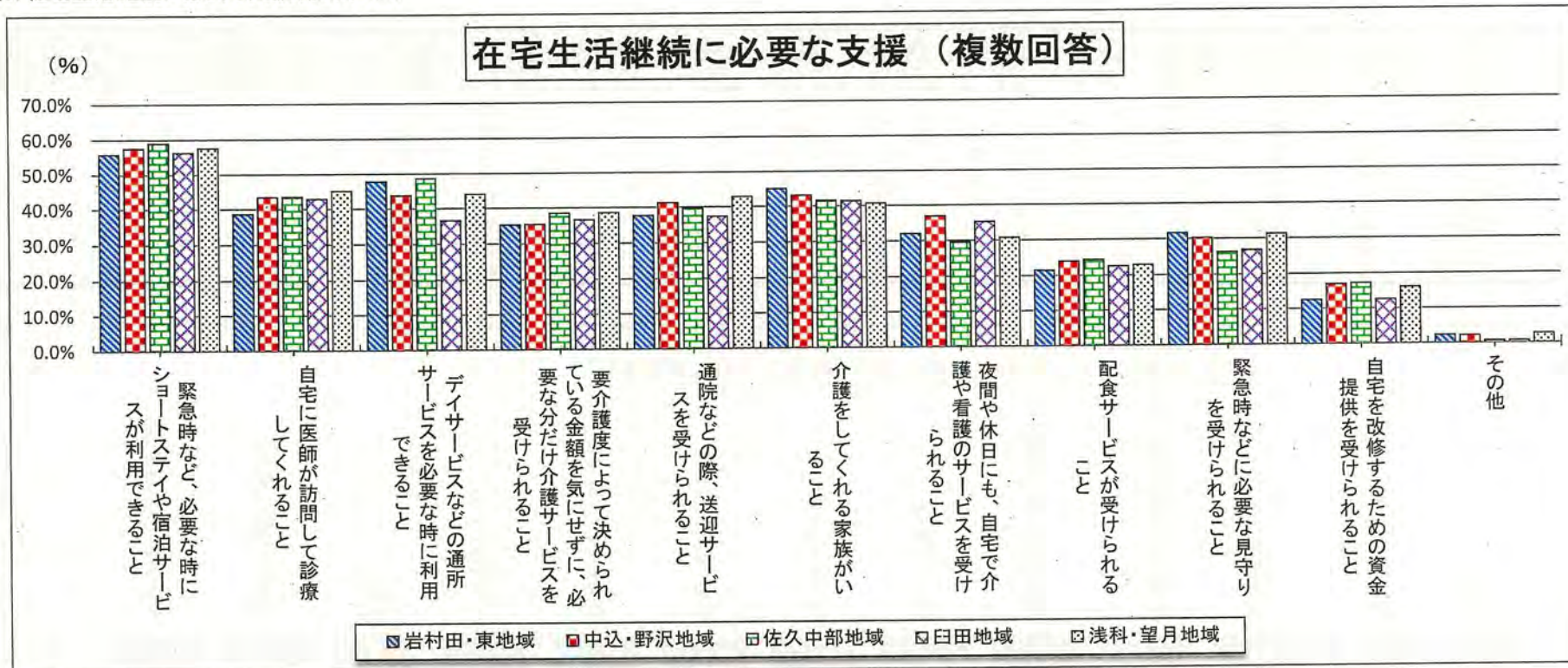
	希望する	可能な限り自宅で生活したい	わからない	無回答
岩村田・東地域(回答数215件)	24.7%	52.6%	10.2%	12.6%
中込・野沢地域(回答数271件)	21.0%	55.7%	12.9%	10.3%
佐久中部地域(回答数156件)	21.8%	52.6%	16.7%	9.0%
臼田地域(回答数142件)	18.3%	58.5%	10.6%	12.7%
浅科・望月地域(回答数179件)	20.7%	52.0%	15.6%	11.7%

(4) 地域の人をお願いしたい支援(複数回答)



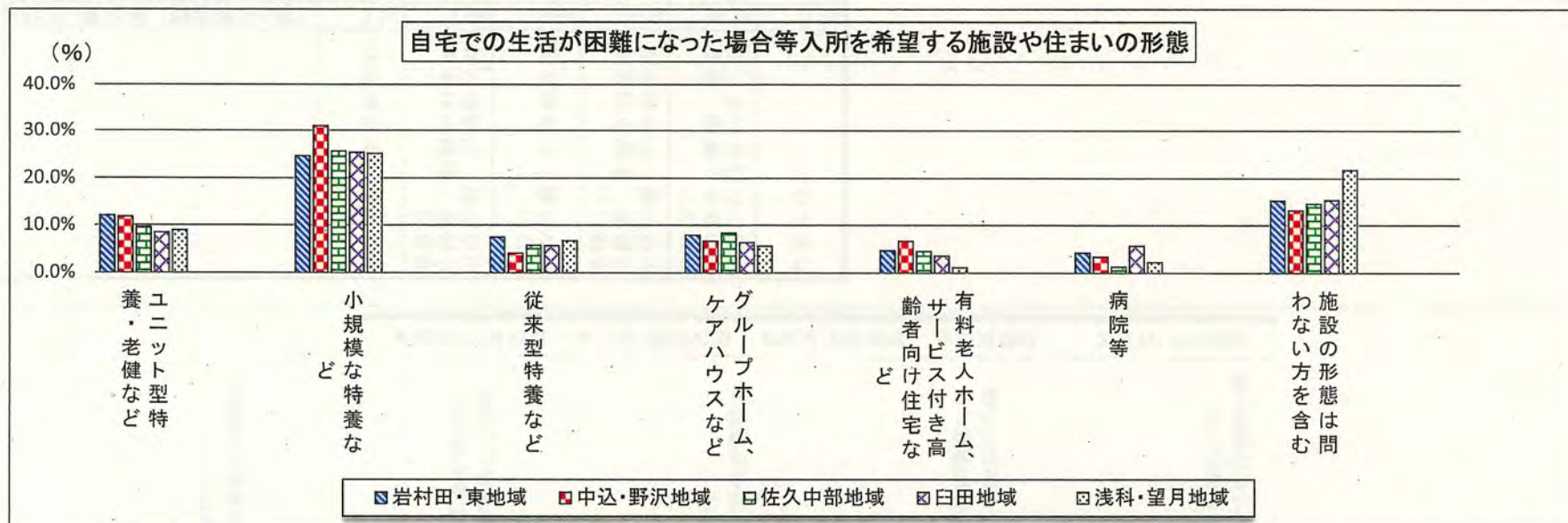
	外出の際の移動手段	財産やお金の管理	買物	ごみ出し	庭の手入れ・草取り	掃除・洗濯・炊事	家の中の作業	ペットの世話	通院などの付き添い	急病など緊急時の手助け	災害時の手助け	定期的な安否確認等の声掛け・見守り	雪かき	その他	特になし
全地域・男性 (回答数305件)	33.4%	3.9%	27.2%	25.9%	24.6%	20.0%	11.8%	4.6%	28.9%	35.4%	34.1%	20.3%	40.7%	2.3%	13.8%
全地域・女性 (回答数658件)	30.2%	4.9%	30.4%	27.2%	22.2%	23.1%	13.2%	2.6%	28.6%	42.7%	36.3%	28.1%	42.9%	3.2%	13.1%

(5) 在宅生活継続に必要な支援(複数回答)



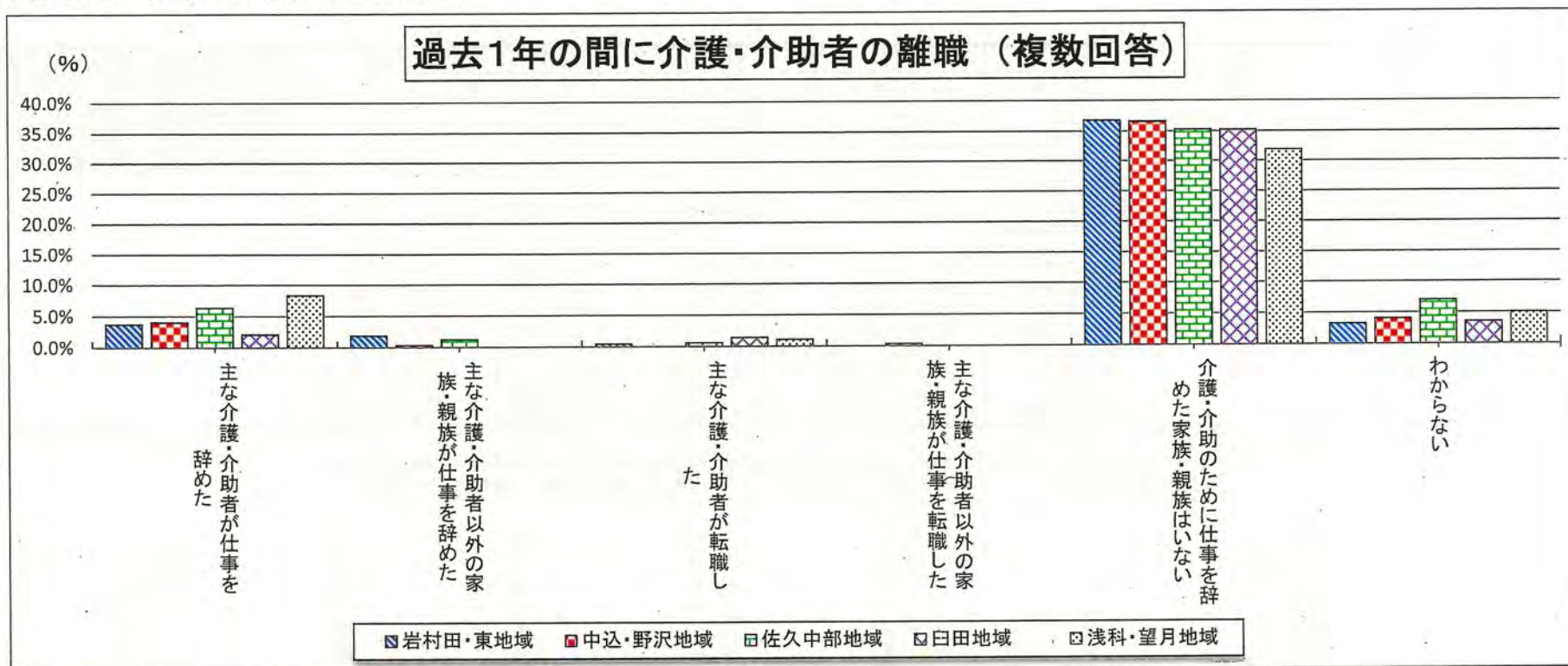
	緊急時など、必要な時にショートステイや宿泊サービスが利用できること	自宅に医師が訪問して診療してくれること	デイサービスなどの通所サービスが必要な時に利用できること	要介護度によって決められている金額を気にせずに、必要な分だけ介護サービスを受けられること	通院などの際、送迎サービスを受けられること	介護をしてくれる家族がいること	夜間や休日にも、自宅で介護や看護のサービスを受けられること	配食サービスが受けられること	緊急時などに必要な見守りを受けられること	自宅を改修するための資金提供を受けられること	その他
岩村田・東地域（回答数215件）	55.8%	38.6%	47.9%	35.3%	37.7%	45.1%	32.1%	21.4%	31.6%	12.6%	2.3%
中込・野沢地域（回答数271件）	57.6%	43.5%	43.9%	35.4%	41.3%	43.2%	36.9%	24.0%	30.3%	17.0%	2.2%
佐久中部地域（回答数156件）	59.0%	43.6%	48.7%	38.5%	39.7%	41.7%	29.5%	24.4%	26.3%	17.3%	0.6%
臼田地域（回答数142件）	56.3%	43.0%	36.6%	36.6%	37.3%	41.5%	35.2%	22.5%	26.8%	12.7%	0.7%
浅科・望月地域（回答数179件）	57.5%	45.3%	44.1%	38.5%	43.0%	40.8%	30.7%	22.9%	31.3%	16.2%	2.8%

(6) 自宅での生活が困難になった場合等入所を希望する施設や住まいの形態



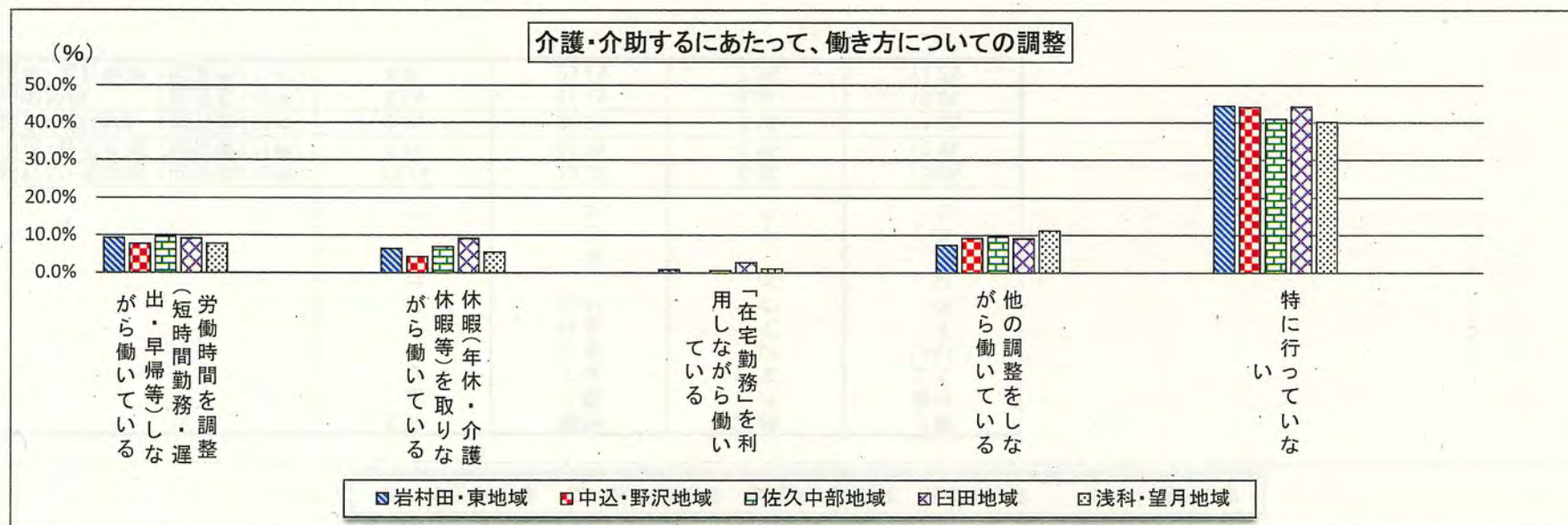
	の生数大れ常 施活ごき、時 設をとく施介 送に手設護 れ家もの 庭、規受 個的少模け 室な人らは	困規護自住 気模が宅み ので受近價 個家けくれ 室庭らでた の的れ常地 施な、時域 設費小介や	い低利でれ常 施額用、る時 設な料個大介 な相金室規護 ど部がに模が 屋比比な受 の較べ施け 多的て設ら	小けにめのや一 規な応、低身人 模がじ高下体暮 施らて齢を・ら 設生介者補認し 活護がう知の すを必た機不 る受要能安	供どじ者主 さのてとに れサ食し高 るー事、齢 集ビや希者 合ス清望を 住が掃に入 宅提な応居	その他	特になし
	ユニット型特養・老健 など	小規模な特養など	従来型特養など	グループホーム、ケ アハウスなど	有料老人ホーム、 サービス付き高齢者 向け住宅など	病院等	施設の形態は問わ ない方を含む
岩村田・東地域 (回答数215件)	12.1%	24.7%	7.4%	7.9%	4.7%	4.2%	15.3%
中込・野沢地域 (回答数271件)	11.8%	31.0%	4.1%	6.6%	6.6%	3.3%	13.3%
佐久中部地域 (回答数156件)	9.6%	25.6%	5.8%	8.3%	4.5%	1.3%	14.7%
臼田地域 (回答数142件)	8.5%	25.4%	5.6%	6.3%	3.5%	5.6%	15.5%
浅科・望月地域 (回答数179件)	8.9%	25.1%	6.7%	5.6%	1.1%	2.2%	21.8%

(7) 過去1年の間に介護・介助者の離職(複数回答)



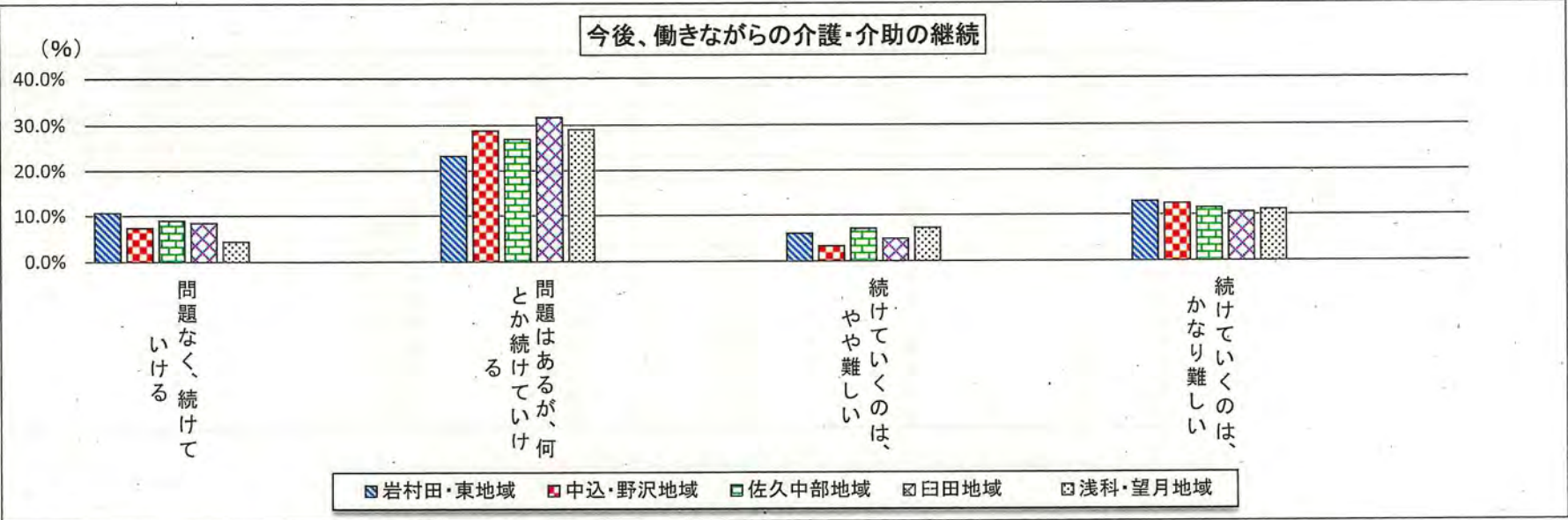
	主な介護・介助者が仕事を辞めた	主な介護・介助者以外の家族・親族が仕事を辞めた	主な介護・介助者が転職した	主な介護・介助者以外の家族・親族が仕事を転職した	介護・介助のために仕事を辞めた家族・親族はいない	わからない
岩村田・東地域 (回答数215件)	3.7%	1.9%	0.5%	0.0%	36.7%	3.3%
中込・野沢地域 (回答数271件)	4.1%	0.4%	0.0%	0.4%	36.5%	4.1%
佐久中部地域 (回答数156件)	6.4%	1.3%	0.6%	0.0%	35.3%	7.1%
臼田地域 (回答数142件)	2.1%	0.0%	1.4%	0.0%	35.2%	3.5%
浅科・望月地域 (回答数179件)	8.4%	0.0%	1.1%	0.0%	31.8%	5.0%

(8) 介護・介助するにあたって、働き方についての調整



	労働時間を調整（短時間勤務・遅出・早帰等）しながら働いている	休暇（年休・介護休暇等）を取りながら働いている	「在宅勤務」を利用しながら働いている	他の調整をしながら働いている	特に行っていない
岩村田・東地域（回答数215件）	9.3%	6.5%	0.9%	7.4%	44.7%
中込・野沢地域（回答数271件）	7.7%	4.4%	0.0%	9.2%	44.3%
佐久中部地域（回答数156件）	9.6%	7.1%	0.6%	9.6%	41.0%
臼田地域（回答数142件）	9.2%	9.2%	2.8%	9.2%	44.4%
浅科・望月地域（回答数179件）	7.8%	5.6%	1.1%	11.2%	40.2%

(9) 今後も働きながら介護・介助を続けていけそうですか



	問題なく、 続けていける	問題はあるが、 何とか 続けていく	続けていくのは、 やや 難しい	続けていくのは、 かな り難しい
岩村田・東地域（回答数215件）	10.7%	23.3%	6.0%	13.0%
中込・野沢地域（回答数271件）	7.4%	28.8%	3.3%	12.5%
佐久中部地域（回答数156件）	9.0%	26.9%	7.1%	11.5%
臼田地域（回答数142件）	8.5%	31.7%	4.9%	10.6%
浅科・望月地域（回答数179件）	4.5%	29.1%	7.3%	11.2%

❖佐久市自殺対策総合計画（骨子案）

1 計画策定の目的

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことの出来る社会的な問題です。

佐久市では、すべての市民が連帯感を持ち「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない『佐久市』の実現」を目指します。

2 背景

- ・日本の自殺死亡者数 → 平成10年以降14年間連続3万人超。
- ・自殺対策基法施行（平成18年） → 自殺は「個人の問題」から「社会問題」へ。
※ 以降、減少傾向となるものの、現在でも2万人を超える水準。
- ・自殺対策基本法が改正（平成28年4月） → 全自治体に自殺対策計画の策定を義務付け。
※ 地域レベルでの自殺対策をさらに推進。
- ・現在の佐久市での実施事業 → 「佐久市自殺対策連絡協議会」「佐久市自殺対策関係課連絡会議」等の支援者連携、「心のほっとライン・佐久」（フリーダイヤルの相談直通電話）等の自殺リスク者への支援など、16の事業を実施。
- ・佐久市自殺対策総合計画策定 → 佐久市における自殺の実態分析を実施。
※ より実態を踏まえた自殺対策を推進。

自殺総合対策における基本認識

- ❖自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題である
- ❖年間自殺者数は横ばいで推移しており、自殺対策は継続して取り組むべき課題である
- ❖PDCAサイクルを通じて、実践的な取り組みを地域レベルで推進する

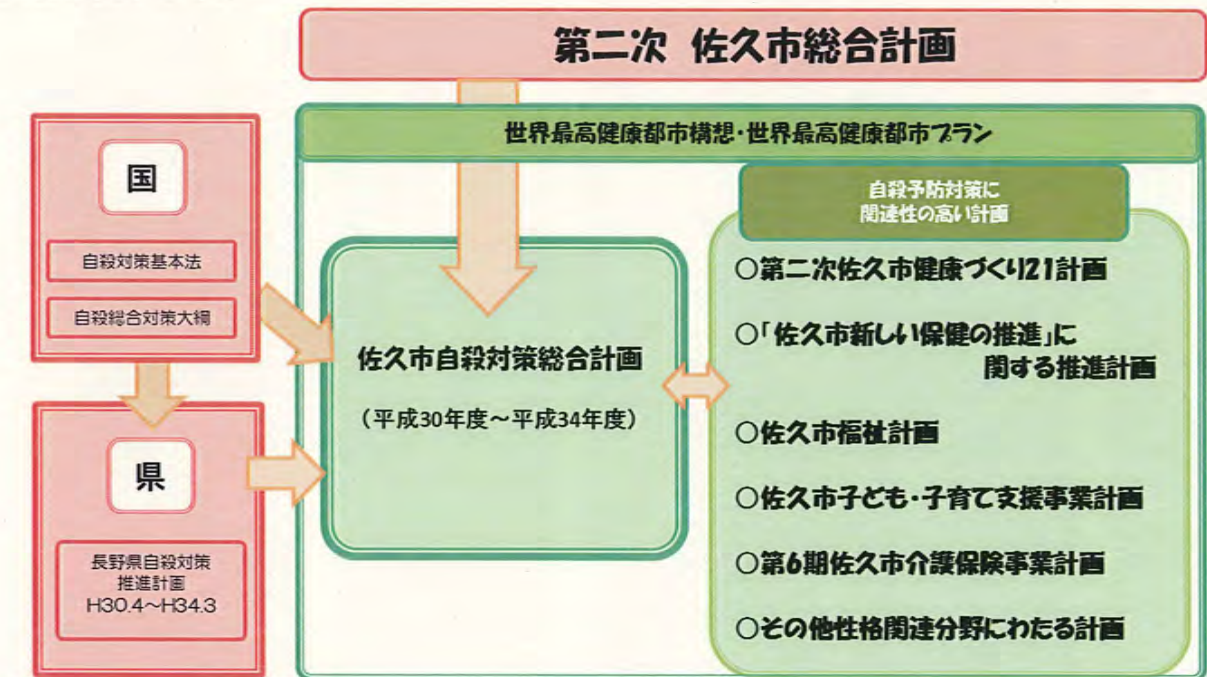
3 計画の期間

- ・平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

4

計画の位置づけ

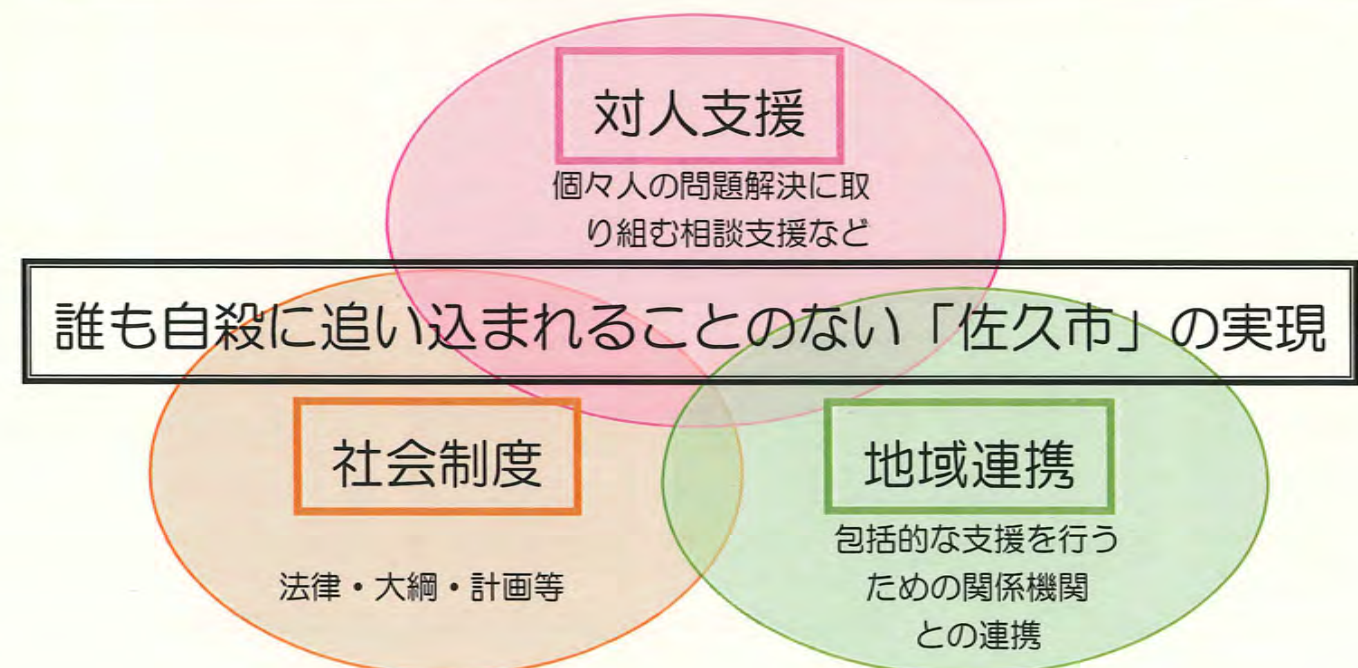
- ・この計画は、中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、第二次佐久市総合計画の佐久市が目指す将来都市像「快適健康都市 佐久」の実現に向けた、本市の自殺対策の基本となる計画です。
- ・関連性の高い計画である「第2次佐久市健康づくり21計画」や「佐久市福祉計画」等との整合を図ります。



5

自殺対策における連携の考えかた

- ❖社会制度・地域連携・対人支援の3つのレベルの有機的連携（密接な関係）による総合的な自殺対策の推進を目指す



自殺対策における重点施策

重点施策1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

❖自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る問題であることについて住民の理解の促進を図る。

《具体的な取り組み》

- ・自殺予防週間および自殺対策強化月間における啓発活動の推進
- ・広報等の媒体による自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

重点施策2 自殺対策に係る人材の確保、養成及び 資質の向上を図る

❖様々な分野において生きることの包括的な支援に関わる専門家や支援者を自殺対策に係る人材として確保、養成する。

《具体的な取り組み》

- ・様々な分野でのゲートキーパー養成
- ・定期的な情報交換会の実施などによる自殺対策従事者への心のケアの推進

重点施策3 社会全体の自殺リスクを低下させ、 環境の整備を行う

❖「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、併せて「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取り組みを推進する。

《具体的な取り組み》

- ・相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
- ・生活困窮者への支援の充実
- ・妊産婦への支援の充実

重点施策4 民間団体との連携を強化する

❖地域の自殺対策において、民間団体は非常に重要な役割を担っているため、実践的な連携の確立を行う。

《具体的な取り組み》

- ・地域における自殺対策関係機関、団体等との連携の強化

重点施策5 子ども・若者の自殺対策を推進する

❖国の自殺死亡率は、近年、全体として低下傾向にあるものの、20歳未満はおおむね横ばい、20～30歳代は他の年代と比べ減少率が低い状況となっているため、自殺対策を推進する必要がある。

《具体的な取り組み》

- ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・インターネットメールやSNSの利用を含めた、若者の特性に応じた支援の充実



*今後の計画策定については、国から示される計画策定ガイドライン、政策パッケージ等をもとに計画に反映していく

自殺対策の数値目標

➢平成34年までに、自殺死亡率を15.2以下（平成27年比で20%減少）

※ 県 ⇒ 平成34年までに、14.5以下（平成27年比で20%減少）

※ 国 ⇒ 平成38年までに、13.0以下（平成27年比で30%減少）

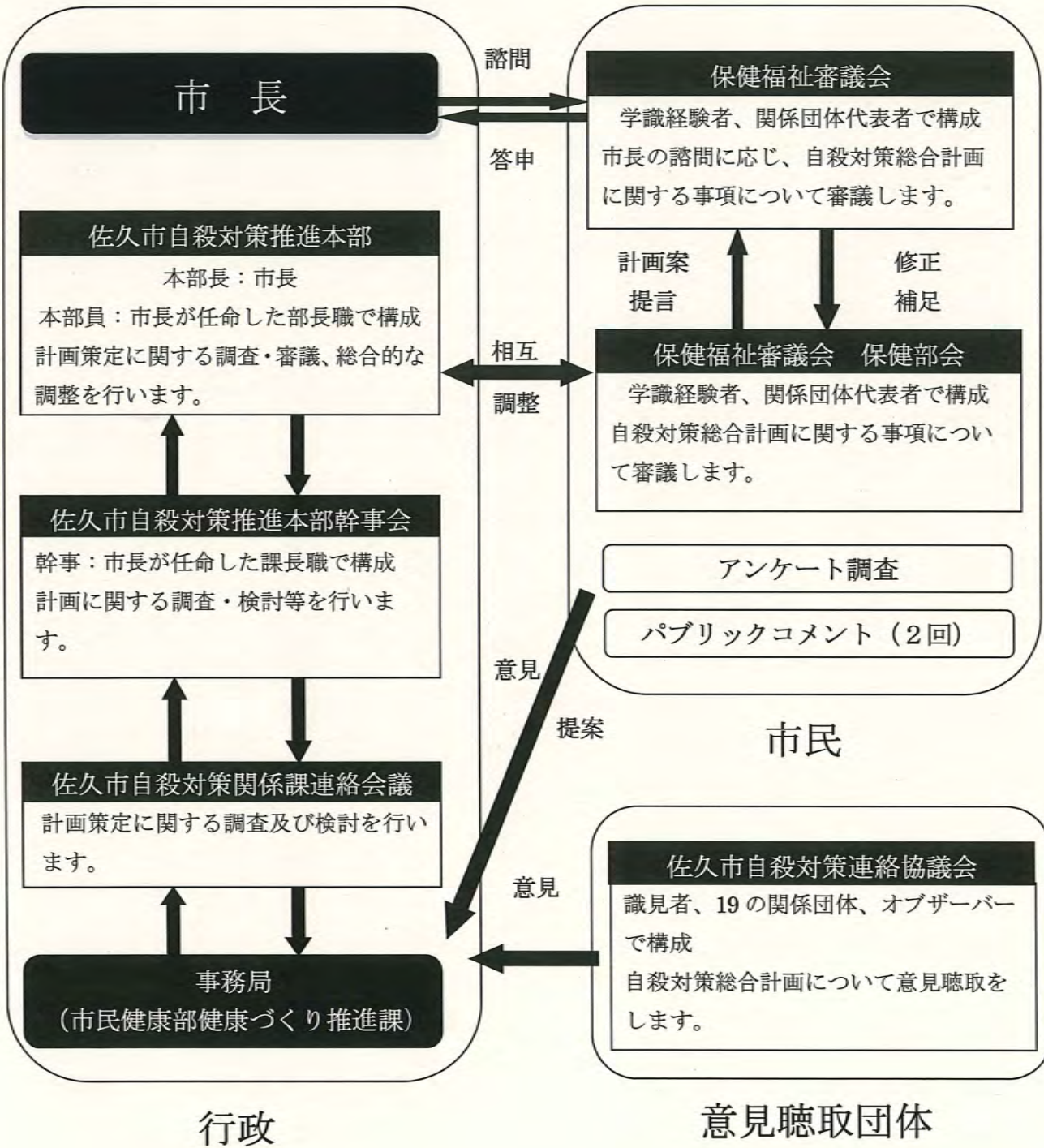
➢ゲートキーパーの認知度など自殺死亡率以外の指標も設定し、自殺対策の効果を把握する



市民参画と策定体制

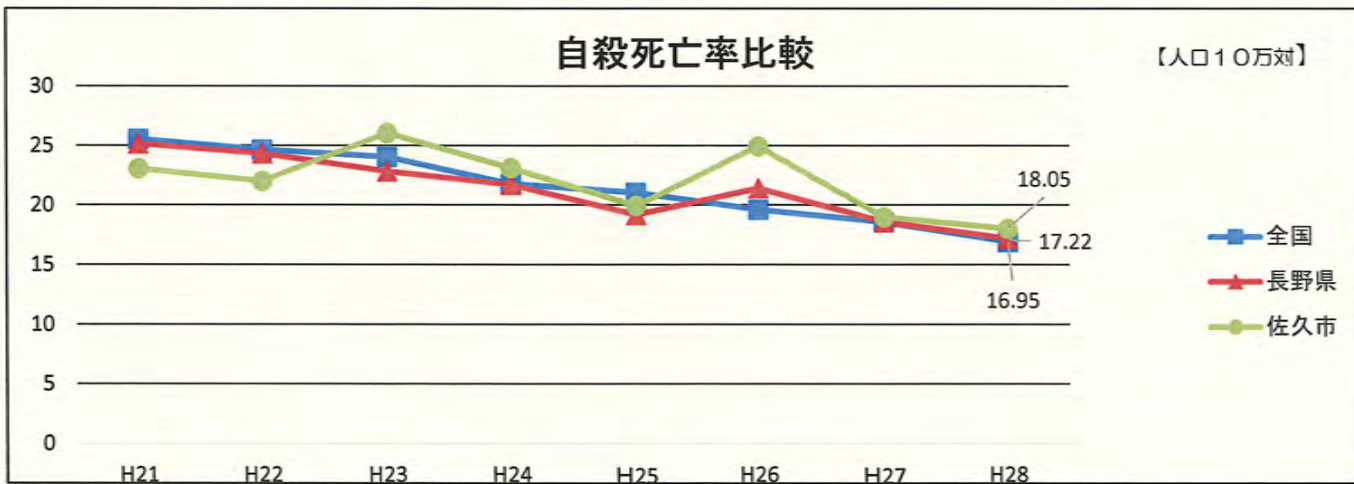
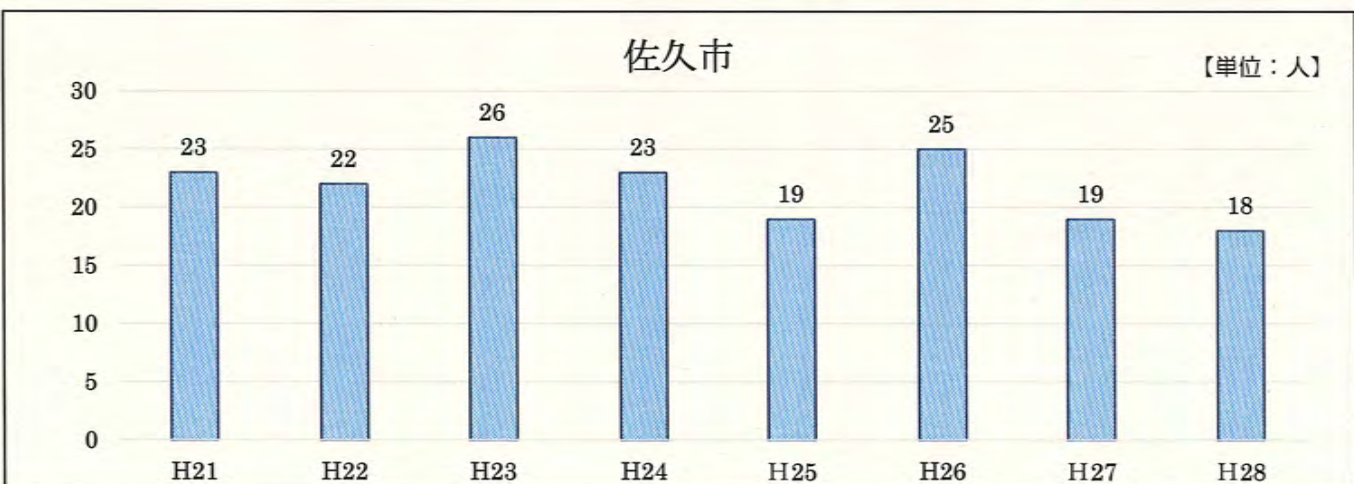
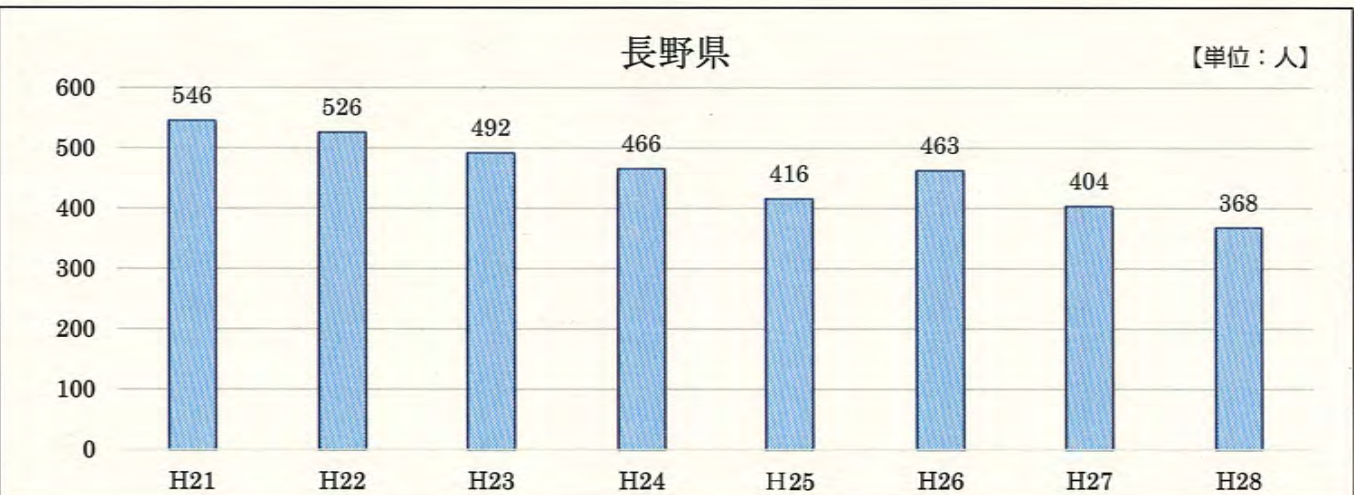
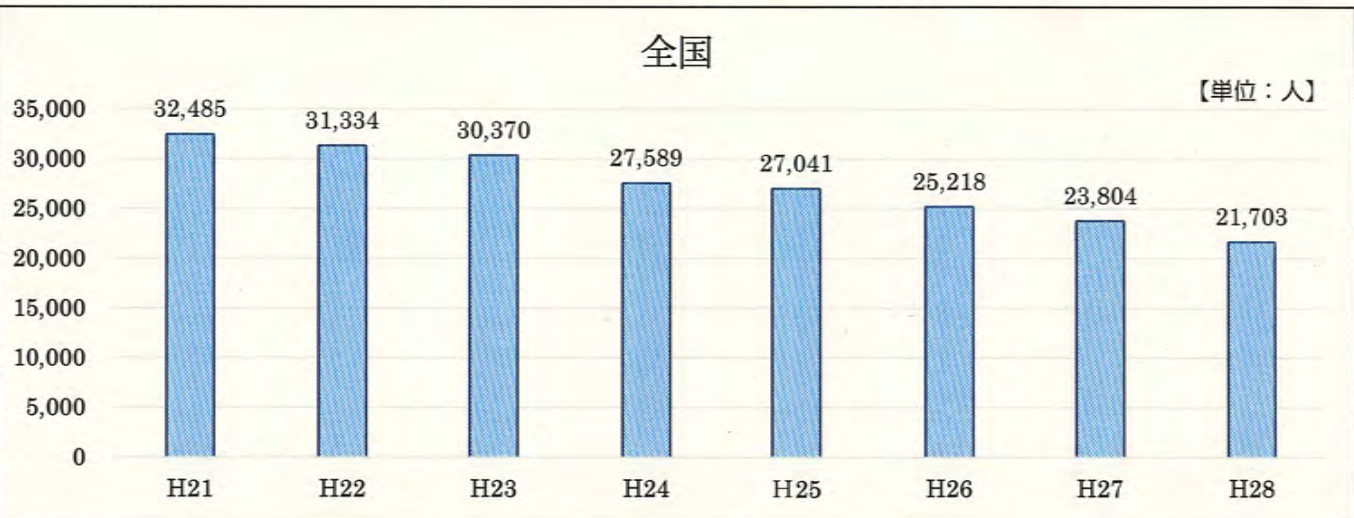
市民参画や庁内体制等により、計画策定を進めていくものとします。

<策定体制図>



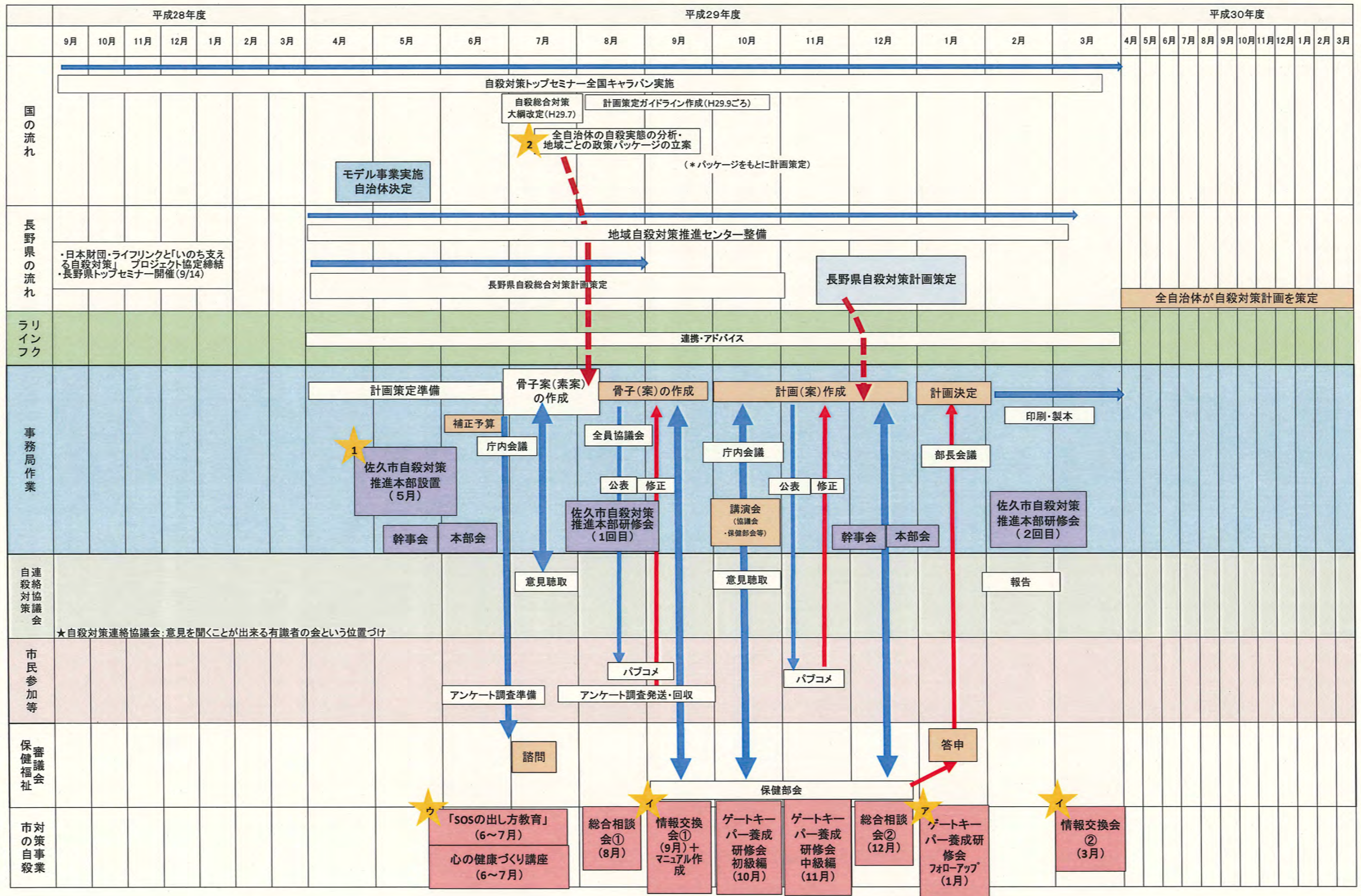
資料：自殺者数の推移

出典：内閣府・厚生省 自殺の基礎資料



佐久市自殺対策総合計画策定スケジュール(案)

資料No.6



*情報交換会:保健師や相談員など支援するための体制の構築